令和６年　第４回定例会

大和村議会会議録

第4回定例会　令和６年12月９日（月）開会
令和６年12月13日（金）閉会

大 和 村 議 会

令和６年第４回大和村議会定例会会期日程

12月9日（月）開会～12月13日（金）閉会　会期5日間

日　次	月　日	曜日	会議別	日　　程
第１日	12月9日	月	本会議	（開　会） 補正予算　８件 条例関係　５件（内発議１件） 規約　１件 請願委員会付託
第２日	12月10日	火	休　会	
第３日	12月11日	水	休　会	
第４日	12月12日	木	本会議	一般質問　２名 市田 議員、前田 議員
第５日	12月13日	金	本会議	（最終本会議） 一般質問　４名 （午前）中井 議員・勝山 議員 （午後）重信 議員・奥田(忠) 議員 追加議案 条例関係　３件 発議・議員派遣・継続調査 （閉　会）

第４回　大和村議会定例会

第　１　日

令和６年１２月９日（月）

大　和　村　議　会

令和６年第３回大和村議会定例会会議録

令和６年 12 月９日（月）
午後１時３０分　開　会

１　議事日程

開会の宣告

日程第　１	会議録署名議員の指名	
日程第　２	会期の決定	
日程第　３	諸般の報告	
日程第　４	行政報告	
日程第　５	承認第１０号	令和６年度大和村一般会計補正予算(第４号)の専決処分の承認について
日程第　６	議案第５３号	令和６年度大和村一般会計補正予算(第５号)について
日程第　７	議案第５４号	令和６年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第２号)について
日程第　８	議案第５５号	令和６年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第３号)について
日程第　９	議案第５６号	令和６年度大和村介護保険特別会計補正予算(第３号)について
日程第１０	議案第５７号	令和６年度大和村大和の園特別会計補正予算(第３号)について
日程第１１	議案第５８号	令和６年度大和村簡易水道事業会計補正予算(第３号)について
日程第１２	議案第５９号	令和６年度大和村集落排水事業会計補正予算(第３号)について
日程第１３	議案第６０号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第１４	議案第６１号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
日程第１５	議案第６２号	大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第６３号	大和村農林漁業者奨学金,研究研修助成基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第６４号	大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８	発議第　２号	大和村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１９	請願第　１号	外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願

散会の宣告

2　出席議員は次のとおりである。（８名）

１番	奥田浩一君	６番	藏　　正君
２番	市田実孝君	７番	勝山浩平君
３番	前田清和君	８番	中井文忠君
５番	重信安男君	９番	奥田忠廣君

3　欠席議員は次のとおりである。（０名）

4　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森永　　学君	主　　査	後藤美穂子君

5　説明のため出席した者の職氏名

村　　長	伊集院　　幼君	教育長	晨原弘久君
副村長	仲新城長政君	教委事務局長	前田逸人君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	大瀬幸一君
建設課長	早川勝志君	産業振興課長 兼農委事務局長	福本新平君
教委指導主事	里中卓麻君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	児玉明美君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝　　健一郎君

開会　午後　１時３０分

○議長（藏　正君）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和６年第４回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藏　正君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、９番、奥田忠廣君、１番、奥田浩一君を指名いたします。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第２　会期の件

○議長（藏　正君）

日程第２、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日の５日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの５日間に決定いたしました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（藏　正君）

日程第３、諸般の報告を行います。

令和６年第３回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配布いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（藏　正君）

日程第４、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院　幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、９月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

９月の24日でございますけれども、鹿児島大学地域医療センターに訪問させていただきまして、鹿児島県の地域医療の在り方と地域枠のお医者さんの派遣について、センター長でございます嶽崎先生との意見交換をさせていただきました。これは御案内のとおり、小川医師が来年の３月までということで、鹿児島県の地域枠の先生を各離島に派遣をしているということでございまして、私も早急に情報を共有しなければならないということで、まずは鹿児島大学に出向き、そしてまた10月には県庁の保健福祉部のほうで関係者との意見交換もさせていただいたところでもございます。まだはっきり決まっておりませんけれども、皆様方に決まり次第御報告をさせていただければというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思います。

９月の30日でございますが、出産祝金の交付式ということで、９月には６名の方に祝い金の交付を行わせていただきました。６名のうち５名の方が第３子ということでございますして、今年度を入れますと約10名の方が出産を終えるということになっております。我々もしっかり議会の皆様の御理解をいただきながら、子育て支援に努めていきたいというふうに思っているところでもございます。

10月に入りまして、10月の20日でございますが、関東大和会の総会が行われました。ここには名音集落の八月踊り保存会を初めて御披露させていただいて、大いに関東の出身者の皆さんに名音集落の八月踊りを発信することができました。これからも、我々も機会があるごとに伝統芸能をしっかり継承できるような取組を、村として取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ議会の皆様にも情報提供いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

11月に入りまして、11月の２日でございますが、第３回長田須磨シンポジウムを開催させていただきました。見目先生のお取り計らいによりまして、奄美文化伝承プロジェクトという形で長田須磨に関するシンポジウムを、一応第５回まで開くように考えておりまして、今回は長田須磨氏が残した方言のことについて、いろいろと情報を共有させていただきながら、講演もいただいたところでもございます。我々も島の出身者でございますので、しっかり保存できるように今進めておりますので、これからも対応していきたいというふうに思っているところでございます。

11月の12日でございますが、徳田虎雄氏の偲ぶ会が徳之島３町長を実行委員として、全町村に伴う偲ぶ会が開催をされたところでもございます。これからも徳田虎雄氏の遺志をついでしっかり島民の医療が守られるということでございますので、我々も協力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

11月の17日でございますが、村の防災訓練をさせていただきました。500名近くの方に参加をしていただきまして、避難場所の確認、そして各自主防災組織の確認などをしていただいたところでもございます。自主防災組織の意識向上のためにも、いろいろな形で研修に取り組んでいきたいというふうに思っております。その一環としまして、訓練後に午前中でございましたが、男女共同参

画に伴うアドバイザーをお越しいただきまして、防災セミナーを開催したところでもございます。我々も避難訓練だけじゃなくいろんな形で関わる人たちが学ぶ機会も、これからも作っていきたいというふうに思っているところでございます。

11月の23日でございますが、関西大和会の総会が開催をされました。何とか関西の大和会も役員等も体制が整いまして、自立的に自分たちで総会が開催できるようになりました。また、毎月１回、役員の皆さんが集まって、いろんな形で意見交換もされているようでございますので、これで何とか存続が可能になっているんじゃないかなというふうに思っております。会がしっかり開催ができますことは、我々も島からも先ほどの関東と合わせて、伝統芸能等もまた関西の地での御披露できればというふうに考えているところでもございます。

12月に入りまして、５日でございます。奄美市役所大和会との交流会が行われました。コロナ禍の中で開催されておりませんでしたけれども、久し振りの開催ということで、奄美ハナハナのほうで開催をさせていただきました。安田市長も出席する中で、これからも出身者との交流を深めていければという市長の意志もございましたので、我々もしっかり交流を図っていきたいというふうに思っております。

昨日は県体記念グラウンドゴルフ大会がフォレストポリスで開催をされました。天候も心配されましたが、このグラウンドゴルフには競技人口も多くなってきております。我々も行事を行うにはいろんな形で大変なところもありますけれども、一つの健康づくりの一環として、やっぱり若い人たちから高齢者まで多くの方に参加をしていただいておりますので、教育委員会を中心として、これからもしっかり計画を立てながら大和村を盛り上げていただけるように考えておるところでございます。

以上で、行政報告を終わりたいと思います。

○議長（藏　正君）

これで、行政報告を終わります。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第５　承認第10号　令和６年度大和村一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認について

○議長（藏　正君）

日程第５、承認第10号、令和６年度大和村一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

令和６年度大和村一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和６年度大和村一般会計補正予算（第４号）につきましては、衆議院議員総選挙に係る費用について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和６年度大和村一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

令和６年度大和村一般会計補正予算（第４号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,240万5,000円にいたしました。今回の補正は、衆議院議員選挙によるものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

７ページをお開きください。

款14国庫支出金、項３国庫委託金、目１総務費国庫委託金は、10月15日に公示され27日に投開票が行われました衆議院議員選挙による委託金として320万円を計上いたしました。

次に、８ページの歳出について御説明を申し上げます。

款２総務費、項４選挙費、目５衆議院議員選挙費は、10月15日公示、翌日の16日から期日前投票が始まり、27日に投開票が行われました衆議院選挙に関しまして、節１の各委員の報酬、節３職員手当等から節12までの選挙看板設置看板設置、撤去における委託料までの合計で320万円を計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第６　議案第53号　令和６年度大和村一般会計補正予算（第５号）について

○議長（藏　正君）

日程第６、議案第53号、令和６年度大和村一般会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

令和６年度大和村一般会計補正予算（第５号）について、提案の理由を申し上げます。

令和６年度大和村一般会計補正予算（第５号）につきましては、河川等災害復旧事業や各公営企業会計への補助金の減額など、歳入歳出それぞれ１億853万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和６年度大和村一般会計補正予算（第５号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和６年度大和村一般会計補正予算（第５号）は、歳入歳出それぞれ１億853万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,093万9,000円にしようとするものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。

８ページをお開きください。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目３公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、今年９月に発生いたしました台風13号による村内河川２カ所及び村道３カ所の河川等災害復旧費負担金として6,032万円を計上いたしました。

同じく８ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金は、節３の戸籍情報システム補助金と合わせ節５自治体システム標準化移行負担金に係る補助金の交付決定により、合計で2,192万円を計上いたしました。

同じく８ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目３土木費国庫補助金は、道路橋梁費における社会資本総合交付金道路事業及び防災安全社会資本整備交付金道路事業の減額と合わせ、道路メンテナンス事業の追加補正に伴い差引合計で790万2,000円を計上いたしました。

９ページをお開きください。

款16財産収入、項１財産運用収入、目２利子及び配当金は、財政調整基金から10ページに続きます森林環境譲与税基金までの12の基金に対し、利率の変動により各基金の合計で17万5,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

款20諸収入、項３雑入、目２雑入、節６雑入は、消防組合救急無線デジタル化事業償還金といたしまして490万8,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

各歳出項目、目３の職員手当等に当たる児童手当は、制度改正による該当職員への支給分となります。

11ページをお開きください。

款２総務費、項１総務管理費、目４財政管理費は、財政調整基金への積戻し3,105万円と合わせ、利率変動による各基金の積戻し合計で3,110万円を計上いたしました。

同じく11ページでございます。

目９定住促進費は、１件分の新築住宅助成金と合わせ４件分の住宅改修助成金及び基金利子の積戻し合計で360万5,000円を計上いたしました。

12ページをお開きください。

款２総務費、項１総務管理費、目15アマミノクロウサギ飼育展示施設整備事業費は、施設開館に向けた需用費における消耗品購入や防火管理者受講料における手数料のほか、電気保安管理委託並びに機器リース等の合計で235万2,000円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は、交付対象者増加による扶助費、出産祝金と合わせ給付対象者増加による介護保険特別会計への繰出金等の合計で212万円を計上いたしました。

14ページをお開きください。

款３民生費、項１社会福祉費、目14障害者自立支援給付事業は、障害者関連システム改修負担金と合わせサービス利用者増加による扶助費、障害者自立支援給付費等の合計で780万円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目３環境衛生費は、ハブの捕獲数増加による借上料30万円の増額や、節18負担金及び交付金にある簡水集排各特別会計への補助金から出資金への振替による１億4,086万3,000円の減額並びに節27集落排水特別事業特別会計への繰出金3,000万円の増額などの差引合計といたしまして１億1,046万8,000円を減額計上いたしました。

16ページをお開きください。

款５農林水産業費、項１農業費、目４農業振興費は、節10需用費における振興センター電気代の光熱水費のほか、節18負担金補助及び交付金におけるタンカン選果料並びに輸送料などの負担金補助及び交付金などの合計で273万8,000円を計上いたしました。

17ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１農業費、目８農地費は、節10需用費にある湯湾釜農業用水減圧弁取替修繕費と合わせ、節12委託料にあります既存システムにて対応となった、対応可能となりました地域計画策定支援業務の251万9,000円の減額など、差引合計で230万7,000円を減額いたしました。

18ページをお開きください。

款７土木費、項２道路橋梁費、目５道路メンテナンス補助事業は、戸円地区緑橋の橋梁改修事業における工事請負費などの合計で1,870万円を計上いたしました。

19ページをお願いいたします。

款８消防費、項１消防費、目６防災関連施設整備事業は、現在進められております戸円地区消防団車庫の改修に合わせ非常用発電設備を既存の屋外型発電機から屋内設置に変更することに伴い、節12の委託費から節14の工事請負費へ組替を行い、消防団車庫出入口の変更と合わせまして、実施設計に伴う増額分といたしまして470万円を計上いたしました。

同じく19ページでございます。

款10災害復旧費、項１公共土木施設災害復旧費、目１河川等災害復旧費は、台風13号における河川２カ所、村道３カ所の工事請負費と合わせ、起債対象事務経費の合計で１億1,679万6,000円を計上いたしました。

最後に、款13予備費におきまして、77万2,000円を増額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○７番（勝山浩平君）

３点伺いますね。まず１点目、12ページ、クロウサギ施設クルグルの事業費計上されておりますが、入場券の印刷費やスタッフの制服の費用、お土産用のアクリルスタンド、セルフレジのリース、電機の委託料などと伺っておりますが、再度事業の内容の説明を求めます。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

クロウサギ施設におきます補正予算のほうでございますが、消耗品費120万円、これにつきましては、クロウサギの飼育に要する用品や職員が使用する事務的用品、来館者対応用に使用する細々とした多種多様な消耗品購入に要する経費となっております。

次に、印刷製本費ですが、クロウサギアクリルスタンド、こちらのほうはお土産品として活用させていただく予定のアクリルスタンドの印刷費、そして入場券印刷、スタッフの制服印刷というふうになっております。入場券のほうにつきましては、ただの入場券ではなくて、お持ち帰りいただいてしおりとして使えるとか、そういったデザイン性のものを検討しているところでございます。

続きまして、手数料の19万8,000円についてですが、防火管理者講習手数料として１万1,000円、建築確認申請手数料として18万7,000円となっております。

次に、電気保安管理委託でございますが、こちら17万円となっております。これにつきましては、高圧電力を使用、そして発電機を設置していることから電気保安管理委託が必要となってまいります。

次に、使用料及び賃借料でございます。コピー機リース料として６万円、機器リース料10万円となっておりますのは、こちらはレジシステムの全自動キャッシャーの手数料となっております。そしてＡＥＤ手数料として２万2,000円となっております。以上でございます。

○７番（勝山浩平君）

細かい説明、ありがとうございました。また、入場券、しおり等で活用できるということで工夫がこらされておりすばらしいと感じましたが、今回、入場券を作りますけれども、来年４月オープンに向けて実際に設定をされた入館料、おいくらなのか。また、午前中の全員協議会でその他使用料の項目もありました、記載もありましたが、どういったのを使用料として徴収をする予定なのか。また、制服を作りますが、スタッフを４名予定をしているということで、地域おこし協力隊でまずは募集をかけて、その採用状況、募集状況はどうなっているのか。集まらなかったら地元からも雇用したいということでありましたが、雇用の見込みはどうなっているのか、お伺いをいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、料金についてでございますが、午前中の全員協議会でも御説明しましたように、料金などについては規則で定めるということを考えております。きちんとした料金設定につきましては、これから管理運営協議会を設置し、有識者の方々を委員としてお招きいたしまして、有識者からの御意見も伺いながら料金設定のほうはしていきたいというふうに考えております。

施設使用料につきましても、どのような形での施設使用料というところも、そこも管理運営協議会の中で検討をして料金の設定をさせていただきたいというふうに考えております。

今現状ですね、地域おこし協力隊のほうを募集中でございまして、今御相談を受けて申込みの見込みがある方が１名というふうになっております。まだ正式に申込みのほうはございませんが、見込みのある方は１名となっております。我々といたしましては、スタッフ４名を募集をかけたいというところでございますが、地域おこし協力隊で採用なった人数次第で、地元での雇用というのを考えていきたいと思っております。

○７番（勝山浩平君）

総事業費についてなんですけど、これまで建物や設備、建設費用に加えて今回も、これまでも補正予算で関連予算が計上されておりますが、こういった関連費用を含めて今の段階で総事業費は合計はいくらになっておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今、手元に細かい事業費の資料がございませんので、後ほど報告ということでよろしいでしょうか。

○７番（勝山浩平君）

オープン控えておりますけれども、１日当たり、また毎月、だいたいどれぐらい施設がクルグルが稼いだら収益が黒字になっていくのか、損益分岐点とか、そういったもろもろの計算等はされておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今現在、実際にまだ運営が１年間されておりませんので、運営に係る経費としましては、我々としては今推計で持っているところではございます。約3,600万程度ではないかというところで試算をしているところでございます。これをどれぐらいの入場者でカバーできるかというところにつきましては、料金設定、こちらをいくらにするかというところがかかってまいります。今、我々として、まずたたき台として管理運営協議会のほうへ上げさせていただきたいというのを担当課で考えているんですが、そちらの料金でいきますと、高校生以上、大人、一般を1,000円、子供、小・中学生ですね、を500円、群島民割として群島の方は300円というふうに考えて、今、たたき台で考えているところでございます。想定の入館者数といたしましては、割合で、どれぐらいの割合で群島民の方が来てくださるのか、島外観光客の方が来てくださるのかというところは、あくまで推計値でございますが、約４万8,000人の入館者があった場合に、運営経費のほうをカバーできるのではないかというふうに考えております。

○７番（勝山浩平君）

５回目ですけど、後ほど数字、金額を教えていただきたいと思いますが、桁違いに大きな金額が本村の事業の中ではかかっていると思いますが、これ運用しだして黒字なのか赤字なのか、当然黒字を目指していく、いきますけれども、大きな金額、これまで投資をしていますから、別にはっきり収益が分かるように、特別会計でも設けてですね、一般会計と離した形で運用管理をしていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

特別会計の創設などにつきましては、また庁内のほうで協議をさせていただいて検討していきたいというふうに考えております。

○７番（勝山浩平君）

２点目ですね、コンビニ交付サービス、13ページです。午前中の全員協議会でも説明をいただきまして、また何度も申し訳ないんですけれども、来年の３月から全国のコンビニや、また名音郵便局、役場の休みの日にも端末等を置いて利用できるということでありましたが、どのような書類等が対象なのか、再度事業の内容の説明を求めます。

○住民税務課長（池田浩二君）

午前中の全員協議会の中でも説明しましたが、まず、対象になる証明書は、住民票の写し、そして印鑑証明書、そして住民票記載事項証明書ということになります。そして来年の６月からは税関係の所得証明書、課税証明書などが発行対象になっていきます。

○７番（勝山浩平君）

せっかく便利なシステムですから、村民はもちろん、役場職員の方にもこの制度の内容、また操作の方法をしっかりと周知をしてもらいたいと思いますが、今後のこのような取組はどのようなものを考えていますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

予定といたしましては、来年２月、広報紙などが発行されると思うんですけど、それに合わせてチラシですね、各世帯にチラシを配布したいと思います。その中で、役場及び名音郵便局で発行できるような形の、どういった証明書で、時間帯は何時から何時までですよということで案内をしていきたいと思います。また、役場の中ではですね、役場、通常の役場が開いている開庁時は職員のほうでできるんですけど、閉庁日ですね、土曜、日曜、祝祭日は日直の方にですね、そのやり方などを事前に研修をしてもらってですね、そういった方に対応していただくように・・・で研修をしていきたいと思っております。

○７番（勝山浩平君）

日常生活の中で、村民から役場職員にお尋ねもあると思いますので、職員への徹底も図っていただきたいと思います。せっかく今回オンライン化で書類が取れるようになりますので、最近、住民が書かなくてもいい窓口というのが流行って導入されておりますが、最近では瀬戸内町で地元紙の報道もありましたけれども、導入がされておりますが、書かなくていい窓口、利用者の利便性向上、また職員の方の業務効率にもつながるとされておりますが、本村での導入予定等はありませんか。

○住民税務課長（池田浩二君）

本村では約２年前から、マイナンバーカードを活用した、書かなくて済む申請書というのを導入しております。その中で、住民票とか印鑑証明書、そして各種税の証明書などが、マイナンバーカードを利用したら、本人が記入しなくても、その申請書が出てくるというシステムを約２年前から採用しております。

○７番（勝山浩平君）

勉強不足で申し訳ありません。私のようにまだ十分に理解していない村民がいると思いますので、また、このような制度も周知を図ってもらいたいと思います。

もう１点、オンライン化で鹿児島県がオンライン申請でいろんな証明書発行を、市町村と連携をして推進をしておりますが、本村での導入予定等は、オンライン申請、ありますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

鹿児島県とのオンラインということですけど、現在、ちょっとそのような状況というのは、私たちもちょっとはっきり分からないところがありますので、またその辺はちょっと県のほうに確認しながら、できるものなのかどうなのかというのを、また庁内のほうで協議検討をしていきたいと思います。ちょっと今のところはそういった情報、こちらのほうには届いておりませんので、今後、

ちょっと確認させてください。

○７番（勝山浩平君）

３点目ですね、鹿児島県のそのオンライン申請は、鹿児島県の広報紙の最新号に記載がありました。是非参考にしてもらいたいと思います。

17ページですね、鳥獣被害、緊急捕獲等活動助成金ですね、イノシシが多くて捕獲が増えているということでしたけれども、増額計上ですが、この事業を今回計上した内容説明を求めます。

○産業振興課長（福本新平君）

この緊急捕獲活動助成金なんですけども、イノシシの捕獲、１頭当たり7,000円の捕獲経費を支払っています。今回、現在で145頭捕獲しておりますが、その捕獲に関わる確認の方も猟友会の方にもお願いしながら、役場職員の確認と猟友会の方にもお願いして捕獲の確認をしていただいております。その捕獲確認手数料も１頭当たり1,000円のほうをお支払いしておりますので、その分の不足分、実績に基づいた不足分として計上させていただいております。以上です。

○７番（勝山浩平君）

捕獲をしたイノシシはどうなっておりますか。

○産業振興課長（福本新平君）

捕獲をしたイノシシについては、病気の病害のシシにについては埋設処理、またその他の捕獲したイノシシについては、現在のところ自家消費として取り扱っているところです。以上です。

○７番（勝山浩平君）

猟友会の皆さんが自分たちで捕まえたそのイノシシなどを、解体をして少しでもお金にしようと、以前からジビエの加工場の整備を望んでおりますが、これがうまくいけば商品ができれば、ふるさと納税の返礼品にもなるでしょうし、お土産物にも活用できますが、このジビエ加工場の進捗状況はどのようになっていますか。また、今後の計画はいかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

ジビエの活用についてですけれども、現在、担当のほうで鹿児島のほうの食肉加工施設とかを調査にも、今年度行っております。ただ、なかなかやはり施設内の衛生基準等が難しく、近年、なっておりまして、なかなか導入というのが難しいのかな、それに伴う捕獲量では、ちょっと難しいのかなというのもあります。しかし、やはり今後はジビエを使って、そのジビエカーの導入であったりとか、ジビエを活用できるジビエ施設、食肉加工施設の可能性というのも、また探りながら、推進して行っていければいいのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（藏　正君）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第７　議案第54号　令和６年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（藏　正君）

日程第７、議案第54号、令和６年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

令和６年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、提案の理由を申し上げます。

令和６年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、普通交付金の増額、高額療養費の増額など、歳入歳出それぞれ629万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和６年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ629万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1,178万6,000円にしようとするものです。

６ページの歳入を御説明申し上げます。

款３県支出金、項１県補助金、目１保険給付費補助金は、普通交付金及び特別交付金として合計で432万3,000円を増額いたしました。

款５繰越金、項１一般会計繰越金、目１一般会計繰入金は、前年度事業実績に伴う返還金等とし

て114万円を増額いたしました。

款８国庫支出金、項１国庫補助金、目２社会保障税番号制度システム整備費等補助金は、社会保障税番号制度に係るシステム改修として83万4,000円を増額いたしました。

次に、７ページの歳出について御説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は、社会保障税番号制度開始に伴うシステム改修負担金等として83万4,000円を増額いたしました。

款２保険給付費、項１高額療養費、目１一般被保険者高額療養費は、高額療養費の増加が見込まれるため200万円を増額いたしました。

款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１償還金及び返還金は、前年度事業実績に係る返還金として105万6,000円を増額いたしました。

８ページをお開きください。

款７諸支出金、項２繰出金、目１直営診療所会計繰出金は、大和診療所特別会計の繰出金として232万3,000円を増額いたしました。

款８予備費におきまして4,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第８　議案第55号　令和６年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第３号）について

○議長（藏　正君）

日程第８、議案第55号、令和６年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

令和６年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第３号）について、提案の理由を申し上げます。

令和６年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第３号）につきましては、診療報酬の減額や医業費の増額など、歳入歳出それぞれ213万5,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

令和６年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第３号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ213万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,742万8,000円にしようとするものです。

６ページの歳入から御説明いたします。

款１診療収入、項１外来収入、目１国民健康保険診療報酬収入46万円の減額、目２社会保険診療報酬収入160万円の増額、目３後期高齢者保険診療報酬収入319万4,000円の減額、目４その他診療報酬収入129万円の減額、目５一部負担金30万円の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

款３繰入金、項１一般会計繰入金116万1,000円と項２他会計繰入金232万3,000円は、いずれも診療報酬収入の減額に伴い増額いたしました。

款５諸収入、項１雑入は、新型コロナワクチン接種料229万5,000円を増額いたしました。

次に、７ページの歳出について御説明いたします。

款１総務費、項１施設管理費、目１一般管理費は、児童手当法の改正により32万円の増額、款２医業費、項１医業費は、新型コロナワクチンの購入費として181万5,000円を増額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第９　議案第56号　令和６年度大和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（藏　正君）

日程第９、議案第56号、令和６年度大和村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

令和６年度大和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案の理由を申し上げます。

令和６年度大和村介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、介護保険給付費準備基金繰入金の増額や介護保険事業費返還金の増額など、歳入歳出それぞれ855万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和６年度大和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ855万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億6,875万4,000円にしようとするものです。

６ページの歳入の主なものについて御説明申し上げます。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金から款５支払基金交付金、項１支払基金交付金、目２地域支援事業費支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の増額

見込みに伴い、国・県支払基金それぞれの法定割合に応じて調整を行い、合計で54万9,000円を増額いたしました。

７ページをお開きください。

款７繰入金、項３基金繰入金、目１介護給付費準備基金につきましては、前年度介護給付費確定に伴う返還金等の調整を図るため779万5,000円を増額いたしました。

次に、８ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費につきましては、介護システム改修負担金として10万9,000円を増額いたしました。

款５地域支援事業費、項２介護予防日常生活支援総合事業、目２通所型サービス事業につきましては、介護予防通所サービス利用者の増加見込みにより40万円を増額いたしました。

９ページをお開きください。

款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目２償還金につきましては、前年度分の介護給付費確定に伴う返還金として760万円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第10　議案第57号　令和６年度大和村大和の園特別会計補正予算（第３号）について

○議長（藏　正君）

日程第10、議案第57号、令和６年度大和村大和の園特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

令和６年度大和村大和の園特別会計補正予算（第３号）について、提案の理由を申し上げます。

令和６年度大和村大和の園特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入においては繰入金の増額、歳出においてはサービス事業費や施設整備費の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ780万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝　健一郎君）

令和６年度大和村大和の園特別会計補正予算（第３号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ780万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億2,586万7,000円にしようとするものです。

６ページの歳入から御説明いたします。

款５繰入金、項１繰入金、目１基金繰入金は、財源不足を補うため780万円増額計上いたしました。

次に、７ページの歳出について主なものを御説明いたします。

款２施設介護サービス事業費、項１施設介護サービス事業費、目１施設介護サービス事業費の180万円の増額は、紙おむつ使用への全面切替により増額計上いたしました。

次に、款３施設整備費、項２施設整備費、目１施設整備費におきまして、利用者様の共用のトイレのプライバシーの保護のため10カ所引き戸を増設することにより580万円増額計上いたしました。

款６予備費において11万円減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第11　議案第58号　令和６年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（藏　正君）

日程第11、議案第58号、令和６年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

令和６年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第３号）について、提案の理由を申し上げます。

令和６年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、収入において資本費繰入収益及び他会計補助金を減額いたしました。支出においては、人件費等の調整を行った結果で補正予算を計上しております。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和６年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第３号）の内容について、御説明申し上げます。

令和６年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第３号）は、収益的及び資本的の歳入総額を4,404万9,000円減額し、歳出を60万円の増額予算を計上いたしました。

まず、大きなものとして９月補正において、一般会計からの繰出金の受入科目を消費税法等の関連により補助金から他会計出資金に変更する必要が生じ、他会計出資金として予算計上しておりますので、これに対応する補助金の4,521万6,000円を12月の議会において減額計上いたしました。

補正予算の概算については、補正予算書の１ページ、２ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算実施計画説明書で説明させていただきます。

19ページをお開きください。

款１簡易水道事業収益、項１営業収益、目１給水収益、節１水道使用料の滞納繰越分の頭出しをしておりました1,000円については、経理上予算に計上をしないため、減額補正いたしました。

同じく19ページの款１簡易水道事業収益、項３特別利益、目１過年度損益修正益、節１過年度損益修正益については、令和５年度分大和ダム管理委託業務収益が本年度４月に入金されていることから、当該金額を過年度損益修正益にて116万8,000円を計上いたしました。

続いて20ページをお開きください。

款１簡易水道事業費用、項１営業費用、目１原水費及び浄水費の利商品費及び原材料費については、価格高騰のため増額予算を計上いたしました。

続いて、21ページをお開きください。

款１資本的収入、項１補助金、目１他会計補助金、節１他会計補助金については、９月補正において他会計出資金に計上していることから733万1,000円の減額予算を計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第12　議案第59号　令和６年度大和村集落排水事業会計補正予算（第３号）について

○議長（藏　正君）

日程第12、議案第59号、令和６年度大和村集落排水事業会計補正予算（第３号）についてを議題

といたします。

提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

令和６年度大和村集落排水事業会計補正予算（第３号）について、提案の理由を申し上げます。

令和６年度大和村集落排水事業会計補正予算（第３号）については、収入におきまして資本費繰入収益及び他会計補助金を減額し、他会計出資金を新たに計上いたしました。支出においては事業費を調整いたしております。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和６年度大和村集落排水事業会計補正予算（第３号）の内容について御説明申し上げます。

令和６年度大和村集落排水事業会計補正予算（第３号）は、収益的及び資本的の歳入総額を6,565万円を減額し、歳出を122万円の増額予算を計上いたしました。

まず、一般会計からの繰出金の受入科目を消費税法の関連により、補助金から他会計出資金に変更する必要が生じたことから、９月議会において他会計出資金を計上したことから、その対応分とする補助金の9,564万7,000円を12月補正において減額補正いたしました。

補正予算の概算については、補正予算書の１ページ、２ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算実施計画説明書で説明させていただきます。

19ページをお開きください。

款１集落排水事業収益、項１営業収益、目１農業集落排水事業使用料、節１下水道使用料の滞納繰越分の頭出しを3,000円しておりましたが、経理上予算に計上しないため減額補正いたしました。

同じく19ページの款１集落排水事業収益、項２営業外収益、目１資本費繰入収益、節１資本費繰入収益は、９月補正において他会計出資金に計上していることから、3,261万3,000円を減額計上いたしました。

続いて、20ページをお開きください。

款１集落排水事業費用、項１営業費用、目１ポンプ場から節15の光熱水費から節22の修繕費においては、価格高騰のため合わせて109万円の増額予算を計上いたしております。

続いて、21ページをお開きください。

款１資本的収入、項１補助金、目１他会計補助金、節１他会計補助金は、９月補正において他会計出資金に計上していることから、6,303万4,000円を減額計上いたしました。

同じく21ページの款１資本的収入、項２他会計出資金、目１他会計出資金、節１他会計出資金においては、年度末において資金不足が生じることから3,000万円を増額計上いたしました。

続いて、22ページをお開きください。

款１資本的支出、項１建設改良費、目１集落排水事業建設改良費西部地区及び目１集落排水事業建設改良費東部地区においては、執行見込において西部地区で未執行となる見込みの420万円を東部地区に地区間流用を行い、東部地区の工事の進捗を図るための予算の移動になります。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第13　議案第60号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（藏　正君）

日程第13、議案第60号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

刑法の改正により、懲役、禁錮を廃止し、拘禁刑を創設することに伴い所要の改正を行うため御

提案いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

刑法の改正により、懲役及び禁錮を新たな自由刑拘禁刑として単一化されることに伴い、それに関連する次の四つの条例、大和村職員の給与に関する条例、大和村希少野生動植物の保護に関する条例、大和村行政不服審査会条例、大和村起業創業ステップアップ助成金条例の一部を一括改正する内容となっております。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第14　議案第61号　鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（藏　正君）

日程第14、議案第61号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本村も加入する鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少したことに伴い、市町村総合事務組合の規約を改正する必要があり、地方自治法第286条第１項及び第290条の規定により、本村議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、内容の御説明を申し上げます。

大口地方卸売市場管理組合の解散に伴う脱退の申請を受け、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について、同組合規約にある別表第１及び第２の中から、大口地方卸売市場管理組合を削る内容でございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第15　議案第62号　大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏　正君）

日程第15、議案第62号、大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の御説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

子ども医療費助成事業の現物給付方式を課税世帯の高校生まで広げることから改正を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

鹿児島県において令和７年４月１日より子ども医療費助成制度が改正され、現在の現物給付方式対象者である高校生までの非課税世帯に加え、未就学児までの課税世帯が対象とされることとなっております。これに伴い、本村でも同様の改正を行うとともに、独自の制度として現物給付対象者を高校生までの課税世帯へ拡大するための改正を行おうとするものです。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第16　議案第63号　大和村農林漁業者奨学金研究研修助成基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏　正君）

日程第16、議案第63号、大和村農林漁業者奨学金研究研修助成基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

大和村農林漁業者奨学金研究研修助成基金設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

基金の取り扱いに関し、一部修正が生じましたので、所要の改正を行いたく御提案申し上げます。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（福本新平君）

大和村農林漁業者奨学金研究研修助成基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

今回の改正内容は、条例第２条基金の額は1,000万円となっておりますが、この1,000万円は基金に属する原資であるため修正する内容です。また、修正に伴い第２条第２項に積み立てる額の記載を追加しております。第３条、第４条、第12条につきましても、基金という文言を原資へと修正しております。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定されました。可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第17　議案第64号　大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏　正君）

日程第17、議案第64号、大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、コンビニ交付導入に伴い、所要の改正を行いたく御提案申し上げます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村印鑑条例の一部を改正する条例の改正内容について、御説明申し上げます。

コンビニ交付導入に伴い、大和村印鑑条例の一部を改正する必要が生じたため改正を行おうとするものです。

主な改正内容は、公的個人認証法第22条第１項に規定する電子証明書を搭載した個人番号カードまたは同法第35条の２第１項に規定した電子証明書を搭載した移動端末設備を利用することにより、多機能端末機で印鑑登録証明書等の交付を受けることができるよう、大和村印鑑条例に当該の事項を追加するものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第18　発議第２号　大和村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏　正君）

日程第18、発議第２号、大和村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○３番（前田清和君）

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、大和村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第２号について、提案の理由を説明いたします。

本条例は、刑法改正により懲役、禁錮を廃止し、拘禁刑を創設することに伴い、大和村議会の個人情報の保護に関する条例を一部改正するものであります。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、発議第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第19　請願第１号　外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について

○議長（藏　正君）

日程第19、請願第１号、外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について。

ただいま議題となっています請願第１号については、会議規則第92条の規定により、総務建設委員会に付託することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会　午後　２時４５分

第４回　大和村議会定例会

第　２　日

令和６年１２月１２日（木）

大　和　村　議　会

令和６年第４回大和村議会定例会会議録

令和6年12月12日(木)

午後1時30分 開 会

１　議事日程

開議の宣告

日程第 １　　一般質問（２名）

２番　　市田　実孝　議員

３番　　前田　清和　議員

散会の宣告

２　出席議員は次のとおりである。（８名）

１番	奥　田　浩　一　君	６番	藏　　正　君
２番	市　田　実　孝　君	７番	勝　山　浩　平　君
３番	前　田　清　和　君	８番	中　井　文　忠　君
５番	重　信　安　男　君	９番	奥　田　忠　廣　君

３　欠席議員は次のとおりである。（０名）

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森　永　　学　君	主　　査	後　藤　美穂子　君

５　説明のため出席した者の職氏名

村　　長	伊集院　　幼　君	教　育　長	晨　原　弘　久　君
副　村　長	仲新城　長　政　君	教委事務局長	前　田　逸　人　君
総務課長	政　村　勇　二　君	企画観光課長	大　瀬　幸　一　君
建設課長	早　川　勝　志　君	産業振興課長 兼農委事務局長	福　本　新　平　君
教委指導主事	里　中　卓　麻　君	保健福祉課長	早　川　理　恵　君
会計管理者 兼会計課長	大　石　松　美　君	大和診療所事務長	児　玉　明　美　君
住民税務課長	池　田　浩　二　君	大和の園園長	勝　　健一郎　君

開会　午後　１時３０分

○議長（藏　正君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（藏　正君）

日程第１、ただいまより一般質問を行います。

議事日程のとおり、順次発言を許可いたします。

２番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○２番（市田実孝君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、２番、市田実孝、一般質問をさせていただきます。

質問１、無電柱化の必要性についてお尋ねいたします。

１の１、奄美は世界自然遺産に登録されて、景観・防災を含め無電柱化を推進する必要があると思うが村の考えはいかがでしょうか。

２番、沖縄振興開発には、無電柱化事業に対する市町村に上乗せする予算措置があるようだが、私たち奄美振興開発にはそのような予算措置は見られるのか。

その３、安心安全な交通確保のために緊急輸送車両の道路だけでも早急に無電柱化を推進していくことは検討していないかお尋ねいたします。

その４、奄美は樹木の成長が早く電線上に覆い被さり、電線の管理不充分な箇所が見られ、周りの農地に日当たり面で悪影響しており、電線のため立木の伐採ができない場所が見られるが対処していけないかお尋ねいたします。

大きな２番、高齢者・障害者のごみ出し支援についてお尋ねいたします。

その１、高齢化率の進む中、ごみ出しが困難な高齢者・障害者世帯の実態調査などで対象者を把握し、その対応はなされているか、お尋ねいたします。

２番、支援事業を実施している自治体では、その団体等に助成金が支給され、団体の活動費助成とされているところがありますが、事業を検討していかれないか、お尋ねいたします。

あとは自席において再度質問させていただきます。

○村長（伊集院　幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、市田議員の質問にお答えいたします。

まず、無電柱化の必要性についての御質問の１番目から３番目につきましては関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

無電柱化への取組に関しましては、本村としましても、実現できれば景観づくり、防災減災対

策、特に台風襲来時等の電柱倒壊による通行止めや停電防止等の観点から効果があるものと認識をしております。また、御質問にございますように、道路事業につきましては、交付金要綱の地域要件により、社会資本整備総合交付金における補助率が通常55％の補助率に対し、奄美群島地域は70％と15％の嵩上げとなっております。緊急輸送道路である県道の管理者でございます鹿児島県へ確認をいたしましたところ、防災減災対策や景観づくりの観点から無電柱化を推進しており、道路管理者と電線管理者で組織する鹿児島県無電柱化協議会におきまして、電線管理者の合意が得られた区間で事業を実施しております。緊急輸送道路における無電柱化は、台風等の防災対策として有効であると考えており、事業実施にあたっては多額の費用を要することから、要望箇所の優先順位や事業中箇所の進捗状況等も踏まえながら、検討を進めているところであるとのことでございました。村におきましても、防災減災対策として、村道等の無電柱化を推進してまいりたいと考えておりますが、事業の導入につきましては、費用も相当な金額になることから、鹿児島県や電線管理者等と情報を共有しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、４番目の電線の管理不十分な箇所における対処の御質問でございますが、今年８月の台風10号及び９月の台風13号襲来の際には、村内においても停電が続いたことから、今年10月には九州電力へ問い合わせを行い、打合せを実施いたしました。主な停電の原因といたしましては、電柱、電線周りの樹木の枝やつる性植物による電線の接触のほか、強風による切断であったことが確認できたところであります。そこで、村といたしましても、道路敷きに設置されております電柱、電線にかかる立木や枝の間伐、伐採等を定期的に行ってもらえるよう要望を行い、九州電力様より電柱、電線周辺の伐採を来年には実施する旨の回答を得たほか、民地にかかる地権者との交渉に関する情報共有を依頼されており、村といたしましても、協力できる分は連携を図ることと併せ、農地に関しましても日射量及び日照時間は作物の成長に対し重要でありますので、農業生産活動において欠かせない要素であります。今年度、大和港から大和ダムへ向かう三田線において、農家の皆様から議員がおっしゃるような要望がございまして、現地確認のうえ九州電力に依頼を行い、電線にかかる樹木の伐採については対応していただいた実績もありますので、電線より上部の樹木が覆い被さり、農地の日照に影響をもたらしていると思われる箇所につきましては、現地の状況や緊急性を踏まえて対策を検討していくほか、伐採するとなると土地の地権者との協議や同意が必要となりますので、電柱、電線の定期的な管理を要望するうえで、村といたしましても協力をしていきたいと思っております。

次に、２点目の高齢者・障害者のごみ出し支援についての御質問についてでございますが、１番目のごみ出しが困難な高齢者・障害者世帯の実態調査及び対応はなされているかとの御質問でございますが、高齢者が進行し独居世帯の増加等が今後も見込まれることに伴い、日常生活支援を必要とする世帯も増加していくことが予想されています。ごみ出しについてもその一つであり、本村におきましても、今後、高齢者や障害者世帯の割合が増加していくと考えていることから、ごみ出しを含む日常生活支援の更なる構築は不可欠であると考えております。現在、本村において公的介護

サービスでのごみ出し支援を利用されている方は10名となっており、また、そのほかに民生委員や近所の方が自主的に支援をしている方も数件は把握しているところでございます。また、行政に相談があった場合は、御自宅への訪問を行い、御本人の生活状態を把握したうえで、身近な支援者などにつなぐなどの対応を行っております。

次に、２番目の団体等に助成金等が支給できないかとの御質問でございますが、高齢者等のごみ出し支援への課題は全国的にみられており、県内におきましてもごみ出し支援について一般廃棄物収集運搬業許可業者やシルバー人材センター、自治会任意ボランティア団体等へ委託や補助金助成等を行うところも見られております。本村におきましては、有志団体の一つであります地域支えあいグループへの活動助成としてポイント付与を行っておりますが、ごみ出し等の生活支援につきましても対象としているところであります。また、団体だけではなく、個人同士の助けあい活動を支えるため、公的介護サービスと自主活動の間を担う事業として、御近所サポート事業を実施しておりますが、これまでにごみ出し支援での活用実績もあったところであります。このように、公的サービス等を利用している方もおられますが、多くの方は自分のごみ出しついでに自主的に手助けをしており、地域住民の善意により無償で声掛けあう中で助け合い活動が行われているところであります。こういったコミュニティ力は今後の更なる少子高齢化において地域共生社会を維持するためにも不可欠でありますので、本村においても重要視しているところであります。こういった状況から、現在、新たな助成事業は予定していないところではございますが、今後、独居高齢者等の増加や支援者の不足を予想されておりますので、生活支援体制の更なる構築には引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○２番（市田実孝君）

まず最初にお聞きしたいんですが、今年の９月５日、台風13号による停電が丸２日間、大金久地区から国直地区にかけて丸２日間ありましたけれども、その原因は何か、分かっていらっしゃいますか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほど村長の答弁にもありましたが、具体的なその切断等とかいう、具体的な原因は示されておりませんが、大島全体でその当時、各市町におきまして、自治体におきましても、停電が発生したところでございます。そういった中で、10月にはそういったところ、我々大和村が要望するところも踏まえてですね、九州送配電グループのメンバーを呼んで打合せを行ったところによりますと、答弁にもありましたが、電線の切断であったり、樹木等の原因、そしてまたつる性植物等の接触による原因という、全体的な原因は伺っているところでございます。

○２番（市田実孝君）

電線に立木、それ等の被害が影響したというふうに、私のほうも聞いております。都会と違って

大和村はですね、確か山端の、山端、山の立木が覆い被さるようなところを電線は常に走っていますよね。そういうことで、電線に対する影響が小さな台風でも常に影響して停電に至っている状況がございます。それは御承知のことかと思いますが。それで今回、この地中化の問題を改めて議題に上げさせていただきました。その前にですね、鹿児島のほうから教育委員会、里中先生がいらっしゃっていますよね。ちょっと質問したいんですが、常識なことを教育委員会に聞いたほうがと思うんですが、奄美大島に沖縄方面から台風がいよいよ３日後には来るという状況の中で、台風、強さは29mの台風が来ると。それは大きい台風ですか、小さい台風ですか。簡単でいいですよ。

○教育委員会指導主事（里中琢磨君）

それは大きいというのは、大きさのほうを聞いているんですか。

○２番（市田実孝君）

すみませんね。風速55mの台風と29mの台風、29mの台風は大きいか小さいかを私はちょっと聞きたいと思います。

○教育委員会指導主事（里中琢磨君）

私の認識でいくと、55mの風速があれば大きい台風だと思いますが。

○２番（市田実孝君）

常識的に考えて、25mというのは奄美大島の方にとっては、私たち慣れていますから、風速30mとか40mの台風、まして30以下では家の戸締りはしませんよね、大体。大きいといったら、風速50mとか40m、ああ、結構大きいねとして、船を揚げたり、いろいろ準備しますが、20mそこら辺の台風は低気圧としか見ていないですよね、常識的に考えてですよ。それで私はちょっと聞いたんですけれども、何で私がこれを言うかといいますと、電柱の風速に耐えられる設計というのを調べてみますと、住家がない場所での電柱の耐用、風速に対する耐用能力は40mになっていますね。それで、住家、民家が密集しているところでは、29mまで耐えられるような設計になっておるらしいです。ですから、今、気象変動でその台風の強さも増してきていますが、29mでここら辺の民間は倒れても構わないよというんじゃなくて、29m耐えきればいいよという設計になっているんですよ。この電柱というのは、2018年のですね、台風21号、800本の電柱が倒れて、国内においても毎年倒れているわけです。たまたま私たちの周りでは電柱が倒れるあれが少ないもんだから気付かないかも分からないんですが、とにかく電柱というのは危険があるわけですね。県道79号線で私たちは救急車両が通過するのは県道79号線を利用しております。ほかの地区はですよ、名瀬市街とか、他の市町村は、この道がだめだったら別の場所を通ろうという、そういう回避できる道があるわけですよ。この79号線、今里志戸勘線、間、名音から戸円間、根瀬部から知名瀬間、その区間で電柱の倒壊があって、救急車両が通れなかったときに、回避する道がないわけですよ、大和村の場合ですね。ほかのところはどうかして、街中だったら、名瀬市内だったらどこかから行けるわけですよ。私たちはこの79号線は生命の道なんですよ。台風のときにヘリコプターは来ません。船も出せません。この区間で、もしこれが電柱の倒壊があったら、救急隊はどうして、電柱を乗り越えては運べ

ませんよね。歩いてから、また呼んでもらう、来てもらわんといけないという、二重手間が発生するわけですよ。私が言いたいのは、電柱というのは危険がたくさん潜んでいるわけですよ。ただ、私たちはいつも電柱が立っているのを気にしなくて見ているかも分からないですが、風速にも私から言わせれば弱いんだろうと思うんですよ。29m、40mで設計はなっているんだと言いますが、こういった事態が発生したときに、２、３日前も宮古崎トンネルで災害訓練がなさっておりましたが、この電線の分断による道の遮断の問題とか、こういったことは役場としては課題に出て、緊急避難、その訓練とかをなさったことはありますか。

○総務課長（政村勇二君）

電柱等の倒壊、倒れによるを想定してた訓練等は行った実績はありません。

○２番（市田実孝君）

多分、私の記憶ではそういったことで訓練をなさった経緯はないんだろうと思いながら、ただいま質問をさせていただきました。ちょっと国土交通省のですね、ホームページで無電柱化、これ東京都の小池知事が日本の防災減災の面から、東京都も早急にその無電柱化を進めたいとというようなことを一昨年から言っております。この無電柱化推進協議会調べてみますと、大和村も入っているんですね。日本のこの、調べてみますと、あれ、大和村は入っているんだと。推進協議会に入って、毎年、国に対して代表者が無電柱化を日本は進めなければならないということを決めてですね、国会で要望も上げているみたいですね。どうですか、総務課長、入っていますよね。

○総務課長（政村勇二君）

全国のそういった協議会に大和村としても加入している状況でございます。

○２番（市田実孝君）

この奄美、日本全国1,700何カ所の自治体で、330市町村がこの推進協議会に入って、大和村も入っていらっしゃる。大島郡内で２、４、６、８、９件がこの推進、県内ですね、入っていると。そうした中で、無電柱化を推進する中でですね、鹿児島県の状況を見ますと、もう既にですね、無電柱化を推進している場所があるわけですよ。和泊町、与論町、3.6キロ、2.6キロとか、進めております。この図らずも、この５市町村、奄美市、宇検村、龍郷町、奄美群島内の市町村では、まだ１カ所もこういった事業を導入しておりません。この事業は、国土交通省、環境省なども書いてあるけど、世界遺産、世界遺産のところは優先的にやってもらいたいというようなことを書かれているわけです、優先的にですね、世界遺産。それは景観の面からですね、奄美は世界遺産に登録されていますよね。そういいながら、自然は大切だ、景観は大切だとおっしゃりながら、それには全く電柱が立ってて、気にしない。山の中を電柱の道が走っていますよね、伐採して。ウサギがそこを通っても気にしない。伐採して道を造っている。この５市町村の中で、この無電柱化の事業の話し合いとか、建設課長、話とか、上がったことはありませんか、県を含めてなんですけど。

○建設課長（早川勝志君）

無電柱化の各市町村、奄美大島内の担当課においての話し合いというのは、実際にそういった会

議もございませんし、実施しておりませんが、情報提供とか、そういうのは実施しております。ただ、予算がどうしてもかかるというような、私どもの担当課長内の話ではですね、相当な金額がかかるのではないかというような話は適宜させているところでございます。

○２番（市田実孝君）

予算面を今おっしゃいましたが、今インフラ、10年20年前と比べてインフラ事業、大分この市町村、減っていますよね、インフラ事業というのは。それはもう国土もあらゆる工事をして、住宅も完備して、そういうことで今、寿命化計画に走っていますよね。新たな事業というのは少なくなってきているわけですよ。この無電柱化事業というのは、インフラのね、最後の私はですね、事業だろうと思うんですよ、日本国土のね、防災減災からしたら、そういった事業は率先して取り入れて、10年後20年後、これはしなければならない事業ですから、周りがやっていないからやめとこうじゃなくてですね、大和村あなたから中心に、この奄美大島世界遺産にね、なっているわけだから、私たちはやろうかというような話をですね、連絡会議なんかにおいてですね、大島郡内の課長さん集まる機会もあるでしょう、県で話し合いもあるでしょう。そういった話は、私はなさっていったほうがいいかと思うんですが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

無電柱化の推進につきましては、先ほど村長の答弁にもありましたように、進めていきたいというふうに考えているところではございますが、まずどこの場所をやっていくか、それによりですね、県道をするのか、村道をするのか、それによっても進め方が違ってまいります。また、無電柱化につきましては、村だけで実施するのではなく、道路管理者、いわゆる県道であれば県と電柱、電線の管理者、例えば九州電力様であったり、ＮＴＴ様であったり、その辺との調整、またどの補助金を使うか、無電柱化にも補助金がたくさんございますので、どこが事業主体になるのか、それも含めてですね、場所の選定から工法もいろんな工法がございますので、それも含めて検討してまいらないといけないのではないかというふうに考えているところでございます。

○２番（市田実孝君）

もちろん相手の事業者、いらっしゃいますが、県内においても、私が県のあれを見てみますと、鹿児島市内含めてですね、毎年何十件も、これなさっているわけですよ。これは、奄美は世界遺産中に入っているわけですよ。これを国は優先的にやろうかということをいっているわけですよ。歴史まちづくりとか、重点伝統建物地域とか、景勝地とか、奄美は世界遺産になって何の、それを利用してですね、話は進めていったほうが私はいいと思いますよ。街中で、鹿児島市内の何号線、何々町でも何キロとやっているわけですから、この本島内で１カ所でですね、さっき言った根瀬部、知名瀬間、あれ電柱倒れたら、行き先がないわけですよ。そういった重点ですね、緊急道路のね、何百ｍぐらいからずつでも始めていかれたほうが、今後のインフラ事業で、もう国は新たな事業が寿命化計画しかなくなってきているわけですから、そういうのをですね、取り入れて、新たなインフラ事業を造っていったほうが、私はいいと思います。もう一度お願いします。

○建設課長（早川勝志君）

失礼しました。まず、事業の場所ですね、どちらをするかというのが、まず先決になってくると思います。それにより、どちらが事業主体になるのか、県でやるのか、村道あれば、もちろん村が事業主体、もしくは通信事業者、電気事業者が事業主体という形になると思います。そちらの方とやはり協議は必要となってくることですから、まず村といたしましては、もしするのであれば、どちらをするかというのを決定したうえで事業を進めていく形になると思うんですけど、やはりこの国土交通省の試算で見ますと、１キロ当たり3.5億円、事業費がかかると。じゃ、その事業費をどちらが負担するのか、どちらが補助金申請をしながらやっていくのかという、その辺もございますので、やはりその調整にはちょっとやはり時間が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○２番（市田実孝君）

やっぱりですね、先に走る事業というのはお金もかかろうかと思うんですよ。お金があるなしで、こういったことを進めるんじゃなくて、まずは100ｍでもいい、１キロから最初進めるんじゃなくて、50ｍでもいい、新たな事業というのは、そういった形で段階を入れていくうちに日本中が動き出すわけですよ。奄美が動き出すわけですよ。別に最初から１キロせえということを私は言ってないです。新たな事業だから、この奄美大島、この本島でやっていないわけですから、与論とか和泊では、既にやっているわけですから、世界遺産登録、これは景観が大切でしょう。電柱がそこに立っているよりも、上を眺めたら重たいこのトランクスの、いつでも倒れそうな電柱が目の前にあるわけですよ。景観を良くして、世界遺産登録なさったんだったら、そういったふうに話を進めていったほうが、私は肝要じゃないかと思うんですよ。そしてですね、この無電柱化についてはですね、窓口がですね、ワンストップで相談できる市町村のね、できる九州管内はどこだって、電話番号まであるわけですよ。そういうのも相談しながら、やっぱり話は検討なさっていったほうが、私はいいんじゃないかと思うので上げさせていただきました。よろしくお願いします。もう一言ない。

○建設課長（早川勝志君）

無電柱化につきましては、今新たなですね、工法とか、また新たに安価な工法とかですね、やりかたも最近また出て来ておりますので、その辺も含めてですね、今後ですね、場所等も含めて、どの路線とかいうのも含めて、検討を進めていきたいと思います。

○２番（市田実孝君）

是非ですね、よろしくお願いいたします。

それでは２番のごみ出し支援についてちょっとお伺いしたいと思います。

今、大和村はごみ出しのあれについて、住民課長、大和村は戸別方式じゃなくてステーション方式で回収をなさっておりますね。

○住民税務課長（池田浩二君）

はい、市田議員のおっしゃるとおり、各集落に複数のごみステーションを設けておりますので、そちらのほうに皆さん、ごみを置くようになっております。

○２番（市田実孝君）

このごみ出しですね、障害者の方もいらっしゃれば、85歳、90歳ででかいバケツを持ってですね、ステーションまでごみを運んでおられる姿を目にしておりますが、この方々は私たち元気な世代と違って重たいわけですね、バケツがね。その一番長くごみを運んでおられる、家からですね、そういったのは、把握されたことがありますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

各集落にはごみステーションがありまして、そこから地図上で一番遠いところは何十ｍぐらいあるのかというのは、地図上では確認できるんですけど、実際、そこに行って現場を図ったことはありませんけど、やはり特に少ない箇所は湯湾釜集落とか津名久集落は２カ所ずつしかありませんので、そういったところはやはりもう50ｍから100ｍぐらいは離れているということは、ちょっと考えられます。

○２番（市田実孝君）

このごみ出し支援というのは、戸別方式、戸別方式、長浜地区とか、奄美市のですね、なさっていますよね、戸別方式を。ステーション方式だから、このごみ出しの支援の事業は、私は導入できないかということで、今、伺っていますが、それには介護とか、保健福祉課とね、ただごみ出し、分かれるんじゃなくて、保健福祉課なり、担当者、常に高齢者と接している課長とか、いらっしゃるわけですから、このごみ出し、住民税務課は別でなさっておりますが、お互いのその支援に対する福祉のですね、高齢者に対する連携、話し合いとか、なさったことはありますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

今、市田議員がおっしゃった長浜、奄美市名瀬の長浜町とか、朝仁とか、朝仁新町あるんですけど、あそこはもともと長浜は海で、朝仁新町はもともと水田があった場所なので、人口的に造られた町ですので、その影響もあって、もともとあそこは普通車が離合できる大きな幅が広い道路になっております。そういったものもありまして、家の前にごみ箱にごみを入れても回収できるほどのスペースがあるわけですね。あともう１点は、やはり名瀬クリーンセンターへの距離が近いということで、奄美市などの場合は民間委託をしておりますので、何々町はどこの業者というのが決められておって、１日に４回ぐらいは名瀬クリーンセンターのほうに運べる時間帯があると思いますので、そういったものもありまして、そちらのほうは戸別というか、家の前にごみ箱に入れたごみを出しても回収できるという、そういったものがあると思います。あと、地域での連携ということですけど、実際、それに関して高齢化とか、障害者の主管課である保健福祉課とですね、協議というのは具体的に行ってはおりませんけど、また今後ですね、そういったものを見ながらですね、あと実際、役場のほうには各世帯、各村民の方から家の前にごみ箱を置いて、それを回収できればいいのになとかいう声は、実際届いておりません。実際今後、事務嘱託員の中で、会の中で、そういっ

た要望とか、そういった声が届いているのかというのをですね、今後また確認をしていきたいと考えております。

○２番（市田実孝君）

高齢化率、皆様の御存知のように、どんどん高齢化は進んでおります。そして独居老人世帯も、今後ますます増えていきます。そういう中で、ごみ出し支援というのは、平成11、12年ですね、環境省が導入が進み、平成30年には全国の地方団体にアンケート調査をして、高齢者を対象としたごみ出し支援の実態の調査をなさっている。今後、私たちこの大和村も・・・変わらず、同じようにですね、そういった問題は心に止めておかなければならないことだと私は思います。この80歳、90歳前後の方々が50m、30m、家からおりてですね、ごみを出す行為ということは、大変な負担になるということで、全国の自治体の中ではふれあい事業として役場の職員がですね、こういった独居老人なり、高齢者の方々に調査をして、普通のステーション方式とは別にですね、戸別で回収に行くような自治体もこのごろ出ております。ですから、私たちこの大和村もですね、誰かが今、この方々、子供なり、周りの近隣の方々が出しているわけですよ。さっきも10人とか、数人は今のところは問題がないということを、課長、聞きましたけれども、やっぱり少なからずいらっしゃるわけですね。今後はますますこれが増えていくわけですよ。このステーション方式をやっているからには、絶対に出る問題ですよね、これはね。ですから、高齢者に負担を少なくするためにも、その方々を把握を捉えてですね、人数を捉えて、戸別方式をする自治体もあるわけですから、大和村も保健福祉課なりと連絡を取り合いながら、やっぱりこのごみの回収というのは考えていったほうが、連携を取りながらですね、ただごみを回収すればいいという問題じゃありませんので、福祉の面からもそういったことをやっていただきたいと思うから、私はこの問題を出していただいたんですが、改めて保健福祉課長から一言、お願いします。連携をですね、今後、図っていただけるように。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員がおっしゃいましたように、高齢化率も上がってきて独居の世帯も増えてくるということで、当然、それは予想されていることでございますので、先ほど答弁にもございましたように、隙間の制度として、個別で支援ができる御近所サポートなどの制度も先駆けてやってきたところでございます。現状のところは、その制度を十分に活用するというよりは、やはり自助、互助の関係で、お互いに支えあいながらごみ出しを支援をしているのが現状ということではございます。先ほど住民税務課長のほうからもございましたように、個別にごみ出しの相談というのが寄せられるという状況では、今ないということではございましたけれども、今後の先の状況を見込んでまた事務嘱託員等でも要望等について伺っていきたいというふうに考えております。

○２番（市田実孝君）

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藏　正君）

これで、２番、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、３番、前田清和君に発言を許可いたします。

○３番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります３点ほどお伺いいたします。

まず、１点目は、学校教育における課題についてであります。本村には小学校４校、中学校１校がありますが、少子化の影響を受け小規模校として運営されております。本村の子供の出生率から見ても、今後も児童生徒の増加は見込まれる傾向はなく、逆に減少傾向にあると思われる。今現在、学校教育の問題点として、児童生徒の減少に伴い、教職員、ＰＴＡ会員の減少など、学校環境整備などに大きな影響が生じていると思われる。また併せて、学校建物の老朽化による修繕や改良工事費の増額など、学校現場は大変な思いをされているのではないでしょうか。そうした現状を踏まえた上で、今後、教職員の負担を軽減する上でも、学校教育費の予算はしっかり確保しなければなりません。そこでお伺いしたいのですが、当局教育委員会としては村内各学校の現場の声をどのように吸い上げているのか、答弁を求めます。

次に、学校給食についてお伺いいたします。先月、私も学校に出向く機会があり、子供たちと一緒に久し振りに学校給食をいただきました。なつかしさを感じた次第であります。本村において、学校給食は給食センターにて栄養士を中心に毎日作られているわけでありますが、近年の物価高騰の影響を受け、調理の方々も大変な御苦労をされていることと思います。そのような現状の中、学校給食の内容や質の低下などしていないのか。また併せて、給食センターの状況を把握する体制はなどできているのか、答弁を求めます。

２点目は、アマミノクロウサギ研究飼育施設クルグルの今後の運営方針・体制についてお伺いいたします。

当初オープン開始については、村が運営を担うとのことでありましたが、今もそれは変わらないのか。村が運営するとするなら、年間の運営予算の概算はどれくらい掛かるのか。４月オープンに向けて人員配置などの体制はできているのか。また併せて、民間企業委託を早急に進めるべきではないか、答弁を求めます。

３点目は、来年の村長選挙についてお伺いいたします。来年予定されております任期満了に伴う村長選への進退意向について、村長の今のお考えは。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院　幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

質問の１点目にございます学校教育における課題につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。私のほうからは二つ目の御質問にございますアマミノクロウサギ研究飼育施設クルグルの今後の運営方針、体制についての御質問から答弁をさせていただきたいと思い

ます。

１点目の施設の運営体制等についての御質問でございますが、運営につきましては村直営で行うこととしております。現在想定しております年間運営コストにつきましては、概算でございますが、施設の設備面でのランニングコスト、人件費等で約3,600万円を見込んでいるところでありますが、入館料につきましては、運営協議会におきまして決定をする予定でございますので、来年度予算にしっかり皆様に御説明できるのではないかというふうに考えております。また、人員配置等におきましては、獣医師１名、職員１名、その他４名の計６名体制で運営にあたることを計画をしております。獣医師及び職員以外の人員につきましては、現在、地域おこし協力隊での募集を行っており、運営体制の構築に努めていきたいと考えております。

次に、民間企業委託を早急に図るべきではないかとの御質問でございますが、村といたしましても将来的には指定管理制度等による民間委託も検討していくべきであると考えております。しかしながら、環境省及び文化庁へ管理者の変更申請を行うにあたっては、天然記念物でありますクロウサギの飼育を行う施設でありますので、その飼育技術及び管理体制等が備わっている担保される事業者でないと、申請を認めていただくことが困難なことに加え、申請が認められたとしてもその後の管理体制等に何らかの不備が生じた場合、飼育許可が取り消されるのではないかという懸念がございます。このことから、民間事業者への管理委託を検討する際には、慎重な見極め、選定が必要になってくるところであります。

次に、３点目の来年の任期満了に伴う村長選挙への進退意向の御質問でございますが、これまで４期15年余り村議会の皆様や村民の皆様からの御支援によりまして公約実現のため全身全霊で取り組んでまいりました。就任以来、社会情勢の変化や国の制度の見直しなど、自治体の業務も多忙になり、脱炭素化やデジタル化の取組が加速化する時代に変わってまいりました。住民サービスを向上させるためにも、時代に乗り遅れることのないよう進めていくことが重要である中、これまでにも村の施策といたしまして子育て支援や高齢者対策など、効果を上げていると感じているところでございます。また、高齢化の進む本村におきましては、農地の有効活用をするため、合同会社ひらとみの設立は大きく効果を上げておりますが、まだまだ本村の取組を進める上で重要な組織であると思っておりまして、更なる業務展開が期待されるところであります。また、私も15年の長きに渡る村政運営を任されたことで、多くの人脈を作ることができましたことは、今後の村政実現に向けた取組を後押ししていただけるものと期待をするところでもございます。私が進めてきた施策はいまだ道半ばでありますので、将来の大和村の発展のための基盤づくりに向けて責任を果たさなければならないというふうに思うところであります。今後は、村の総合振興計画や総合戦略を実現することが、小さくとも光り輝き続ける村づくりにつながると思っております。これらの計画実現のためにも、議会の皆様をはじめ村民の皆様の御支援、御理解をいただけるならば、５期目の重責を担わせていただければと思うところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席

のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（晨原弘久君）

それでは、前田議員の御質問の１点目にありました学校教育における課題について、私のほうから答弁いたします。

一つ目の村内各学校の教育費の予算の吸い上げについてでございますが、村内各学校の一般備品、教材備品の購入にあたりましては、まず、各学校で備品購入の検討を行いまして、当該年度の配当予算を考慮した備品購入計画を教育委員会へ提出していただいております。教育委員会ではその内容を精査して、提出された購入計画について教育長、局長、担当が各学校を訪問し、購入する備品の状況等について聞き取り調査を実施して、費用に対する効果等を確認した上で、各学校へ購入決定を出すという流れになっております。また、年２回の教育長、局長、教育委員、指導主事による計画的学校訪問におきましては、各学校の備品台帳の確認を行い、学校の一般備品、教材備品のほかには、活用状況について確認を行っており、安全点検記録簿の内容も確認することで、学校施設に関する不備等についても把握して、現地での確認を行い、必要に応じて修繕を行っているところです。至急の要望があれば、優先順位を付けて学校予算と教育委員会予算との調整を図りながら、改善を進めております。今年度は体育倉庫の改修や教室内のクーラーの新設及び修繕、教室内の内装修繕、プールフェンス修繕、サッカーゴール修繕など、数多くの施設改善を行い、そのほかにも年５回の校長研修会、年４回の教頭研修会、年２回の学校職員衛生推進委員会、推進連絡会等で、学校長及び教頭から学校現場の状況や教育環境などの追加報告を受けて対応しているところでございます。そうしたことから、今年度からは子供たちの学びの場を充実させるために、各学校に教育支援員も配置し、児童生徒への支援の充実と教職員への働き方支援も図っております。今後も教育予算につきましては、各学校と常に連携を図りながら児童生徒の教育環境の改善並びに教職員への負担軽減につながるよう努めてまいりたいと思っております。

二つ目の物価高騰による学校給食の内容や質の低下などしていないか、状況の把握体制はできているのかとの御質問についてでございますが、近年は物価高騰により給食の賄材料費は年々増加傾向にはありますが、村は給食費を上げずにメニューや食材を工夫することで、給食の内容や質が低下しないように努めております。このような対応もあって、各学校に赴任された教職員には、大和村の学校給食は大変高評価をいただいております。学校給食は学校給食実施基準に沿って栄養価の過不足が起こらないよう、日々配慮しております。健全な食生活は健康的な心身を育むために欠かせないものであり、子供の頃の食習慣が将来の食習慣の形成に大きく影響するとも言われております。児童生徒の偏食等をなくすためにも、たくさんの食材に触れ、口にして慣れることが非常に重要です。そのために献立作成にあたっては、多様な食品を組み合わせるよう心がけております。また、地場産物を活用したり、郷土食の鶏飯や行事食のぜんざいなどを提供することによって、地域の文化や伝統に対しての知識や関心も深められるようにしているところであります。今後も学校給食の在り方につきましては、児童生徒の栄養のバランスをまず第一に考えて、より安全で安心して

提供できる学校給食に努めてまいりたいと考えております。

学校給食の状況を把握する体制につきましては、年２回の大和村学校給食センター運営委員会を開催いたしまして、各学校の学校長やＰＴＡ会長、給食指導担当教諭、議会代表、保健福祉課や教育委員会の担当が一堂に集い、年間を通しての給食費徴収額や給食物資費の価格の増減、給食物資納入業者の紹介、牛乳、米の昨年度との単価比較などの現状を報告する協議の場を設けております。更には、栄養教諭による各学校への食育指導と併せて給食参観も行い、学校給食の状況を把握する体制はできているものだと認識しております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の質問等により関係局長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○３番（前田清和君）

大変細かく御説明いただき誠にありがとうございました。まず、質疑に入ります前に、村長はじめ当局の皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。実は、私は大棚校出身の地元議員でございますが、今年度大棚校の校庭、何十年も雨が降った際にグラウンドの状況が悪いということで、頭を悩ましていましたけど、今年度大規模な校庭の改修工事、そしてまたＬＥＤ、ナイター設備のＬＥＤ取替と、大変な財政の中、大きな事業費をいただいて、今年度やっと事業に取りかかることができましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。教育委員会に質問ですが、毎年毎年３月に年度初めで教育費の予算というものを組まれていると思うんですが、大和村における１年間の教育費のパーセントは、どれぐらいにあたりますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

すみません、こちらのほうに資料がちょっと、教育費の予算ですよね、申し訳ないです、後で報告したいと思います。申し訳ないです。

○３番（前田清和君）

また後で見せていただければと思います。通告でも申しましたように、大和村には小学校４校、中学校１校、そして今里、名音、大棚、大和小、大和中、大和中学校が合併、村内一つになって確か平成23年だったと思いますが、あれからもう13年が経ち、それでも今、大和中でさえ30人ぐらいの１、２年生、１、２、３合わせてですね。今里から名音、大棚、小学校を見ても、もうほぼほぼ一桁、多くても10数人という、本当に小規模校なんですよ。前も僕は、その統合の話は今日はしませんけど、教育委員会の考えというのは、やっぱり統合じゃなくて小規模校は小規模校の良さがあるという答弁を、私はずっと聞いておりますので、僕は小規模校でもしばらくの間、いいのかなというふうに思っております。しかし、教職員の減少、大棚小学校においても校長先生と、校長先生は教頭先生を兼務されています。職員が２人、事務用務員、今年から支援指導員が配置されておられるんですけど、小学校で５、６人体制で子供たちの世話をし、そしてあの広い学校の敷地を管理していかなければなりません。それでいて子供たちが少ないということは、ＰＴＡ会員も少ないわ

けです。そうした中で、その学校の環境整備というのは、本当に重要になってくるのかなと。よく話を聞きますと、それぞれの小学校で校庭の草刈りを、今合同会社ひらとみさんに依頼をして草刈りをしてもらったりとかいうふうに話を聞かせていただきます。本来であれば、昔はＰＴＡの会員の方々がボランティアで一生懸命やられた。私もそういう時代がありました。しかし今は、本当に子供が少ない、学校の先生に負担がかかり過ぎているんですよ。そういう意味でも、やっぱり教育委員会における教育費というのは、子供たちの未来のために投資をするべきだと思います。大和村で学校を出て、ああ、大和村にまた帰って来たい、それはなぜかと言ったら、やっぱり学校の環境整備が整っており、学校がよかったと思われたら、必ず出身者は大和村に帰って来ると思うんですよ。そのためにも、やっぱり教育委員会の、教育費というのは、そこそこ、校長先生とか、そういう学校の状況を見ながらね、備品の購入とか、先ほど教育長が言われましたけど、それ以上にもっともっと子供の教育費にはお金をかけるべきではないかなというふうに思います。教育長、もう一度教育長の思い、先ほどはいろんな説明をしていただいて、確かに学校側と教育委員会との関連というのはすごい伝わってきました。ああ、こんなに密に学校側との声を吸い上げているんだなと、正直びっくりしました。しかし、それをもっと越えて、今後は子供の未来のために投資、そのためには毎年毎年予算を組んでいますが、また来年度はですね、思い切った子供たちにできる、学校のためにできる、そういう予算措置も検討できないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○教育長（晨原弘久君）

また細かいところは前田局長からまた追加の答弁があると思いますが、私のほうから大まかに申し上げますと、まず、自然環境整備でございますが、私どもも労務賃と称して、前田議員がおっしゃるように、確かに大棚、今里は教頭がおりませんので、校長が年がら年中、校庭の草刈りをしているとか、そういう御苦労をされております。ですので、今言いましたように、労務賃というもので年に10回ぐらいのひらとみさんを活用して除草とか、剪定とか、そういう作業にあたっております。そして、その自然環境だけじゃなくて、子供たちの学習環境というようなお話ですが、一つ例を挙げますと、最近はオンラインでの授業、これは例を申し上げますと、この前、新聞でも取り上げてもらいましたけれども、今里小と名音小でオンラインによる合同授業をしております。これは、大和村はどの学校も小学校は複式ですので、今里の５、６年の担任の先生が５年生の授業を名音と合同でやる。名音小の５、６年の先生が６年の授業を合同でやる。そういったことで同じ学年の授業をすることで、複式の単式化にもなるし、また交流もできるし、そういう意味である面学力向上にもなるかなと、そういう意味のものでもあるので、予算は組んでおります。学校支援システム、そういったものも導入して、教職員の事務の効率化とか、そういったものも図っております。これはかなりお金はかかりますけれども、今はそれを十分に使いこなして効率化、そして子供たちにその分還元するような、そういう試みもしているところです。以上です。

○総務課長（政村勇二君）

前田議員の再質問の冒頭でですね、村の予算に関する教育費の割合という御質問がありましたの

で、先日、補正予算を計上した段階での数字でございますが、これはパーセンテージではございませんけれども、５号補正が通過した村の予算といたしまして、41億2,093万9,000円の中における教育費の予算でございますが、２億9,600万1,000円となっております。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

前田議員から再質問について、内容についての答弁に回答、答弁をいたします。

環境整備なんですけども、環境整備、各学校、やはりＰＴＡの減少、なかなか校庭とか、草刈り作業ができない状況が各学校で見受けられます。私、大棚なんですけれども、大棚はＰＴＡが何とか、あと準ＰＴＡとか、会員がいまして、会員がおられまして、その方の協力をもらいながら自分たちでこの大棚の学校を何とかしていこうということでやってもらっているんですけど、ほかの学校についてはですね、やっぱりＰＴＡの会員がちょっと少ないということで、各学校の環境整備事業としましてひらとみのほうに年間９万6,000円を一応予算として草刈り作業をやってもらうような形で、今お願いしているところでございます。やっぱり学校の教育は、教育も大事なんですけれども、やっぱり子供たちの環境、あと学校の先生方の負担軽減のためにもですね、やはりこういったことを教育委員会としては応援していかないとですね、成り立たないと私どもは考えておりますので、そこはもうまた毎年度、そういった形で予算を計上させていきたいと思います。

それと、あと学校の先生方の負担軽減ですけれども、教育長の答弁にありましたとおり、教育支援員を前年度までは３人でした。それを名音小学校、今里小学校は0.5人だったんですけれども、やはり子供たちがやっぱり支援していくためには、そういったやっぱり学校の先生だけではなく教育支援員のやっぱり教え、もうそこにおって立って、子供たちに寄り添って、その支援をしていくというのが、ものすごく大事なことになりますから、それをやっていけば、また学校の先生方も、そうやって支援の方が一人でも二人でもいらっしゃるんであれば、学校の先生方の教育にも支援になっていくと思っておりますので、来年もそういった形で進めていきたいと思っております。

それと、子供たちの環境、そういった備品のそういった意見を、学校から吸い上げてですね、やはり備品にもやっぱり故障、経年劣化、子供たちの人数によって数が少ないとか、毎年上がって来ております。だから、そういったものを一回学校のほうに、再度の説明になりますけれども、そういったことを教育長、私、あとは担当の方と学校のほうに出向いて、なぜこれが少ないのか、なぜこれが古くなったのか、そういったことをちゃんと説明を聞いて、子供たちが今、こういったところで苦労しています、一つの物を順番を待って物を使うよりか、もう一つ増やしてあげて、子供たちが同じようにできるという環境も作りたいと思っていますので、そういった備品の整備とかいうのも、ちゃんと今後設備をやっていきたいと思っております。

あとそれと学校の設備、学校施設環境整備、学校施設長寿命化計画というのを立てております。令和３年度から令和12年度まで10年間ございます。来年度予算化しまして、５年に１回見直しをかけます。それによって、今名音小学校の体育館の屋根の改修が終わりました。今年度また今里の体育館の屋根改修を今度行います。またそういったやりながら、その10年間の中で、じゃ、今度はど

こをやろうということで、今度は大和、よく子供議会でもあるんですけれども、大和小中学校の子供たちが大和中学校の屋根がちょっと老朽化していて雨漏りがひどいということで、端的に簡易的に今、修繕を行っておりますけれども、やはりこういったのはやっぱり大規模事業になりますので、補助事業を使っていってですね、そういったことをやっぱり予算化して、要望していく計画していくということをやっておりますし、また、年次的に校舎も、やはり高度成長期時代にやっぱり造ったものですから、老朽化、劣化が激しく、どんどんなってきます。それに伴って、やはり計画的な優先順位を付けて、そういった形で計画を組んでおりますので、そういったものを踏まえてですね、今後も学校整備に努めたいと思っております。以上です。

○３番（前田清和君）

教育委員会事務局長、ありがとうございます。総務課長、先ほど数字言っていただきましたが、補正を組んで41億余り、その教育費に係るのが２億幾らで、計算したら約５％と理解してよろしいですか。

○総務課長（政村勇二君）

そのとおりです。詳しく41億2,093万9,000円の中における教育費支出の予算状況が２億9,600万1,000円ということです。

○３番（前田清和君）

総務課長ありがとうございました。今、総務課長から聞きましたので、今、大体１年間の教育費に係る５％ということですので、教育委員会としてはそれを10％までは言いませんが、あと１％とか、２％予算を取っていただいて、子供たちのために、これからも学校教育のうえに予算を組めるような、また来年度以降、頑張ってもらいたいなというふうに思います。

次に、給食費です。私も久し振りに給食をいただきましたが、今現在、給食費、小学校月謝、中学校月謝、おいくらでやられています。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

今、小学生がですね、１日当たり160円、月3,200円、中学校が１日当たり205円、月当たり4,000円になっております。

○３番（前田清和君）

小学校が3,200円、中学校が4,000円、１日にしたら小学生が160円で、中学生が205円と、本当に少ない予算の中で、よく給食センターの方々は調理をされていると、びっくりしました。この物価高騰を受けて、何に対しても、毎月毎月原材料というのは、皆様も御存知のように上がっているわけですよね。それでいて、この月謝を月々3,200円、4,000円、変えてこない。そこにはやっぱり、その給食センターで働く栄養士さんを中心に、皆さん方の努力だというふうに思っております。それはそれですばらしいことだと思うんですけど、大和村は給食費は毎月児童生徒は各学校に納めます。しかし、その年度末、今年でいえば来年の３月、年度末には給食費として小学生が３万いくらでしたかね、中学生が４万いくらでしたかね、あれが帰ってくるんですよね。あれをほぼ給食費の

返還金と、僕ちょっと勘違いしているかもしれませんけど、そう理解してもよろしいですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

はい、小学生が３万5,000円、中学校が５万円、これがですね、大和小中学生育成助成金という助成金になっております。それについては、年間、小学校については３万、約給食費が３万5,000ぐらいかかります。中学校が大体５万円ぐらいですかね、かかるもんですから、これも一応給食費としても使えますし、それは助成金として幅広い、大和村としては実質給食費が使えるんです、実質無償化になっているんですけれども、幅広い使い方でですね、子供たちを育てていくための助成金という形で大和村は準備しております。以上です。

○３番（前田清和君）

であれば、事務局長が説明いただいたのは、ほぼほぼその給食費は、本村は無料という形で理解してよろしいですよね。であれば、こんだけ原材料が高騰している中、多分、給食センターの人も本当、頭を悩ませながらメニューを考え、やられていると思うんですよ。やっぱり給食というのは、子供たちにとってやっぱり学校に行っての楽しみの一つです。やっぱり子供たちのそういう要望というか、今日はこれ食べたいとか、今月これ食べたいとか、例えばそういう子供たち、学校で給食に対してのそのアンケートとかいうのは取られています。

○教育長（晨原弘久君）

アンケートというよりもですね、年に数回、セレクト給食というものを実施しております。例えば、デザートに自分はチョコレートケーキがいい、いちごケーキがいいとか、そういったのを取り入れて、自分の好みに合ったデザートを入れるとかですね、そしてまた、食べたい給食は何かとか、圧倒的に多いのは鶏飯とか、そういったのが多いんですが、そういったものも随時取り入れたりとか、そういった工夫はしております。

○３番（前田清和君）

やっぱり子供たちは小学生、中学生というのは、食べ盛り、育ち盛りです。ある程度やっぱり小学生、中学生で体もできてきますし、やはり学力もそうですけど、体力面においても、やはり子供たちが、やっぱりしっかりと給食を食べるということは、それも一つの教育ではないかなというふうに思わせていただきます。先ほど言いましたように、本村はほぼほぼ学校給食費はただだというふうに理解していますので、その月々の月謝ですか、そこをしっかり、私の思いですけど、保護者の方々に、ちょっと今、物価高騰で本当に給食センターも大変な思いをしているということで、例えば、500円上げたり、1,000円上げたりですよ、されても、３月の月末にその分、上乗せして返せるという形もできるわけじゃないですか。現在、今、３万5,000円と５万円ですけど、その月謝が上がった分、例えば、500円上がったら500円プラスして３月末にお返しするとか、1,000円上がれば３月末にまた1,000円プラスして返すという形を取って、しっかりと学校給食の充実というのを、もっと図るべきではないかなと、私、久しぶりにこの前、いもーれ週間で行かせていただきましたが、学校給食というのはこんなものだったのかなというふうに、ちょっと昔と今は大分違うん

ですけど、もちろんその栄養を考えての給食だと思うんですけど、やっぱり月に１度とか、半月に１度とか、子供たちがああ、おいしいと言って食べれるような、そういう要望も、やっぱり聞いてですよ、メニューも作っていけたら、もっともっと楽しい学校給食になるんではないかなと思いますので、是非検討をしていただきたいと思います。

次に２番目、アマミノクロウサギ飼育施設に関する質問ですが、先日の本会議場で同僚議員もクロウサギの飼育施設のことを聞きましたけど、総工事費はいくらかという、まだ返答をいただいてないということですので、企画観光課長に、このクロウサギに飼育施設にかかった今までの総工事費を教えてください。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

クロウサギ飼育施設クルグルの整備にかかった事業費でございますが、建物本体、そして今現在施工中であります内装展示工事を合わせまして、約８億2,700万円となっております。

○３番（前田清和君）

８億2,000余りの総工事かかっているんですけど、村の手出しはおいくらですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

この事業につきましては奄振交付金のほうを活用させていただいておりますので、国が50％、県が10％、合わせて60％の補助をいただいております。すみません、８億2,700万円から60％かけた金額、今ちょっとすぐに出てないので、すみません。補助の割合としては60％となっております。

○３番（前田清和君）

村の手出しは40％ぐらいですよね。結構村の手出しに、私はなっているというふうに思っております。先ほど村長からも同じ説明いただきましたけど、年間の維持費が大体3,600万、予想されるだろうということでした。先日の本会議場で企画観光課長のほうから、料金のあれは問題ないんですけど、年間４万8,000人、来客を見込むという返答をいただきました。年間４万8,000人、１日、１年間休みなく365日で割って、１日平均133人、これだけの訪問者、来客が来ないと年間3,600万の維持管理を通しても、運営はできないということですよね。１日133人ですよ。365日、休まなくても。それは観光はやっぱり観光シーズンによって多い時期もあれば、今の時期などはやっぱり観光客も少ないだろうし、それは平均取っての人数なんですけど、この2022年７月に奄美大島世界遺産センター、住用でオープンされましたよね。あれは半年余りでもう10万人ぐらい超したという報道も聞かせていただきます。あそこはやっぱり入場料無料、そしてあそこの母体というのは、５市町村の負担金で運営になっていて、ですから、そこに係る費用というのは、５市町村で負担している、運営されているわけですよね。でもこのアマミノクロウサギ飼育施設クルグルは、本村独自の運営になってくるんですね。そう考えたときに、果たして４月からオープンして、その年間3,600万の維持費をかけて、これは運営できるのか。多分、まだ始まってもないですし、１年経たないと経過というのは分からないと思うんですけど、やっぱりこの住用にある奄美大島世界遺産センターは、無料だからこそ、また交通の便もいいからこそ、あれだけの来客が来るんですよ。この西回り

というのは、なかなかその観光客、今、タマスさん。国直が一生懸命やられて、西回りも大分道路もよくなり、観光客も増えてきておられると思いますが、果たしてその４万8,000人という来客数、本当に見込めるのか。じゃ、見込むためにはどのような工夫が必要だと思います。やっぱりＰＲしないと来ないと思います。ただただ眺めていたんじゃ、観光客は来ません。住用の世界自然遺産センターに無料ですから行くと思いますよ。であれば、もうオープンする前にしっかりとそういう世界自然遺産センターとは違うんだという、やっぱり目玉というか、何かを持っとかないと、ただただオープンして始めたところで、人は来ないと思うんですが、企画課長、何かそういう検討とか、誘致とか、そういう観光客誘致に向けての取組というのは、今お考えですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先だっての本会議場で御質問を受けまして、3,600万円の年間運営コストを賄うために、料金形態につきましても、その際たたき台の料金でございますが、御説明をさせていただきました。その料金形態で算出した結果、４万8,000名ということで答弁をさせていただいております。まず、この４万8,000名が現実的な数字なのかどうかというところでございますが、有料の類似的な施設の入館者数でございますが、近隣に大浜の海洋展示館がございます。こちらの海洋展示館の年間の入館者数というものが、令和４年度コロナ禍以降ですね、コロナ禍が明けてからですが、令和４年、５万2,580名、令和５年、５万8,155名の有料での入館者がいらっしゃるというところでございます。そのような中ですね、海洋展示館ももちろん有料施設でございます。そういった中、先ほど議員のほうがおっしゃられました、この施設の目玉は何なのかと、観光客を引きつけるものは何なのかというところでございますが、これについては奄美大島でクルグルだけが持ちます特別天然記念物であるクロウサギを生態飼育、飼育展示が行えると、唯一の施設であるというのがまさに目玉のポイントであるというふうに考えているところでございます。

○３番（前田清和君）

大浜海岸のそのあれを聞かせていただきながら、そういうふうに考えたときに、大体年間４万8,000だろうという見通しを立てているみたいです。そしてまた、目玉としては、けがをされたクロウサギ、その研究飼育施設ということでの、やっぱり世界自然遺産センターとは違う本村独自の目玉があるということで説明いただきましたが、いよいよじゃ、４月に向けてオープン開始となります。獣医師１人、職員１人、あとほか４名、６人体制で始めるということですが、その人員確保はもうできていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

人員確保につきまして、先ほど村長の答弁でもございましたように、獣医師、職員、以外の４名のスタッフについて、ただいま地域おこし協力隊での募集をかけているところでございます。

○３番（前田清和君）

地域おこし協力隊の募集で募集が来なかった場合には、村民、島内、村内からの募集になるわけですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

足りない人数につきましては、もちろん村内、村民の方を中心とした雇用を考えております。

○３番（前田清和君）

それはいつごろ、その地域おこし協力隊の募集で来なかったら、村民への通知、周知をされる予定ですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

12月末までの地域おこし協力隊の募集期間を持っており設定しておりますので、その結果をもって、年明け、１月中旬ぐらい頃には村民の皆様に向けて広報ができるのではないかというふうには考えております。

○３番（前田清和君）

是非ですね、せっかく８億余りの大規模な事業を始めるわけですから、もちろん４月オープンに向けて当局も一生懸命されていると思います。しっかりと来客数、お客さんを迎える意味でも、その人材確保、人員配置、しっかりして、まずはスタートダッシュが大事だというふうに思っておりますので、是非頑張ってやっていっていただきたいなと思いますが、次のこの民間企業ですよ、やっぱり私自身は本当に年間3,600万、毎年毎年予算を組んで、赤字経営が続かないことを願っているだけです。であれば、やっぱり民間委託、福元盆地にあるフォレストキャンプ場、グラウンドゴルフ場、グラウンド、あれももともとは村が直営で運営して、どうしてもなかなか営業が利益が上がらないということで民間委託されたわけですよね、あの場所も。村当局の運営ではもうできないということで、民間委託されています。そうならないように、しっかりとこのクルグルに対しては、本当に考えていただきたい。ああ、もう村ができないから民間委託となって、赤字のところにどなたが民間委託の事業者が引き継いでくれるかとなったときに、なかなかそうはいないと思うんですよ。であれば、１年目は村が運営するにしても、やっぱり民間委託というのも、しっかりと見つめて、僕は進めるべきだと思う、今のうちに。２年目、３年目、赤字経営が続いて、それから民間委託にどこかお願いしようとか言っても、どこも受けてくれませんと思っています。ですので、オープン当初は村が直営で運営するのは結構ですけど、今のうちにしっかりと、その民間企業委託というのも頭に入れながら取っていただきたい。是非それも検討していただきたいと思います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほどの村長の答弁でもございましたように、村の負担軽減を図ることを考えますと、将来的には民間委託というのも検討していかなければならないというふうには考えております。しかしながら、まだ検討するにしても、我々自身も、まだ運営は実現されていないと、まだ現段階でどういう施設運営についてのポイント、ノウハウ、我々もちろん検討する際に、民間の事業者さん方からいろんな意見も聞かなければなりません。その際には、この施設の運営のポイントであるとか、入館者の傾向であるとか、そういったものもしっかりお示しをしながら協議を進めていかないと、いかなければならないというふうに考えております。そういった実績がまだ我々のほうにない状態で、

早急な民間事業者への委託を進めていくというのは、非常に難しい点があるというふうに考えております。

○３番（前田清和君）

もうあまり時間がないので、是非ですね、企画観光課長、大変だと思いますけど、４月オープンに向けて頑張っていただきたいと思います。

最後に、村長にお伺いいたします。来年、年が明ければいよいよ８月は多分村長選挙が行われるというふうに思っております。村長が先ほど答弁でありましたように、道半ばということで、私自身、５期目に向けて頑張るぞという熱い思いを聞かせていただいたことに、心よりうれしく思っております。一つ、村長にお伺いしたいんですが、１期目は村長は対立候補と出て、一騎打ちの末、初当選しました。２期目、３期目、４期目は、無投票ということで、大和村始まって以来、４期連続の村長であります。この無投票について、私は先ほど村長が言ったように、村長の公約実現どおり、即動く、トップセールスマンとして頑張って来られた成果が無投票につながっているのではないかなというふうに思わせていただきますが、無投票について、村長はどのように思われているのか、お伺いいたします。

○村長（伊集院　幼君）

無投票についてどう思うかというのは、村民が判断することでもあると私は思っておりまして、我々が次、どういう形で村政を引っ張っていくのか、導いていくのかという、我々はやっぱり出馬表明をするときは、そういう思いでやるわけでございますので、選挙はもうそれぞれ相手の気持ちがあるわけでございますから、私がどうのこうのじゃなくて、無投票という意味合いは、やっぱりその重大責任を負わなければならないというのは当然のことだと思っております。ですから、私たちは長くやればいいということじゃなくて、長くやればやるほど結果を出して、何かを生み出していかなければならないという思いがないと、私はこの村政を、やっぱり引っ張っていく責任が持てないんじゃないかなというふうに思っております。そういう中では、やっぱり我々としては、その結果は無投票であって、私はやることは何も変わっていかないという思いでございます。

○３番（前田清和君）

最後の村長よりお言葉をいただき、本当にありがとうございました。是非来年、また村長選頑張っていただきたいというふうに思っております。これで私の質疑を終わります。

○議長（藏　正君）

これで、３番、前田清和君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会　午後　３時０６分

第４回　大和村議会定例会

第　３　日

令和６年１２月１３日（金）

大　和　村　議　会

令和６年第４回大和村議会定例会会議録

令和6年12月13日（金）

午前10時15分 開 会

１　議事日程

開議の宣告

日程第 １　 一般質問（４名）

午前（２名）

８番　 中井　文忠　議員

７番　 勝山　浩平　議員

午後（２名）

５番　 重信　安男　議員

９番　 奥田　忠廣　議員

日程第　２　承認第１１号　鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての専決処分の承認について

日程第　３　議案第６５号　アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕ　Ｇｕｒｕ設置条例の制定について

日程第　４　議案第６６号　アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕ　Ｇｕｒｕ獣医師の給与等に関する条例の制定について

日程第　５　議案第６７号　大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　６　請願第　１号　外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について

日程第　７　発議第　３号　外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する意見書について

日程第　８　議員派遣の件について

日程第　９　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉　議

２　出席議員は次のとおりである。（８名）

１番	奥　田　浩　一　君	６番	藏　　正　君
２番	市　田　実　孝　君	７番	勝　山　浩　平　君
３番	前　田　清　和　君	８番	中　井　文　忠　君
５番	重　信　安　男　君	９番	奥　田　忠　廣　君

3　欠席議員は次のとおりである。（０名）

4　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森　永　　学　君	主　　査	後　藤　美穂子　君

5　説明のため出席した者の職氏名

村　　長	伊集院　　幼　君	教　育　長	晨　原　弘　久　君
副　村　長	仲新城　長　政　君	教委事務局長	前　田　逸　人　君
総務課長	政　村　勇　二　君	企画観光課長	大　瀬　幸　一　君
建設課長	早　川　勝　志　君	産業振興課長 兼農委事務局長	福　本　新　平　君
教委指導主事	里　中　卓　麻　君	保健福祉課長	早　川　理　恵　君
会計管理者 兼会計課長	大　石　松　美　君	大和診療所事務長	児　玉　明　美　君
住民税務課長	池　田　浩　二　君	大和の園園長	勝　　健一郎　君

開会　午前１０時１５分

○議長（藏　正君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（藏　正君）

日程第１、ただいまより一般質問を再開いたします。

議事日程のとおり順次発言を許可いたします。

８番、中井文忠君に発言を許可いたします。

○８番（中井文忠君）

皆さん、おはようございます。通告しています２点について、質問をいたします。

その前に、関東大和会へ名音八月踊り保存会メンバーを関東大和会へ招待をしていただきました。本当にありがとうございました。村長はじめ、議員の皆様方にお礼を申し上げます。では、質問に入りたいと思います。

まず初めに、ハナハナ温泉リゾートについて、大和村に温泉が出たということで、多くの村民が喜んでいます。その中で不平不満を漏らす村民もいます。個人事業に対して村が肩入れをやりすぎではないかとの言葉も聞かれています。社長さんが大和村出身ということで、応援したい気持ちは分かりますが、私が質問したいことは、村民の声として受け止めていただきたい。入浴料について、村民の中には仕組みを知らず喜んでいると思います。本来なら１人の料金が3,450円であるけれども、村民割やもろもろ差し引いて村負担は2,950円となっています。１回当たり村は2,000円の支払いをハナハナさんにしていると思います。ここで村民に不公平さが出ているのではないでしょうか。もし、ハナハナさんが事業がもしものときには、誰が責任を問うかとも話していました。このことは村民に知らせる必要があると思うが、いかがでしょうか。

じゃ、２点目に入ります。９月議会におかれまして、行政報告の中で村長より報告がありました。○○衆議院議員に陳情ということで報告を受けております。村長はじめ議長、副議長、監査委員が陳情に行かれています。よほどの大事な陳情だと思われますが、議会には○○衆議院議員に陳情に行かれることだけが報告をされています。ただ、議員の方々は、村長の報告のみで終わりです。質問をするわけにもいかず、どのような内容の陳情であったのか、結果はどのようなものだったのか、議会に知らせる必要があるのではないでしょうか。４人の方々が陳情に行かれているので、行政報告のみで終わるのではいけないと思います。お尋ねしたいのは、どのような陳情であったのか、内容等はどうなのか。また、監査委員が一緒に行かれたということは、どういうことなのかをお尋ねしたいと思います。

演台からは終わりまして、また議席のほうから質問をいたします。

○村長（伊集院　幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、中井議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、奄美温泉ハナハナビーチリゾートについての、１点目の村が全面的な協力をしているのはなぜなのかということの御質問でございますが、本村と奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートを運営する株式会社グレイ美術様との間で、令和２年10月31日に立地協定を締結し、その協定内容に添った方針で協力を行っております。奄美大島における観光の動向は、ＬＣＣ便就航や世界自然遺産登録を契機に、島暮らし体験や地域住民との交流を主体とした地域密着型体験観光メニュー等の新たな観光需要を持つ観光客が増加傾向にあります。そのような新しい需用を充足するため、大和村集落まるごと体験協議会を中心に官民連携で取り組んできたところであります。しかしながら、コロナ禍も収束し、世界自然遺産登録効果がこれから本格的に観光分野において発揮されることが期待される中で、更に観光振興を推進するためには、新しい観光需要の充足に取り組むとともに、長年国内で親しまれてきた観光需要の充足にも取り組む必要があります。国内で長年親しまれてきた観光需要は、景勝地や文化的施設の観覧、観光商業宿泊等を備えた複合型観光施設の利用や温泉等であります。その中でも、特に温泉は観光コンテンツとして高く根強い人気を誇っております。これまで奄美大島にはなかった本格的な天然温泉施設である奄美温泉大和ハナハナビーチリゾート及びまるごと体験協議会、行政が連携し、温泉と体験型観光が有機的に結びつくことで、新しい観光需要と長年親しまれてきた観光需要の両面を充足することが可能となり、奄美大島観光に行く、大和村へ訪れるという図式の確立が図られ、本村の観光振興において大きく観光訴求力の向上に寄与する施設であると考えております。また、観光振興による観光外貨獲得機会の創出だけでなく、企業誘致による雇用の創出を図りたくとも、外海離島という条件に加え、森林面積が総面積の約88％を占め、誘致可能な平地が極端に不足しているなどの地勢的条件不利性を抱える本村におきましては、本村の自然環境、景観を生かした当該温泉施設は、重要な雇用創出企業として、既にその効果が大いに発揮されております。雇用の創出に加え、移住定住の面でも島外から８世帯15名が赴任し、島内からも４世帯７名がハナハナビーチリゾートへの就業を期に、村内に移り住んで来るなど、人口規模の小さい本村におきまして人口減少対策として大きな効果をもたらしていることからも、村の活性化に資する施設であると考えております。

次に、２点目の村民への温泉利用助成についての御質問でございますが、温泉には疲労回復やストレス解消など、様々な効能があり、入浴による物理的作用と温泉の科学成分などが総合的な刺激となって、人間が本来持っている自然治癒力を高める効果があるといわれております。このことからも温泉の利用を促進することで、入浴という普段の日常生活から健康意識を醸成し、村民の予防医療、健康づくりを推進することを目的に温泉利用助成を実施しております。利用するに対し利用しない人は不公平感があるのではないかとのことでもございますが、本助成制度は利用するにあたり申請者の制限は何もなく、希望する全ての村民が利用できる制度となっておりますので、そこに不公平感は生じていないものと考えております。また、村民への周知の足らなかったことは、

我々も今後、集落を回るときにおきまして、村政懇談会等でこの利用助成に対する説明もしっかり努めていきたいというふうに考えております。

次に、昨年の９月の行政報告についての御質問でございますが、質問内容につきましては関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。昨年の国会議員への要望内容につきましては、現在、奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地への隊員におきましては、奄美市、瀬戸内町へ居住をしている状況であることから、これまで隣接町村の町村長からは、一部の隊員でも近隣の町村への居住ができないかという要望をさせていただいておりました。このことは、台風発生時等には役場へ自衛隊員が待機などを行っていることから、隊員が地域へ住んでいただければ、災害時には役場職員と一緒に応援体制ができることと、村民が増えることにつながることから、要望等をさせていただいておりました。そういう中で、一昨年の12月には九州防衛局へも議長、副議長も同行していただきまして、大和村への隊員の居住や湯湾岳の通信塔に対する交付金等の支援について要望をさせていただいたところでもございます。その後、自衛隊の方々が役場への来庁するたびに、その内容についても要望を行っておりました。自衛隊員の方々が村内へ居住することにより、村への活性化にもつながることから、昨年５月には地元選出国会議員への要望となったところでもございます。議会からも同行をお願いさせていただきまして、その当時の議長、副議長と並びに防衛議員連盟の代表ということで、〇〇先生と親交もあることから、その議員さんへの参加を私のほうからお願いをさせていただいたところでもございます。その他の議員さんへも声掛けもしたほうがよかったかも分かりませんけれども、そのときの判断で要望メンバーを決めさせていただいたところであります。併せて、議長さんもそのときに同行しておりましたので、今後の奄美振興に係る予算についても、意見交換などもさせていただいたところでもございます。そのメンバーの中で、特に監査委員であったからということではございません。また、これまでもこのような要望はしていないところでもございました。今回の要望につきましては、人口対策と村民の安全安心につながる村の施策として重要な案件であると認識をいたしております。これからも奄美への配属になる隊員も増える可能性もあることから、今後も要望活動をする機会もあろうかと思っておりますので、議会の方々へも相談させていただき進めていきたいと考えております。また、このような要望活動についての議員の皆様方に詳細な報告がなかったことは、大変私たちも申し訳ないというふうに思っております。防衛議員の方々もいらっしゃるということの関係で、我々は特に説明をしてなかったわけでございますが、議員の皆さん方にも予算の係ることもございますので、しっかり説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

〇８番（中井文忠君）

ただいま村長より答弁をいただきましたが、村長、私はですね、この料金の件についても議会に上げられてきたとは思うんですよ。だけれども、この一般村民の中で、この500円は手出しでする

んだけれども、あとのお金は村がきいとるんじゃないかとかいう話も聞こえたきたもんで質問しているわけですね。だから、その方々はみんな、自分なんかも健康であれば、行ければ行きたいとかいう気持ちがあるけれども、体が不自由で行けない。やっぱり一律、村民であれば一律にできないものかという、その人たちの言葉。そしてもしこの１人500円じゃなく1,640円、2,000円だったかな、課長、あなたが私に言ったのは2,000円と私、聞いていますが、どうだったか教えてください。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

ハナハナ温泉リゾートの村民の利用料金でございますが、村民割引料金といたしまして、中学生以上の大人2,130円、小学生料金1,100円、小学生以下の未就学児750円という３種類の料金設定となっております。

○８番（中井文忠君）

３種類の料金設定ということですね。だからですね、この料金設定は設定でもかまわないんですけれども、やっぱりこの料金、入る人数の数が増えたら増えたで、料金も村が払う、支払いをする金もだんだんだんだん増えていくわけですね。そういうのがどうかなという思いもあるんですよ。24回まではという、24回で切っておるわけですけれども、１人が24回ね、100人、200人とか、人数の数が増えたら支払するお金も増えるんですよ。その金のことを考えれば、やっぱり温泉に入りに行きたくても行けない人たちに、不平不満があるというのは当然じゃないかなという思いでおるわけですね、私は。だから、その不平不満を解消するにはどのようにしたらいいのか。議会の中にも入りに行かない人がおる、そして行きたくても行けない人がおるということを言葉に出す人もおるんですよ。そうしたらですよ、何かやっぱり不平不満がなくなすためには、村民に使えるプレミア券かな、そういうことをして、やっぱり末端までやっぱり知らしめるようなことをしたほうがいいんじゃないかなと、こっちは思っているんだけれども、村はそういうことは考えないですか、不平不満。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、この温泉利用助成金の制度でございますが、先ほど村長の答弁でもございましたように、利用するにあたりまして申請者の制限は何もございません。まず、希望をする村民全ての方が助成を受けられる対象となっております。しかしながら、なかなか御自分で移動をできないと、そういう方もいらっしゃるということで、我々村といたしましても毎週火曜日、木曜日にハナハナビーチリゾートへの送迎バスの運行をしているところでもございます。

○８番（中井文忠君）

その年寄りなんかがですね、もうなかなか行けない。あなた方はバスを出しているからとか、申請をしないからとかいえばきりがないと思われます。年寄りなんかは申請しきれないですよ。誰が来ます。足が悪い人なんか来ないですよね。来れる人はあなた方が言う答弁でいいかと思います。だけど来れない人、だけれども風呂に入りに行きたい人という人も、中にはおるんですよ。バスを

出したからいいとかいう問題ではないと思います、私の考えは。議会の中にもそういう人もおりますよ、みんなが100％賛成している人じゃないと思いますよ。私たちもこの温泉が湧くというのも後から聞いて、温泉が出た、後からだんだんだんだんといろんなことが出て来て、議員の方でも100％熟知している人がおるかなと思いますよ。私は、私もしかり、全然そういうこともあまり分からないで・・・したようなことがあるんですね。だから、尋ねることはそういうことじゃないかと思われる。やっぱり住民からの声は、私たちはあなた方に伝えなければならない。そして私たちが知り得たことは、また住民にも知らせないといけないというのが本音じゃないかと思うので、口やかましく、すっぱく言うけれども、もうそれはこの会が終わったら終りになります、私は私の性格上は、言うときは言う。そういうことでありますのでね、やっぱりどうにかこの不平不満の解消、少しでもですよ、24回のチケットをもらって、そしてそれが１年間で24回ですからね。それが何年も続いていったら増えていくわけですよね。そういうことをどうにか考え直していけないかという思いがしとってですね。そしてですね、今ハナハナ券の入浴料、そしていっておりますが、それが今から何年ぐらいをめどにはなどめをするのか、10年後なのか、20年後なのか、そういうことを考えたらですね、村の財政を圧迫するんじゃないかという思いでおりますが、そのことなどは何年をめどにはなどめをしようと思うのか、１、２年ではすまないと思うからまだあれだけど、10年後、20年後、30年後という、そういうことは決まってないのか、お尋ねをいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほど村長の答弁でもありましたように、あくまでこの温泉利用助成の目的というのは、村民の健康づくりのために行っているものであります。ですので、村民の健康づくりのために資する事業を、何年間で終わらせるというようなことは、我々は考えておりません。あくまで村民の健康づくりのために行っていることでございますので、継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

○８番（中井文忠君）

これは課長の考えですね。村長はいかがですか、ずっと継続と、健康のためにと、ずっと継続する気なのか、それとも10年、20年先で止めようという考えなどはないのか、村長。

○村長（伊集院　幼君）

この温泉施設を利用する効能とか、そういう効果があるというのは、鹿児島県の本土では実際表れております。ですから、我々としては、ただ企業が造った施設だから利用させるために助成をするんじゃなくて、やっぱり村の利用を促進するためには、やっぱり温泉の効果がこうあるんだよということを広めながら、やっぱり我々もしていくべきだろうというふうに思っております。何十年もやるのかというのは、まだ我々も先のことで、それは決めておりませんけれども、健康づくりは大事じゃないかなと思っておりますから、担当課長としては続けていきたいという答弁をしました。我々としても、この企業が来たために、大和村にどれだけの効果があるかという検証をする中では、その中で利用者も増えていくという、年々増えていくことによっては、我々の助成も少なか

らず少なくなってもいくのかということも考えられますので、それは一概、議員がおっしゃったようにこの経営が軌道に乗るまでは村としても、やぱり協定を結んでいる企業としてしっかりサポートしながら、企業にも頑張ってもらうということは、我々としてもこれからやっていきたいというふうに考えておりますので、いつまでという話は毎年毎年私たちは助成制度の予算を計上しますので、その中でその都度その都度、どういう利用人数になっているのかとか、どういう効果が生まれているのかなというのは私たちは毎年毎年皆さん方に説明をさせた上で、助成制度を継続していければと考えているところでございます。

○８番（中井文忠君）

健康のためとか、この温泉の成分がいいからとかいうことで、ある程度ですね、これは成分が良かろうと悪かろうとですね、そういうのは一般の人が決めることじゃなくて、それはもうどうのこうのというあれじゃないと思うんですけど、村長たちがそのようなことをずっと言っておれば、村の一般の人たちからは、やっぱり苦情が来ると思います、必ず来ると思います。そして、村長が言われていたように、やっぱり村民に足を運んでですね、やっぱり村政懇談会の中で来て、30分じゃ、何十分じゃ言わんでですよ、このハナハナビーチのことにしろ何にしろですね、膝を交えて時間をかけて話し合って、それは村長たちに言う人たちもきついと思いますよ。我々も村長なんかにそういうのも言うのもきついけれども、やっぱりそれも自分なんかは自分なんかの仕事だって言わなければならないときがあるし、黙れば黙っとって知らんふりしていていいんですよ。けれども、やっぱり一般村民から何でだよって、こういうことがあるのに、あんたなんか何にもしないのと言われるのが癪に障るもんで、私たちは質問すると思います。みんなそうじゃないかと思うんですよね、自分の集落のことにしても。この年度はいつまでとは決めれないが、やっぱりいつかは終止を打たなければならないときが来ると思います。そのときに村がどのような、どのようになっているかですね、また私たちはその頃は死んでおりません。あと20年、80に、90になります。もう死んでおらないですよ。そのとき、後の子や孫たち、みんなの孫たちがどのようにして、また議会に出て、その大和村があればいいですよ。あったときには、またそういうことをやっぱり質問をすると思いますので、そのときはいろいろみんな死んでおらんから構わないけれどもね。

それとですね、村長が人口がここにハナハナさんたちが来て、人口が増えたとか、何とかかんとか言うけれども、それとそれは言うことはおかしいと思うんですよ、私は。以前から何で大和村の職員なんかを名瀬に返して、その人たちが来たから人口が増えると、それは増えるのは当たり前ですよ。だけどこの大和村の職員は自由に名瀬から通わす。税金は名瀬に持って行く。そういうことで村の人口が増えるからということなんかを村長の口から、俺はそういうことを聞こうとは思わなかったです。それ、村長なんかも言いにくい言葉であるかもしれないけども、言わんにゃならんかったとも思うし、だけど私の考えには、前から前から大和村の職員は大和村に住んで税金を払い、子育てをしてもらいたいというのが私の願いであったもんですから、村長が自衛隊の方々が来たら人口が増えた、来るとか、ハナハナさんが来たから何世帯増えたとかいうよりも、自分の足元に働

いている職員をですね、どうにか呼んでもらいたい。話はずれたかもしれないですけど、村長は前にも私には、この住む人の権利がありますからという言葉を漏らしておりますけれども、これを言われたら何も言えない、だけど村長との約束事、村長の約束事というのは、村長、民法の第１条だったかな、１条の第２項にありますよ、文言が長いから私は憶えてないんですけど、口約束でも約束だから守らんないけないということなんですね。だから、この職員の方も大和村に職員になるんだったら、村長が大和村に住みますかということで、あれをしますよね。それが、はい、住みます。喉が乾かないうちに、もう何とかかんとか、家庭の事情が何とかかんとかだからということで、村長に泣きついてきたら、村長ははいはいいいですよ、もうそれは仕方ないですねというのか、それとも、おい、だめだよお前、自分との約束はどうなったんだというぐらいで止める必要もあったんじゃないかという思いでおります。いろんなそういうことを村長の前に言うけれども、これは私の思いであって、村長がどう思っているかは、やっぱり議員の中にもそのことを言う人もおりますよ、村長には言わないかもしれない。

○議長（藏　正君）

中井議員、論点をちょっと戻してもらえますか。論点がちょっとずれていると思いますから。

○８番（中井文忠君）

はいはい、そういうこと、人口増ということであったので、そういうことをしましたので、村長、今後ともですね、考えていただきたいということであります。

○村長（伊集院　幼君）

今の答弁にちょっと答えさせていただきますけれども、職員が名瀬から通っているのは、住む家がない。我々も住まわせたいという気持ちの中で、職員も住む意向を持っている職員がほとんどいます。それを我々はこれから一つ一つ解決しながらやっていこうということで、住宅整備をしっかり作っていこうということも、今考えているところでございます。それに併せて、やっぱり自衛隊の皆さんが住むんだったら、一挙にやっぱり住める場所をやっぱり造っていくべきじゃないかということを、今庁内でも検討しておりますので、職員も住みたいということで、最近、申込者がいない住宅には、職員も名瀬から１人入居している状況もございます。我々もまず村民が優先で、住みたい人がいらっしゃらなければ名瀬から通っている職員も住みたいという意向も伺っておりますので、我々もその点については、一つ一つ解決をしていきたいというふうに考えております。

○８番（中井文忠君）

村長の答弁、分かりました。一つずつでもですね、解決できればありがたいなと思います。

村長には○○議員の前に行かれたということで、私は、このとき私たちは鹿児島にいてですね、ちょっと村長たちが鹿児島から帰って来る。私は１便早くで乗ろうかなと思って、空港に行ったとき、総務課長もしかり、村長もしかり、○○議員もしかり飛行機で降りてきたという思いがありますので、そして議長と副議長は鹿児島おるからそこから行ったんだなと、村長の行政報告の中では、いつも大事な用事で行く中に、３人も４人もついて行ったから、これはよっぽどの大事な件だ

っただろうなということで、行政報告を受けておりますが、その中で、やっぱりどうせ○○さんに陳情で行ったということだけであって、あとの内部のことは一つも知らせられてなかったというね、防衛議員の件かな、いろんなことで行かれたということでありますので、それはそれでいいかなということで思っております。

それとですね、この一般の・・・、監査委員は○○さんだったから言うけれども、○○さんが議長、副議長なら当たり前、監査委員が何のあれで、この村長の後をついて行ったのかということもですね、私がこの通告文を出しら、やっぱりインターネットで見た若い人なんかからですね、文兄、自分なんかも何で議長や副議長ならあるが、監査委員が何で、監査委員が陳情にされた理由は何なのって、俺に聞かれて、自分も分からないから、自分は分からないよと、だったらこのことを聞こうと思って聞いてみるねというだけで聞いたけれども、○○監査委員が行かれて、この話などがどのような話にいい方向に向いたのか、悪い方向に向いたのか、それは分からないけど、いかがでしょう、その話の内容。以前にですね、私はこの件を聞いているんですよ。○○さんと○○議員さんがですね、近かったという話も聞いております。だから○○という・・・今里にも○○姓がありますから、そういうことで鹿児島の市議会議員かな、何か、県議に出るときかな、みんな今里の人は応援してもらって、それで近いという話も聞いておりましたが、それであればですね、議長なんかも何十年も知っている人だから、よけい知っているんじゃなかと思ってですね、その件をですね、聞きたい。

○村長（伊集院　幼君）

先ほど答弁いたしましたように、我々は役職ある人と先生との親交がある人を連れて行ったほうが効果的ではないかなという思いで、その当時の判断で私は同行させていただきました。それ、我々の要望がその後どうなったかというのは、なかなかこの自衛隊の隊員の宿舎というのは、基本的にはやっぱりその駐屯地、分屯地が所在している市町村だけにしか官舎はできないということがございまして、龍郷町はもう町有地を準備して、要望も以前からしているようでございますけれども、我々としては官舎を造ってもらうんじゃなくて、住まいを村が準備してあげて、そこに隊員が住んでいただけないかという話までは、○○先生にはさせていただきました。今、駐屯地の方、いろいろ協力を本部の方たちも、その市町村への居住は今後進めていきたいという意向も、現場のほうも持っているようでございますので、少なからず、ちょっと時間はかかるかも分かりませんけれども、隊員等の異動に添った形で、私たちはこの基地を抱えていない自治体には、隊員等も分散しながら住んでいただけるんじゃないかなという期待をしているところでございます。

○８番（中井文忠君）

分かりました。村長の気持ちもそういうことであったということでありますので、一日も早くですね、予算があればですね、宿舎を造って自衛隊なんかを呼んでですね、人口増になればという思いでおります。思いでおりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。藪から棒なことでいろいろと質問をしたんですけれども、この会場でですね、村長、忘れていただきたい。また明日か

ら、またいつものとおりですね、またお互い切磋琢磨しながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（藏　正君）

これで、８番、中井文忠君の一般質問を終わります。

次に、７番、勝山浩平君に発言を許可いたします。

○７番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。７番、勝山浩平です。傍聴にお越しいただいて、大変ありがとうございます。

早速質問です。まず、棒踊り・ナギナタ踊りやムチモレ踊り、キトバレ踊りなどの村の無形文化財指定を求めて。本村には、先に述べたんほか、各集落のノロ神信仰や八月踊りといった長い歴史と伝統に根差した文化が存在します。しかし、これらは少子高齢化や担い手不足の影響で、存続の危機に瀕しているものもあります。こうした貴重な地域文化を守り伝え、更に観光資源として活用していくためにも、村の民俗無形文化財に指定をし、保存や振興に向けた取り組みを進めるべきではないでしょうか。

次に、軽度・中度の難聴者への補聴器購入助成を求めてを予定をしておりましたが、今朝、早めに出て来て、控室で補聴器購入助成の再質問の勉強をしている最中ですね、市田実孝議員がいつもの元気な口調で浩平、質問の結果、掲示板に出ているから、見て来たらいいんじゃないのと教えてもらい、掲示板を村の掲示板ですね、村の掲示板を見に行くと、12月10日付で補聴器購入助成の実施要項が掲示をされておりました。今年の３月の予算委員会で要望、質疑をし、検討しているということであり、これまでも奥田忠廣議員が要望しておりましたが、11月の今回の一般質問の締め切りが20日、22日でしたね、そのときに分かっていたら、今回質問しなかったんですが、申し訳ありません。ですが、周辺に近くに困っている方がたくさんいたので、質問させてもらいました。そこで、事業の内容の説明を求め答弁をいただいた後、補聴器に関する提案で質疑をさせていただきます。

次に、デジタル化によるさらなる読書振興を求めて。書籍の貸出管理システムの導入について。防災センターや各学校の図書室では、貸出管理がアナログで、手書きですね、行われており、業務の効率化が求められています。バーコード読み取りによる貸出管理システムを導入することで、業務の負担の軽減や利用者サービスの向上を図るべきではないでしょうか。村の現状と見解を伺います。

電子書籍の活用について。デジタル化が進む現代において、教育現場ではタブレット端末の使用が一般的になっています。本村が購入する書籍の一部に電子書籍を導入をして、効率的かつ現代的な読書環境を整備することは重要ではないでしょうか。

地域資料のデジタルアーカイブ化について。郷土資料や歴史的価値の高い書籍は、後世に残すべき貴重な財産です。これらを電子化し、デジタルアーカイブデータとして保存することで、多くの

人が利用できる環境を整えるとともに、長期保存が可能になると考えますがいかがでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院　幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の最初の質問にございましたように、助成制度があるということでございますが、一応質問に対して答弁をさせていただきます。

また、私のほうから２点目のこの補聴器購入助成についての答弁をさせていただきまして、残りの１点目、３点目につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

難聴は大きく４種類に分類されておりますが、その中でも年齢を重ねることで加齢性難聴については伊尾地番多く、75歳以上の約半数の方が加齢性難聴に悩んでいるといわれております。加齢性難聴につきましては、耳が聞こえづらくなることで生活に影響が出るだけでなく、家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなり、社会的孤立感が高まりやすいことや、認知症の誘発にも大きく関連することなどがいわれていることから、聴覚機能の衰えへの予防がヒアリングフレイル対策として重要視されてきているところであります。また、補聴器の助成でございますが、現在、本村では重度・高度難聴者への助成を実施しておりまして、現在、14名の方が利用をしております。また、助成対象とならずに自費で購入をしている軽度・中等度難聴者も一定数いると考えていることから、助成につきましてはこれまで検討がなされた経緯もありますが、補聴器購入後に活用がうまくなされていない実態が多くあることから、購入後のフォロー体制の構築及び難聴についての知識や理解普及を図ることが併せて必要であると考えているところでございます。そのため、今年度ヒアリングフレイル対策の一環として、難聴と認知症の関連に関する研修会を予定するとともに、聴覚支援機器企業や奄美難聴者中途失聴者協会等との連携を図り、難聴者への支援体制構築へ向けて検討を進めたいと考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（晨原弘久君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えいたします。

議員からの御質問のとおり、本村には伝統的行事が各集落に伝えられ、その価値は学術的にも高いと、専門家からも注目されているところです。先般、世界自然遺産登録を果たし、文化観光の需要が高まる中、文化観光に資する資源としても、本村の伝統的行事や民俗有形文化財は大変貴重な財産だと思っております。その中で、文化財指定を増やしていくことにつきましては、本村の豊かな魅力の発信につながり、適切な形で保存維持を進めていくことは、大変重要な取組であることも認識しております。

さて、議員の御質問にありました無形文化財の文化財指定を行う場合は、保持団体の組織を認定しなければなりません。これまで地域で続けられてきた伝統的行事におきましては、学術的価値が

あることを保持団体に対してきちんと説明することができなかったこと、また、集落の人口減少が続いている中で、それぞれの行事におきまして、無形文化財として認定してしまうと、それが保持団体の伝統的活動に様々な制限をかけることが懸念されていたため、教育委員会といたしましては足踏みをしていた状況であります。今年度より学芸員を配置したことにより、現在、村内11集落の文化遺産、文化財について掘り起し調査を行う大和村11集落環境文化総合調査事業、いい集落、いい島プロジェクトを進めているところでもあります。既に次期文化財指定候補についても、暫定リストが、まとめられておりますので、今後はこの調査結果を基に、次世代へ受け継がれていくべき伝統的行事の継承保存、更には文化観光の活性化促進の観点からも、文化財保護審議会の先生方から御意見御指導もいただくよう、進めてまいります。また、各種伝統行事の保持団体への無形文化財への指定の説明と意見聴取も踏まえながら、十分に検討した上で、優先順位を付けて村の無形文化財を検討してまいりたいと考えております。

３点目のデジタル化による更なる読書振興の書籍の貸出管理システムの導入についての御質問でございますが、現在の村の状況といたしましては、防災センター図書室、そして各学校の図書室におきましても、貸出返却の管理は手書きで行っているところであります。県内自治体の学校以外の図書館、図書室の貸出管理について調べましたところ、ほとんどの自治体がバーコードによる貸出管理システムを導入しているようです。村としましても、貸出業務の負担軽減と利用者へのサービス向上の観点から、今後はシステムの導入を検討してまいりたいと考えております。なお、導入につきましては、村民全体が利用可能な防災センター図書室へのシステム導入を先行的に行いたいと考えておりますが、導入から運用までには蔵書の整理やバーコード登録などの作業が必要となってきます。そうしたことから、各学校の図書室への貸出管理システム導入につきましては、防災センター図書室の導入から運用までの状況を参考にして、各学校とも十分に協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、電子書籍の活用についての御質問でございますが、教育現場での一部電子書籍の導入につきましては、数々のメリット、デメリットがございます。導入にあたってのメリットでございますが、物理的な本棚が不要になり、図書室のスペースを有効活用することによって、本の維持管理に係るコストも削減できます。また、電子書籍はインターネットを介していつでもどこでもアクセスすることができ、キーワード検索により必要な書籍の情報も素早く見つけることもできます。それに対しましてデメリットとしましては、電子書籍システムを構築する初期設定の費用がかかります。また、ネットワークの障害やタブレットなどのデバイス故障が発生し、利用ができなくなる可能性もあります。更には、パソコン等の画面で長時間読むことへのリスクも考える必要があると思います。電子書籍の一部導入につきましては、全国的に調べましたところ、これは令和２年度の調査でございますが、公立学校の電子書籍導入率は２％、予定している、検討しているを合わせましても12.1％であり、いまだ全国的には導入活用については進んでいない状況であると考えています。そうしたことから、本村におきましても、全国の導入活用状況を把握しながら、まずは各学校

の貸出管理システムの導入を優先的に考え、図書室の蔵書管理及び整理、各学校が保有する蔵書の有効活用、更には月１回行っている巡回図書を充実させて、児童生徒たちの読書環境を整えたいと考えております。

次に、地域資料のデジタルアーカイブ化についての御質問でございますが、デジタルアーカイブにつきましては、本村では一部進めております。本村御出身の長田須磨氏の長田須磨文庫に収蔵されている資料群の中に、奄美方言分類辞典の膨大な音声データがございます。これはカセットテープに録音されておりますので、これらについては今年度予算を確保して、経年劣化を防ぐ観点からカセットテープ116本をＣＤ234枚に音声を移管し保存を完了したところです。教育委員会では、現在、文化財等の収蔵管理体制の整備を進めており、それらを進めていく過程でデジタルアーカイブ化についても計画を立てて、今後も進めていく予定であります。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○７番（勝山浩平君）

無形文化財から伺いますけれども、この間、湯湾釜集落のムチモレ踊り、参加させていただきました。そしたら、藏議長とか、政村総務課長とか、役場では見かけたことがない最高の笑顔で三味線を弾いているんですよね。本当に小さな子供から小学生から高齢者まで、そしてまたお客さんもたくさん来ていて、その祭り、湯湾釜集落に対する誇りを本当に感じました。大変すばらしい伝統行事だなと感じております。では伺いますけれども、村指定の文化財、今民俗有形のみ110点と思いますが、無形文化財の指定はありますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

今、無形文化財の指定はございません。

○７番（勝山浩平君）

先ほどこれまで指定がない理由説明をいただきましたけれども、教育長の答弁の中で、指定の候補、暫定リストがあるとおっしゃっておりましたが、暫定リストの内容は、具体的にはどのような伝統行事等が含まれておりますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

次期文化財指定候補としましては、細かく説明しますと、有形文化財、無形ですか、無形民俗文化財の一応候補暫定リストとしましては、棒踊り、なぎなた踊り、ムチモレ踊り、キトバレ踊り、そして八月踊り、豊年祭となっております。以上です。

○７番（勝山浩平君）

暫定リストの候補に挙がっているその伝統行事、いつぐらい文化保存協会に諮問をして結果が出ますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

今のところいつ頃とは申し上げることはちょっとできませんが、まず、先ほど教育長が答弁され

たように、保持団体、ムチモレ踊りにしますと湯湾釜集落が今保持団体、そこで保存している団体とか、いろいろなぎなた踊りであればなぎなた踊りの保存会の方とかに、いろいろそういった話を今までしてなかったもんですから、それについて指定することによっていろいろ制限がかかったりするとかいう話も、ちょっと今までできていなかったもんですから、そういった話をまず持って行きながら、まずその運営母体であるその方々に理解をさせた上で、諮問といいますか、まずは文化財保護、協議会の方にそういった話を持って行きたいと考えております、今のところですね。

○７番（勝山浩平君）

文化協会の委員の方々も、大変前向きな方もいらっしゃいましたので、早く進めていただきたい。本村の過疎地域持続的発展計画書、令和３年から令和７年、来年最終年度ですね、の中に、地域文化の振興、文化財の発掘に努めるとあります。発掘、大変すばらしい表現だなと感じました。令和３年から７年までの間、文化財の発掘がかなったものがありますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

今、そういった発掘といいますと、ちょっとはっきり私は答えることができないんですが、今年度からですね、学芸員の方がいらしておりますので、今、次期候補暫定リストも加えまして、今、戸円校にある文化財、昔から公民館、旧公民館にあった文化財、向こうにあります。そしてまた、今里集落にもノロのそういったものすごい貴重なものもありますので、発掘はできてないんですけれども、今、文化保護審議会の方といろいろ各集落を回ったり、戸円を回ったりしていますので、そういった形はちょっと前向きに、まだまだですね、発掘していきながら、文化振興について努めてまいりたいと思います。以上です。

○７番（勝山浩平君）

局長がおっしゃった今里集落、ノロ神信仰の神様の儀式の装飾品とか、私たち議会報告会で回ったときも当時の区長さんから心配の声が上がっているんですよね。湿度とか温度とか、光の関係でぼろぼろ朽ちているのが早いから、早めに、歴民館構想もありますけれども、きちんと保管できる体制を取ってもらいたい。しっかりちゃんと指定をして増やして、守り伝えることも大事ですし、冒頭申し上げたように、観光資源としてなり得るんですよね。早めに進めてもらいたい。とりあえず暫定リストからも早めに指定をしてもらいたいと思います。

保持団体、何団体ありますか、確認できているのが。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

今ですね、文化財の助成金としまして、保持団体といいますか、今、なぎなた踊りの保存会の方、ムチモレ踊りの保存会の方、あとは大棚八月踊りの保存会の方、名音八月踊りの保存会の方、もう一つ、棒踊り、棒踊りの保存会、今、５ですかね。棒踊り、なぎなた、名音八月、大棚八月、ムチモレ踊りですか、その分を確認をしております。

○７番（勝山浩平君）

保持団体の確保にも、また一緒に努めてもらいたいと思いますが、今おっしゃった棒踊り、なぎ

なた、ムチモレ、キトバレ、これが、・・・保持団体というのは別で、・・・・棒踊り、なぎなた、ムチモレ、キトバレ、これがいつ始まったのか分かりますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

私もちょっとあまり詳しくなくて、調べましたところ、まず棒踊り、棒踊りが明治35年頃、今から1902年になります、今から120年前になります。それで始まったということが、ちょっと役場の資料の中にあります。なぎなた踊りにつきましては、昭和初期頃、1926年ぐらいになります。今から100年前から始まったといわれております。あとムチモレ踊りにつきましては、これがちょっと、いろんな大和村教育委員会の資料、あと湯湾釜集落にも資料がありまして、今から数えまして、起源は今から350年前から400年前といわれていることで、私もちょっと驚いたところなんですけれども、江戸時代から伝統が受け継がれているということでございました。キトバレ踊りでございますが、これは地元の思勝青年団の方々がですね、今年で第44回目ということなので、まだ・・・が逆算しまして昭和55年頃だと集落の方からも伺っておりますので、少し歴史が浅いんですけど、貴重な五穀豊穣とかいうことで、集落を盛り上げるということで行っているということを伺っております。以上です。

○７番（勝山浩平君）

キトバレ踊り、歴史が浅いとおっしゃいましたけど、実はそうではなくて、1980年代に青年団が復活をさせているんですよね。以前からあって、途絶えて、その当時の青年団が頑張って復活をさせた。ですから、これはキトバレ踊りが、私も調べたんですよ、図書館とか行って、村の行事とか。なかなか載ってないんですよね、キトバレは。それを調べていくのもおもしろいことだと思うので、またこういったのも取り組んでもらえたら、今後活かせるんじゃないかなと思いますし、ムチモレ踊り、私も調べて400年前、江戸時代ですよ。すごいびっくりしました。その当時から脈々と受け継がれて、今も学んで、歌が覚えるのが難しいと総務課長おっしゃっていましたけど、こうして頑張って毎年毎年やっていて、今は大きな観光資源になっている。重ねて申し上げますけど、すばらしいですね。近いところでは棒踊りを自治体の無形文化財に、喜界町が指定をしている報道がありました。2017年、これ割と最近ですね、棒踊りを自治体の無形文化財に指定をして、また伝承、広めていくということでしたが、こういった先進事例を参考にしてですね、なるべく早く無形文化財の指定をして取り組んでもらいたいと思いますが、再度確認いたします。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

その前に、先ほど議員がおっしゃった有形の文化財、今里にあるノロとか、ノロの神事のものとかがあります。それ今、私たち無形文化財の指定もございますけど、まず有形文化財、学芸員の方とお話をしながら、まず学校の空き教室などを利用して、やっぱり遮光とか、こういったカーテンをしながら保存をしていきたいというのもやっております。その無形文化財につきましては、やはり伝統をやっぱり承継ですかね、継承じゃなしに承継させていくためにもですね、やはりそういった無形文化財、まずは棒踊り、なぎなた踊り、そして一番ムチモレ踊りが伝統的に古いですので、

そういったのは前向きに考えながら、やっぱり保持団体、その保護されている集落、あとは保存団体の方とも協議をしながらですね、前向きにそういった無形民俗文化財に指定をしていくような形で考えていきたいと思います。以上です。

○７番（勝山浩平君）

今回、質問にあたってちょっと勉強させてもらったので、本筋からちょっとずれますけどね、村自慢です。ほかにもあるんですよね。有形では国直のクニモレ神社、寺屋敷と呼ばれているみたいですね。国直には城があった、グスクの跡地があります。そして何より私たちが誇るひらとみ神社ですね。最初の建物が1882年11月に建立。ちなみに重要文化財、国に指定されている明治神宮、1920年建立です。キビの神様直河内翁を祀っております。同じような事例がないかなと思って、全国調べたらありました。本村タンカン有名ですから、柑橘の神様、ミカンの神様が田道間守公、古墳時代に垂仁天皇の命を受けて、橘、ミカンの原種ですね、を直河智翁と同じく中国から持ち帰ったとされる。和歌山県の海南市の橘本神社というところで祀られております。この橘本神社は市の文化財に指定をされております。近いところで瀬戸内町、神社を文化財に指定をしております。その神社は実久三次郎神社、源平合戦の源氏ですね、源頼朝のいとこを祀っております。国も文化庁が583の神社を重要文化財に指定をしております。何が言いたいかというと、私たちが誇るキビの神様、直河智翁を祀っているひらとみ神社ですね。ひらとみ神社も村の文化財に指定をすることが可能ということです。そして、文化財保護協会、本村の、天然記念物の指定もできるんですよね。今、クロウサギ、特別天然記念物、大和浜のウラジロカシ群生林、国指定の天然記念物となっております。環境省のレッドリストでは、ウラジロガシは２類、２類です。クロウサギは１類のＢ、クロウサギのほうが危機的状況にあるということですね、ウラジロガシよりかは。クロウサギと同等のがトンボ、フォレストの池の整備を環境保全のために行いましたが、ハネナガチョウトンボ、これレッドリスト１類のＢです。ですが、実はこれ以上に珍しい貴重なものが本村にあると学者が言っております。もしかしたら企画観光課長は御存知かもしれませんが、植物です。１類のＡ、深刻な危機といわれているもの、学者が調査に入っているんですね、自生しているものは世界でここだけしかないんじゃないかなと、自生ですね、とおっしゃっておりました。ですからレッドデータリストで１類のＡ、深刻な危機に瀕している。こういったすばらしい資源、植物にしても、動物もウサギがありましたけれども、文化財にしてもですね、こういったのを地域の方から広く聞き取って、村の指定にしてもらいたいと思いますが、いかがですか。指定をして守ってもらいたい、活かしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

議員がたくさんおっしゃって、ちょっとまだ把握できていないもんですから、そういった貴重なやっぱり大和村の資源というのは、大事な、また観光資源についても大事なものであると考えておりますので、そこは今後検討させていただきたいと思います。以上です。

○７番（勝山浩平君）

無形文化財、今回質問通告書に上げたほかにもですね、などという表現をしたんですが、調べていくうちに思勝集落の婦人会の昔ながらの神酒づくり、ああいった食文化も守っていかなければいけないなと強く感じました。９月９日と今里集落のふっとしで先導役を務めるしたんを体に炭で塗って案内しておりてきます。そういったのも守っていかなければいけない。９月９日旧暦で願なおし、願たてを各集落行っておりますが、名音集落では９月９日の本祀りといって、旧暦その日にまだ行事を神事を行っております。これも集落が保持団体として機能できると思うので、そういったのも暫定リストでも加えてもらいたい、指定に向けて諮問してもらいたいと思っております。

補聴器ですね、要綱の内容、掲示をしてあったんですが、２枚重なっていて２枚目のほうが見ることができなかったので、補聴器購入の助成にあたっての内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今回、新しく制定をさせていただいておりますのが、軽度、中等度、難聴児に対する補聴器助成ということでございまして、議員の御質問にございますのは軽度、中等度、難聴者への御質問かと思っておりますけれども、難聴児に対する説明でよろしいでしょうか。

○７番（勝山浩平君）

ちょっと時間がなかったものでちゃんと見てなくて、掲示してあるのは難聴児なんですね、難聴児の助成、結構自治体取り組んでいるところがあります。じゃ、もといですね、戻して、難聴者への購入助成ですね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

難聴者への購入助成、軽度、中等度、難聴者への助成というのは、現在、行っていないというところでございます。

○７番（勝山浩平君）

では３月の予算委員会でも要望して質疑をさせてもらって、検討しますではなくて、現在、検討していますという答弁があったんですが、この検討の進捗状況はどのようになっていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まずはじめに、軽度、中等度、難聴児の助成ということで、このたび提供させていただいているものが一つ拡大をされたということでございます。その後、それに引き続きまして軽度、中等度、難聴者への助成ということで検討させていただいております。いろいろ実態を確認したところ、恐らく該当者は大勢おられるということは分かっているのですが、実際の課題といたしまして、補聴器を購入をするけれども、なかなか実際の利用に活用するのが非常に難しいという実態があるというのが新たに分かってきているところでございます。ですので、検討を今現在させていただいている内容というのがですね、助成を一択ということではなくて、助成をするにあたってはその他のフォロー体制であるとか、あるいは理解普及というのがまだまだ必要であろうということを考えておりますので、そこを合わせ持った形での最大限にその助成を活かしていただけるような形を整えることが必要ということで、現在検討をしているということでございます。

○７番（勝山浩平君）

今検討中ということで、今後では助成を行う予定があるということですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

この軽度、中等度の方々への補聴器、補聴器というか、聴覚への支援ですね、ヒヤリングフレイルという言葉を使ったりしますけれども、それに対する予防であったり、支援であったりというのは必要であると。非常に効価の高いものであるというふうな考えを持っております。そのため、何らかの支援が必要であるということを考えております。その一つとして、例えば助成ということもあろうかと思いますけれども、ただ先ほども申し上げたとおり、助成だけではなかなかその助成が活かされない状況であるということが確認をされておりますので、どういった方法が良いだろうかというのを合わせ持って検討させていただいているというところでございます。

○７番（勝山浩平君）

補聴器の使い方の研修とか、フォロー体制を構築していくということで、ちょっとごめんなさい、答弁、なかなか私が理解しきれなくて、その中に今後補聴器購入の助成も含まれるということですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

フォロー体制もセットで考えるべきであると思っておりますので、助成の可能性というのも十分にあるかと思っております。また、補聴器という一択ではなくて、聴覚に対してはほかの聴覚支援機器という別のものもいろいろございますので、そういったものも含めた形でどういった形がいいか検討させていただきたいということでございます。

○７番（勝山浩平君）

軽度、中度の難聴者ですね、今、本村では聴力検査などは行っていないと伺っておりますが、実態として軽度、中度、重度の方はね、軽度、中度、何人ぐらいいるとか、把握はされておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

検査をした検査自体もそうですし、その診断の結果というのも把握はしておりませんので、正確な数というのは分かっておりませんけれども、国やほかの町村などの実態などを踏まえて考えますと、約７５歳以上の約半数ぐらいは軽度、中等度の難聴の疑いがあるというふうにいわれておりますので、本村においても１００名を超える方が該当するのではないかというような推測でございますけれども、それぐらいの数ではないかと考えております。

○７番（勝山浩平君）

耳が聞こえないとですね、当然、社会でのコミュニケーションが図れない。通告書冒頭壇上で申し上げたとおりですが、家族間、家の中でも家庭でも起こり得るんですよね、すれ違いとか。でも加齢性難聴というのは自覚診できない、自分では分からないんですよ。行政の定期的ないろんな健康診断、行っていますよね。そういった中に聴力検査を加えて、加齢性難聴の早期発見をして支援

に努めるというような、そういった体制は取れませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

本村においても特定健診といったような健診は行っているわけでございますけれども、健診というのは病気の疑いを発見すると、早期に発見するという目的で行うものですから、例えば、高血圧などを考えますと、自覚症状はないけれども、測定をしてみて初めて分かるというような形で、疑いを早期に発見する、スクリーニングという考え方ですけれども、そういった形で目的として行うわけですけれども、聴覚につきましては、一般的に自分では徐々に聴力が低下しているのが分かりづらいということもあるし、もちろん分かり得ることもあります。あるいはほかから見て、最近聞こえが悪くなったのではないか、何度も聞き直すというような症状が見て取れやすいというような特徴がありますので、集団健診の場では聴力検査を行うということは、一般的には効果的でないというふうにいわれていることから、集団健診の中で行うことは想定はしておりません。しかしながら、健診に来られた方の問診であったり、聞き直しの状態であったり、そういうことから疑いを持って受診を進めていくというのは可能ではないかというふうに考えております。

○７番（勝山浩平君）

昨日、村長が出馬宣言の中で、第６次総合振興計画の実現に努めていくとおっしゃいましたが、その計画の中に高齢者の活躍の場の創出というのがあるんですよね。高齢者が活躍していくためには、コミュニケーションが当然取れなければいけない。認知症とか、社会進出を促すためにも、この耳、ヒアリングフレイルの支援は大事だと思います。聴力検査、やっている自治体もあるんですよね。ヒアリングフレイル対策ために。そういった先進自治体を調べていただいて、本村でも導入すべきではないか検討できないか、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず、高齢者の活躍の場、生きがいを持っていただいたり、介護予防に努めていただいて、できるだけ元気に過ごしていただくというようなためにも、その一つとして聴覚支援というのも非常に大事ということは認識をしております。本村では、集団健診で聴覚を集団で検査をするということは、今のところ考えておりませんけれども、現在、予定をしているものとしまして、来年２月９日にヒアリングフレイルと認知症のつながり等に関する研修、個別相談会というのを初めて実施いたしますけれども、それを実施をしていきたいと考えております。その中で、理解の普及、知識の普及を図っていきたいというふうに考えておりますと同時に、そこに奄美難聴者協会という機関もございます。あるいは聴覚支援機器をいろいろ開発している会社というのもございますので、そういったところと連携を深めて情報を取りながら、聴覚支援に対する支援に対する仕組みというのをどのように作っていったらいいかというのを考えていくということを、今計画をしているところでございます。

○７番（勝山浩平君）

村民に広く情報を提供をしていただいて、ヒアリングフレイル対策を進めていただきたいと思い

ます。

図書館ですね、デジタル、バーコード管理システムですね、これは最初の質問の文化伝統芸能を調べに行かしてもらった図書館に、そのときに以前の村の広報紙で伝統芸能を紹介している記事があったんです。その参考資料で記載があった本もありました。その本を調べようとしたら、どこにあるのか分からない。図書館にあるのかないかも分からないというような状況だった。これが現状ですね。バーコードをなるべく早く導入をしていたいだいて、そういった課題も解消できると思うので、まず村の公民館防災センターそのあと学校、各学校を進めていってもらいたいと思いますが、時期的にはどれぐらいを検討していますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

教育長の答弁にもありましたとおり、まずはですね、村民全体が利用できる防災センターの図書室に、まだバーコード貸出システムが入っていないので、そして入れていきまして、まずはその図書室には２万冊とか、今現状で冊数があるんですけど、それにバーコードを貼っていく、バーコードで登録していくというのを、状況を見ながら、じゃ、大体２万冊に対して３カ月なのか、４カ月かかるかというのを、まず１回把握させていただいてですね、各学校に持って行きますと、事務員の方とか、図書司書もいらっしゃるんですけれども、学校をやっている間、その作業をやってもらうという、何か、負担がちょっとかかるのでですね、まずはその言いたいのは図書室、防災センターの図書室を時間経過を見ながら、今後学校のほうにはちょっと、まずは来年それをさせていただきたいと考えております。

○７番（勝山浩平君）

確認ですけど、来年のまずは防災センターの図書館のバーコード化、管理を進めていくということですね。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

来年度予算を組まさせていただきまして、まずは図書室、防災センターのですね、図書室から始めたいと考えております。

○７番（勝山浩平君）

電子書籍ですね、費用がかかります、当然です。公立学校、教育長の答弁の中に全国で２％ほど、全国の図書館、公立も行政の図書館も含めて、２０２３年度の調査では、電子書籍の購入をしている自治体は４．８％なんです。ですが、これを少ないからしばらくいいやとみるのか、少ないから本村が先に導入したらチャンスと見るのかの差だと思うんですよね。今回は先にバーコード管理システムの導入がまず優先だと私も思いますので、電子書籍、また今後ですね、利用者、図書館の利用者のアンケート、意向等を把握しながら、時期を見て導入してもらえたらありがたいんじゃないかなと。導入している自治体はほとんど大都市。特に子供たちへの影響、情報拡散・・・最近ありますけれども、そういったところでも差があるのかなと。その差を少しでも埋めるような取組を教育委員会に期待したいと思います。

アーカイブですね、今、長田先生のものを少しずつやっているということで、写真でもやっていますよね。各集落から昔の写真とかを集めて、総務課か企画課か分かりませんけど、それはどのような目的で実証しておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

企画観光課のほうで年次的な計画を持って、毎年ですね、ネガの古いネガがございますので、こちらのデジタルデータ化というのを進めているところでございます。

○７番（勝山浩平君）

今写真を取り組んでいて、拝見をして、防災センターで、すばらしいなと思って見ましたが、このデジタル化に係る予算というのは、大体いくらぐらいになっていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

概算ではございますが、毎年２０万円程度の予算を組まさせていただいて、その予算内でできる分をということで順次進めているところでございます。

○７番（勝山浩平君）

一番訴えたいのは、冒頭１番目の質問で申し上げました、各地域にまだ埋もれている文化的な資源、先々観光資源となるものが気付いてないだけで、まだまだあるんですよ。そういった各集落の貴重なものをまたデータ化して、保存をしてもらいたい。それを広く発信することで、ネットでですね、また研究者が現れたり、伝承活動につながっていくと思いますので、集落の取組、伝統行事とか伝統芸能とか、そういったものを含めてアーカイブ化を目指してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

勝山議員がおっしゃるとおりでございまして、伝統文化、あとは有形文化財、そういったのもやっぱり観光資源になり得る、やっぱりそういった宣伝できるというものもありますので、観光資源を目的ではなくてですね、そういった大和村の大事な文化財、また伝統芸能、無形文化財とかいうのも、今後守っていきながらデジタルアーカイブにも進めてまいりたいと思います。

○議長（藏　正君）

これで、７番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお１時３０分から再開いたします。

休憩　午前１１時４０分

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

再開　午後　１時３０分

○議長（藏　正君）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

５番、重信安男君に発言を許可いたします。

○５番（重信安男君）

皆さん、こんにちは。質問の前に、先週日曜日に行われました県体ゴルフの大会ですかね。行政のチームがですね、ベスト５に入る成績をおさめました。おめでとうございます。引き続きグラウンドゴルフは盛大に盛り上げていくようによろしくお願いします。それでは質問に入ります。

災害関連について質問をいたします。１点目に、自然災害に対するこれからの取組についてお尋ねをいたします。必ず発生するといわれている南海トラフ地震について、現在の当局としての取組と未来の対応策はあるのか。また、各集落の高台避難場所が指定されていますが、指定場所の変更を見直すべきではないのか。食料品等の備蓄施設やトイレの設置を整備する計画はお持ちでないのか、お尋ねをいたします。

２点目に、防災訓練の在り方について、いつ起こるか分からない災害時、もっと国家機関である自衛隊を活用すべきではないのか。

以上、壇上より申し上げ、自席にて質問いたします。

○村長（伊集院　幼君）

皆さん、こんにちは。ただいまの重信議員の御質問にお答えをいたします。

１点目の自然災害に対するこれからの取組の、１番目の南海トラフ地震について現在の取組と未来の対策の御質問でございますが、まず、南海トラフ地震につきましては、今年１月に政府の地震調査委員会から南海トラフ周辺で今後マグニチュード８から９の巨大地震が発生する確立を、10年以内で30％、30年以内で70％から80％程度あると発表されました。こういった中、今年８月には宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表され、村としましてもホームページにて注意喚起を行ったところであります。現在の取組といたしましては、コロナ禍を過ぎた現在、地震発生から津波を想定した避難訓練を防災津波の日の11月５日前後の日曜日に実施をいたしまして、これを毎年行うことで村民への避難意識の向上とあわせ、自主防災組織及び消防を主とした関係団体との連携強化にも取り組んでまいりたいと思います。

次に、２番目の食料品等の備蓄施設やトイレの設置はできないかとの御質問でございますが、津波を想定した一次避難場所として村内17カ所を指定し、防災避難訓練時にて避難していただくことで、村民へ周知を行っております。この避難場所につきましては、村防災センターや学校などの公共施設を除きますと、13カ所が村道敷きや県道敷きの公園及び集落山間部にあり、令和４年１月に発生をいたしましたフンガドンガ火山噴火による潮位変化の際には、長時間の避難を余儀なくされたことにより、自主防災組織を担う事務嘱託員及び消防団から意見をいただいたところでもあります。備蓄品施設及びトイレ新設となりますと、その用地確保や水洗トイレに伴う水道の確保に苦慮するところであり、このフンガトンガ火山噴火による潮位変化以降、各事務嘱託員へも情報提供をいただきながら、現状、簡易トイレと個室タイプのテント並びに持ち運びができる簡易テントを配布し、対応を図っているところでありますが、衛生面や安全面を考慮した持ち運び用の肘掛背もたれ付きの非常用仮設トイレの配備に向け、今後、食料品を含む備蓄品の拡充と備蓄品管理における

自主防災組織の協力を得ながら、まずはできることから取組を進めていきたいというふうに思います。

また、議員の質問にありましたように、避難場所の見直しにつきましては、我々も防災訓練時における事務嘱託員また消防団を含めた自主防災組織から意見を伺いながら、避難場所についての検討もしているところでもございます。地元の意見を聞きながら、我々もしっかり対応を今後行っていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、２点目の防災訓練の在り方の、もっと自衛隊を活用すべきではないかとの御質問でございますが、自衛隊との連携訓練に関しましては、令和元年度から３年度までの３カ年は、消防と連携した車両被災者の救助訓練及び災害によって孤立した村民を想定し、ヘリコプターを利用した輸送訓練を２年連続で実施しており、訓練以外でも音楽隊の演奏や自衛隊車両等の展示により、自衛隊の啓発等におきましても連携を進めてまいりました。天候不良により、令和４年度は避難訓練自体を中止いたしましたが、令和５年度の避難訓練の際には、村民を対象に避難訓練後に村体育館にてカレーライス100食を準備し、炊き出し訓練として隊員の協力を得ております。なお、今年度におきましては、協力依頼は行ったものの、自衛隊サイドとの日程調整ができなかったこともありまして、今後は村の想定する訓練とあわせ、自衛隊を含む関係団体と協議を進める中で、各地の訓練事例等も事前に情報をいただきながら、自助、公助、共助を念頭に防災訓練の実施を毎年行う予定で計画をしていきたいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○５番（重信安男君）

先ほど村長が申されたとおり、内閣府による８月にですね、南海トラフ臨時情報の調査がありましたけれども、大規模な被害の恐れがある市町村に対してアンケート調査があったと思いますが、そのアンケート調査の回答内容どうされましたか。

○総務課長（政村勇二君）

この南海トラフ地震情報が発された後ですね、アンケートがまた鹿児島県、この内閣も踏まえてですね、いくつか来ております。そういった中ではですね、内閣府からのほうはですね、１都２府26県707の市町村に加え鉄道会社、そしてコンビニといった指定公共機関、そのほか旅館や運輸などの地域の実情に事業者に対して調査依頼が行われたところでございます。その内容といたしましては、臨時情報の制度とやるべき対応について、どれだけ知っていたかという内容がございまして、その中におきましては、大和村といたしましても、その調査結果内容ではですね、その自治体の中で73の自治体が約13％程度になると思いますが、その自治体が制度自体を把握していなかったという調査結果も出ている中でございます。大和村といたしましてもですね、この臨時情報の制度ができたのが令和元年の５月、国土交通省が所管する気象庁が発表しますという制度がなされたこともありまして、それから令和６年の８月に発せられたのがですね、初めての発表となったことか

ら、この73の自治体においてもですね、担当者が変わったり、この５年間の間ですね、周知ができていなかったものだというふうに把握しております。大和村の中におきましてはですね、大和村地域防災計画という計画を作っておりまして、そちらの中で一般災害と別にですね、地震津波遍という地震と津波に特化した計画もございます。その内容の中で、南海トラフ地震においても記載事項がございまして、その中でですね、今回の臨時情報を踏まえた調査中特別警戒とか、注意とか、調査終了までの記載もございますので、またこういったところも改めてですね、今回の臨時情報を受けた上で再認識したところでございます。

○５番（重信安男君）

いやもう私も新聞見てびっくりしたんですけど、12.8%、約13%ですね、内容を取るべき対応を市町村が認知していなかったというのを聞いて、まさか大和村じゃないよねというのをまず浮かんだんですけども、大和村はそういう対応をしているということで安心いたしました。それでですね、現在行われている制度取組も今まで、今言われたとおりのことをこれからもやっぱり進めていくつもりか、また変更で変えていくのか、そういうところはまだ内閣府からそういうあれは来ていませんか。自治体ごとにみんな違うと思うんですよね、場所も違うし、地形も違いますし。

○総務課長（政村勇二君）

今回、発表がなされたのは気象庁からでございますが、このアンケートを実施したのは内閣府の防災担当のほうからのアンケートでございましたので、国自体もですね、政府自体も今回の事案を把握した上でですね、また新たな何かしらの情報提供というものの調査委員会等におけるですね、協議が進められた上で、県を通してですね、我々のほうにも通知があるものと思われます。我々といたしましてもですね、先ほど冒頭質問がございましたが、まずは地震が発生し、この南海トラフが発生した際にはですね、鹿児島県において一番大隅地方を主とした特別指定地域、二つの市と六つの町がございます。そこが特別避難指定地域になっているんですけれども、やはりこのトカラ列島を踏まえた大島本島をはじめですね、離島においても何かしらのやはり津波の影響はあるというところが公表されておりまして、その内容といたしましては、津波発生から約64分後に１m以上の津波が奄美大島大和村ですね、これは津名久地域でございますけれども、来ると。一番最大の津波の高さが4.4mから4.6m、90分後に来るという予測がなされているところでございまして、そこに対しての今津波を想定した避難訓練を実施しているところでもございます。しかしながら、やはりこれはあくまでも県が公表した数字でございまして、自然災害というのはどういった高さで、どういった潮位の変化等もございまして、津波の高さが高くなる可能性等もございますので、そういったところも考慮しましてですね、地域防災計画にのっとりながら、自主防災組織、これは各事務嘱託員を主に組織がなされている組織でございますので、そういったところもこういった情報を共有しながらですね、先ほど質問にもありました指定避難場所が正しいものなのか、そういったところも踏まえてですね、また今後も協議を進め、また変更があるようであれば年に１回の防災会議に諮りながら、防災計画の変更等、指定場所の変更等も行っていければというふうに考えております。

○５番（重信安男君）

国と各自治体、市町村等での行う対応とか、やっぱり制度とかあると思うんですけど、前回ですね、中井議員が防災グッズセットを村民に配布したらどうねという質問が、前回ありましたけれども、それちょっと村長の答弁にも入っていなかったもんですから、これから先ですね、大和村の災害といったら、もう地震もそうですけど、私は津波しかないと思うんですよ。ほかは道路とかも台風とかも、なっても結構ね、今最近強いですから、設備関係とか、道路関係もですね、一番怖いのは津波、私はこの津波のことを質問で上げているんですけれども、だからやっぱりその防災グッズというのも、やはりピンからキリあるんですよね。3,000円から４、５万ぐらいのまであるんですけど、それ人数制度とかもあってですね、１人用で3,000円とか、２人用で5,000円、３名以上で１万円以内、それ以上のもありますけど、そういったものをこれから先ですね、本当に住民に配布して、防災にいつでも、津波とか、避難する時に使えるような体制とか、これから取っていかなければならないと、必ず津波は来ますから。今後、それどういうふうに今思っているか、ちょっと答弁をお願いします。

○総務課長（政村勇二君）

各戸に対するその防災グッズの支給に関しましては、現在今考えていないところではございますけれども、前回も、今年度ですね、避難訓練をした際にはですね、備蓄品、食料の備蓄品を各集落、自主防災組織を主に配布したところもございます。した経緯もございます。今後また想定するところに関しますと、先ほど村長の答弁にもございましたが、トイレの場所の設置、以前のフンガトンガ火山噴火の際の長時間の一次避難場所に対する避難のときにはですね、長時間避難したところから、やはりトイレの問題があったというところで、簡易的なダンボールの中、ダンボールと１人用の個人テントを早急に配布したところではございますけれども、それだとなかなか用を足すことにも苦慮するところがあるという話も伺っております。またこれから今年度ですね、来年度の予算付けに向けてですね、防災担当とも話しながら、トイレをですね、今度は肘掛式の１人用の簡易テントの中に肘掛式のトイレをまずは早急に各集落に配置したいというところもございまして、それはまたこれから予算取りの中で説明して、対応可能になった際には、また早急に配布したいというふうに考えております。またこの津波の避難に関しましては、やはり行政主導でのもちろん防災避難というのは主でございますけれども、どうしても消防団、消防ほか、自主防災組織を主とした協力を得ないと、なかなか防災避難に関して100％の対応、行政主導だけではむずかしいところもございますので、そういった意味においてもですね、事務嘱託員を主とした各消防団、そういったところにも情報共有を図りながら自助、公助、そして共助の対応を図っていきたいと、その面においてもですね、まずはハード面だけではなくて、そういった備蓄品だけではなくて、ソフト面においても、今年度は消防団の幹部の方ではございましたけれども、鹿児島県の自主防災リーダー研修のほうにも行っていただきまして、今年度以降、来年度以降もですね、そういった予算取りをしながら、消防団の幹部のみならずですね、各集落の自主防災組織の代表者の方にも行っていただくよ

うなソフト面での取組を進めていきたいというふうに考えております。

○５番（重信安男君）

それはそうなんですけれども、実際に本当に津波が来るというのは、私思っていますので、これはもう必ずやるべきことだと思うんですよね、行政として。どこの行政もまだやってはいないと思いますけれども、まず大和村が先にやると、そういうことをすればまた大和村の知名度も上がりますし、津波に対して住民を守ろうという意識がやっぱり強いんだなと、私はそう思いますけれども、防災グッズというのも、中にやっぱりトイレから何やら全部、充電機から、30点ですかね、ぐらい入っているんですよ、3,000円の防災グッズの中に。これちょっとＳＮＳで調べたんですけど、それは本当にすごいなと。3,000円てちょっと高価は高価かもしれませんけど、やっぱり何十年と村民を守るという、守っていかなければいけないですよね、行政として役割ですもんね。その防災グッズというのだけは、セットというのは、村民に与えるべきだと私は思います。この前も防災訓練ありましたよね。そのときにもどのくらいですか、集まったのが。全体で大和村で452名ですね。人口で1,300何十人といるのに、450人、３分の１以下ですかね、・・・来ていないと、防災に参加していないと。本当は私もね、そのとき海に行きたかったんですよ。だけどもだめよと、参加しなさいと言われて、家内に、そうですねと言って私も参加しましたけど。もう皆さんの意識がもう薄くなっています。もう災害とか思っていません。ただ出ればいい、行けばいい、歩けばいい、そういう意識しかないもんですから、そこで、さっきのグッズを全部配置していて、防災訓練の際にはそのグッズを必ず背負うものですからね、持ってから参加してくださいという、そういう制度というか、今から作っていけば、もうちょっと村民の皆さんの意識が高まるんじゃないかと思うんですけど、難しいかもしれないんですけど、将来的にやるべきことですよ、これは、いつやるかの問題ですよ。いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

その防災グッズに関しましては、各世帯、高齢者世帯であったりとか、お子さんがいらっしゃる世帯、各世帯によって容量等が変わってくるものですから、そこはまた事務嘱託員の中でもですね、こちらからの協議事項としては話をさせていただきたいというふうに思います。重信議員がおっしゃるとおり、やはり参加者が452名、今年度ですね、でした。令和５年度、昨年度がほぼ同数の448名だったのを記憶しております。多いときには平成23年度に860名の方の避難訓練があったということも憶えております。なぜか言いますと、やはり当時はですね、平成22年の津波災害とは別の災害になるんですけれども、22年災害、大雨による災害があったということで、やはり村民の自然災害に対する意識の考えも高かったのかなという意味で、平成23年度に860名を超える避難訓練が実施されたというところもありますし、また防災訓練を始めた当初はですね、何月何日の日曜日、何時から避難訓練をしますよという事前周知をしたこともございまして、実際、こちらが警報を鳴らす前に避難されていた方とかということも伺っております。そういったことから、年数を重ねていきまして、やはり区長会、また消防団の話の中でも、災害というのはいつ何時起こり得るの

かも分からないことではあるので、やはりそういった中での突発的な警報、何というんでしょう、避難訓練をやってもいいんじゃないかという話もございました。またそれはそれで混乱を招くというところも、いろんなこう、この計画を組み立てる中では、訓練の計画を組み立てる中で話し合いをしている中でございますので、そういった中で、やはり452名という数字は、私も少ないと思っております。それに関しては、やはり我々主導の防災もですけれども、各集落においてもですね、そういった避難訓練があったときには、防災の話し合いをしようとか、また消防団、これから新年に向けて出初式もございます。そういった中で各消防団が集まって、各集落に持ち帰ったときにですね、防災意識の向上になる話し合い等もやっていただければというふうに思っておりますので、そういった中では、先ほども申し上げましたが、ソフト面でのそういった危機を持っていただくための組織、自主防、そして消防団、そういった人たちの研修も、これから重ねていった上で対応を図っていきたいと。先ほど防災グッズの話もございましたが、やはり集落民はそういった防災の危機意識を持っていただくためにもですね、現在、まだ決定はしておりませんけれども、過去、土砂災害の防災マップ、ハザードマップを配布した経緯がございますが、今現在、事業申請中でまだ決定はしておりませんけれども、今回は津波を想定した水浸区域を想定した防災ハザードマップというのも作成を、今事業申請をかけている途中でございまして、それもまた決定次第、予算取りをした上でですね、それをまた全戸に配布するというところにおいてもですね、また各戸数、住民がですね、防災意識の向上につながっていける一つになっていけるのかなというふうには考えているところでございます。

○５番（重信安男君）

次にですね、高台のほうに移りたいと思います。高台避難所について、先ほど17カ所と言いましたけど、私は18カ所かなと、資料をいただいたんですけど、数えたけど、17カ所ですか。すみません。

○総務課長（政村勇二君）

そうですね、現在、大和村地域防災計画にある指定一次避難場所は17カ所となっているところでございます。

○５番（重信安男君）

私もこの、行政から資料をいただきまして、写真で見ているんですけれども、何箇所かですね、津名久の避難所が防災センターというふうになっております、津名久集落。国直、湯湾釜はこれでいいと私は思います、高台がありますのでね。この津名久というのが、何で防災センターなのかなと、遠いと思うんですよね、津名久からでは。だから、津名久の避難場所の変更をちょっとお願いしたいし、旧県道ですね、津名久から湯湾釜に行く、今村道になっていますけど、そこをちょっと整地していただいて、業者にお願いして、そこを避難場所にするとか、林道がありますね、津名久の林道、そこを利用して、そういうふうにしないと、津名久からじゃ、若者はそれはそこまで、どのくらいですかね、５分ぐらいでくるかもしれないですけど、お年寄り、高齢者はもう多分15分と

か、かかると思います。全然津波には間に合わないと思いますので、津名久の変更とですね、思勝に関しては昨日、私なんか、学校で評議委員会に出たんですけれども、学校の２階のほうに上がりましたけど、私はすぐそれが頭に入って、この高さぐらいだったらすぐ津波来るだろうなと避難場所にならないと私は思ってですね。思勝に水源地がありますよね、神社の横の思勝水源地ですか。住民税務課長、水源地ありますよね、あそこの坂を上っていく。あそこをちょっと道を整備して、上にちょっとした広場を造って、避難場所をつくるとか、そうすれば思勝の方は、そこのほうに避難できる。残り防災センターに近い方は防災センター。そういうふうにして、私はちょっと見直してほしいと思います。大和浜ですけれども、大和浜は３カ所あります。防災センターと滝ノ川山と旧県道の上ですよね。なんですけど、滝ノ川山は私、何回か行っているんですけど、あそこ若者はそれは登れますけど、やっぱり危険ですよね、急な登りですから。高齢者は絶対無理ですよね、ああいうところは。だから、そこをまだやるんであれば、また集落とも打合せして、先ほど課長が言ったようにですね、変えて、そしてまたそこを整備して、お年寄りが登りやすい手すりを作ったりとかですね、そういうことをしてやれば、それは利用すると思いますけど、この前の防災訓練のときに、向こうに、じゃ、私は滝ノ川山に避難すると言って行ったんですよ、ああじゃあ気をつけてくださいね、滑りますからねと言ったら、登れないといって防災センターに来たんですよ、その方なんかも。だからやっぱりそういう面がありますので、それをちょっとまた集落とも打合せをして、手すりを付けて・・・・そういうような、ちょっと変えないといけないと思いますよ。最後に今里、今里は小学校の体育館ですよね。体育館はもう今里はすぐ海ですよ。何で昔の旧県道ちょっと拡張して広くなって、前も公園整備をするという話をしてます場所がありますよね、今里からずっと登っていった所。あそこを整備すれば、向こうが避難場所になるんですよ高台。体育館とかだったら、絶対災害になりますよ、この津波は絶対無理ですね。それはちょっとまた今里集落ともお話されて、・・・ほかの集落はちょっと見たらですね、それでいいんじゃないかなと思いますよ。いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

ただいま重信議員からあった津名久、思勝、そして今里のですね、そういったところは、また今月、月末にですね、事務嘱託員等がございますので、そういったところでまた協議をさせていただきたいと思います。今里に関しましては、先ほど申し上げました数字的なものでございますけれども、想定として4.6ｍの大和村は南海トラフ地震が発生したときに津波が発生するという数字を根拠にですね、向こうの海抜自体が５、学校グラウンドから上がっていく階段もございますし、そういったところで９ｍという数字がございましたので、そこをまずは一次避難場所として指定しているところでございますが、その他の変更に関してもですね、ほかの集落も合わせて、全集落改めて、今の避難場所に対する考え方もですね、話し合いの中で進めて、また変更があるのであれば変更手続を取っていきたいというふうに思っております。

○５番（重信安男君）

そうですね、そうやって変更してできるものはすぐ変更して、津波は絶対に来るというんだったら絶対無理ですので、そういうふうにこれからですね、各集落で防災組織図を作りながらですね、また検討していっていただきたいと思います。

それとですね、今日、朝からずっと自衛隊自衛隊という質問等出ていますけれども、私もしていますが、自衛隊へですね、大和村結構な村有地、山が結構あるんですよね。本当は大和村はフォレストポリスがありますから、フォレストポリス行ったら電気もありますし、何の心配もないと思うんですよね。だから、私はいざというときはフォレストに行こうかなと思っているぐらいですよ。私が言いたいのは、自衛隊へのね、村有地を無償で提供し、そういう施設、訓練施設を造ってもらう。そんな大規模なものじゃなくていいんですよ。ここで野営として自衛隊が来て、そこで施設で泊って１日１泊ぐらい泊って訓練して帰るとか、自衛隊というのは歩く訓練とかもあるんですよね。そういうのを訓練でそういう施設を利用してもらって、造ってもらってですよ、１泊泊って帰ってもらう。そういう施設を造ってもらって、そこを今度避難場所に、高台に造るわけですから、避難場所に、今度はうちらが、大和村がいざというときに借りてもらえるように、今、奄美駐屯所も瀬戸内分屯所もそうやって避難場所として利用できますので、これから先、自衛隊を利用してと言ったら悪いんですけどね、そういうふうにして付き合っていけばどうかなと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

通告にありましたこの自衛隊との連携は、私どもその訓練の内容についての連携を図っていきたいというところで考えていたところなんですけれども、その自衛隊の施設の誘致となりますと、今、正直に答弁できないところが正直なところでございます。ですが、そういった大和村に対するそういった施設ですね、これは環境省との兼ね合いもあって、なるべく平地が少ないという、用地自体がですね、こともありますし、それが宿泊施設になるのか、そういった訓練施設になるのかというところは、まだ協議テーブル諮ったこともございませんので、これからどういったところでの対応が可能なのかというところは、話ができるものなのかというところはまた、時期を見てですね、そういった自衛隊サイドの御意見もございますでしょうし、そういったところの話ができるタイミングをもっていけるのかなというのは、ちょっと話ができるのかなというふうに思っております。

○５番（重信安男君）

私も夕べは南西航空司令官が、空将ですかね、○○空将なんですけれども、が表敬訪問に来て、私にも連絡があったんですけれども、村長はどうかなと、いやもう村長は議会と重なっているから無理ですよということで、昨日断ったんですけれども、空将とかもそういう話をされて、そしたらやっぱりそういう件はどんどん言ってくださいと、そういうふうに返事ももらいましたので、やっぱりそうやって航空自衛隊は沖縄なんですけれども、やっぱり陸自ともやっぱり同じ防衛省ですので、関連しますので、そうやって陸自のそういう司令官とも話とかできますよという話をいただき

ましたので、これからはそうやって野営の施設、自衛隊も全国あるんですよ、演習場の中というか、演習場の入口に隊員が泊れる野営施設、全部造ってます。私も泊ったことがあるんですけど、そういうのを造って置いておけば、いつでも利用できるというメリットがあるんですね。だから、この話は私もどんどん自衛隊と防衛議員連盟、うちは６人いますけれども、それでどんどんどんどん陳情してやっていきますので、もし、いいですよという防衛省から答弁いただいた場合は、どうですか、できそうですか。

○総務課長（政村勇二君）

その議員連盟の皆さん方がそういった陳情を行っているところ、私も今回初めて分かりまして、まずはその自衛隊の施設訓練施設が、まずは村として必要なものなのかという協議を、まず先にしていきたいというふうに思っております。

○５番（重信安男君）

ですから、必要なものは絶対必要になるんです。そうじゃないと、行政がつくらんといけなくなりますからね。自衛隊が予算を組んでやってくれるんですよ。そういうのをやっぱり奄美市と瀬戸内ばかりではなく、我々大和村、宇検村、それから龍郷町ですかね、も何かやっぱりそういう関連をやりたいんです。そのためにみんな防衛議員連盟というのを立ち上げて、営業していますので、そういうのはもう本当にできるかできないか、私は自信はないんですけれども、どんどん私は言っていきますので、もしできると、大丈夫ですよという返事をいただいたら、村としてもそういうことはできますかということですよ。絶対必要ですからね、高台に、避難所というのは。実際、奄美市も奄美駐屯地を造っていますよね。瀬戸内も造っています。だから、大和村にも造らせたらいいんじゃないですかという、私は提案です。いかがですか。

○村長（伊集院　幼君）

その今の議員の質問ですが、これはやっぱり自衛隊の立地している市町村においては、いろんな手立てがあって、手段ができると思います。大和村も何もできなかったわけじゃなくて、私たちにも訓練場所として提供できる場所はないかというのがございました。しかしながら、そういう訓練できる場所がないから、我々も自衛隊も我々にその以後、話がなかったということでございますので、防災上は必要なものについては、自衛隊がやってくれるのは、それに越したことはないというふうに思います。しかしながら、何の目的でその避難場所が自衛隊の予算でできるのかというふうになってくると、やっぱり訓練に仕掛けた中での施設が活かされるものであれば、自衛隊の予算で整備が可能だというふうに思いますが、日頃の訓練で何も目的がない中で、ただ災害の避難場所だからという位置付けでは、我々自衛隊の基地がない市町村には、到底ハードルが高い問題だというふうに認識をしています。ですから、やっぱり奄美市と瀬戸内にあるのは当然のことだと。しかしながら、我々に何ができるかということを、今模索しながら、自衛隊から情報提供もいただいておりますので、避難場所としては我々村のほうで率先的に住民の安心安全のためには進めなければならないというふうに考えています。自衛隊と何も関わりがないということじゃなくて、自衛隊には

やっぱり近くに駐屯地がありますので、自衛隊の連携を図りながら、やっぱり訓練を通して自衛隊の要請にしっかり自衛隊が要請に応えていただけるように、我々は今後とも連携を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

○５番（重信安男君）

村長がやっぱり自衛隊とも付き合って、私も去年ですね、防衛省に関係で、防衛議員関係で行って、陳情とかも行ってますけども、頑張っているのは分かっているんですよ、村長。だけど、やっぱり自衛隊もですね、100㎞行軍というあれがあるんですよね、訓練が。私もこの前の新聞でも夜間等に載っていましたけどね。行軍の自衛隊が行軍であるいているというとか、新聞で見たことないですか。だから、そういうのでもし自衛隊さんにそれを自衛隊にお願いして、提供してくれるところがあれば、奄美駐屯地からここまで歩く訓練とか、できるんですよ。奄美市内とか、瀬戸内国道ばっかりではなく、79号線も利用してもらうとか。だから私もそれをちょっと営業で強く言っておきます。もしそうなった場合には、何とか協力をいただけないかなと思っております。

ちょっと、じゃ、その高台避難場所なんですけど、トイレを造ったりというのを、私は聞いてうれしかったです。やっぱり考えているんだなと。将来これはやってくれるんだということで、安心しました。ですが、津波が来たら、市田議員が一般質問で言ったように、電柱、これはもう絶対倒れると思います。電線もきかない。だから、電気は必ず停電になります。だから、やっぱりどうするかというと、ソーラーシステムですよね。今はもうどこでもソーラーソーラーと言っていますけどね、この役場内も津波で今、本部は津波が発生した場合、本部はどこに設置しますか。防災センターですか。

○総務課長（政村勇二君）

津波全般、自然災害において、この役場本庁舎での会議とかできない場合には、今度、業務継続計画という計画を策定しておりまして、その際には防災センターのフロアを考えているところでございます。

○５番（重信安男君）

それはやはり１階とかではなく、最上階ですよね、それでないと意味がないので、やっぱり高いところにも本部を設置しないと、私はだめだということでそれだけは言っておきます。

トイレ浄化槽ですかね、のことも言おうと思ったんですけれども、答弁でやりますということを言われたので、もう言いませんので。

それともう１点ですね、実際に津波災害に遭ったとして、道路や母屋とかですね、崖崩れなどの復旧を行いますよね。復旧作業が必ず出てくると思いますけども、その復旧にあたり、建設重機というのがなければ、本当に大変だと思います。パワーショベルやらパワー何ですか、ユンボですかね、タイヤショベルとか、なければできないと思うんですが、大和村役場も両方ありますよね。輸送のトラックもあります。だけど、規模的に小さいなと私は思っております。それはそれでいいんですよ。そのために大和村の建設業者ともそういうお付き合いをしていると思うんですが、災害時

のときの建設業者との係りはそれはどういった協定を結んでいるというか、何かやられています。ボランティアでしか、建設課長ですね。お願いします。

○建設課長（早川勝志君）

大和村とですね、村当局と大和村の建友会はですね、災害に関わる協定を結んでおりまして、まず、災害の調査からですね、応急復旧までは費用負担もありますけれども、建友会のほうでしていただくという形で協定を結んでいるところでございます。

○５番（重信安男君）

その建友会と協定を結ぶということは、全業者とそういうことを結んでいるということで理解していいですね。

○建設課長（早川勝志君）

私どもは大和村の建友会という団体がございまして、そちらのほうには何団体か、大和村の業者も含めてですね、加入しているようでございますので、そちらの全会社と協定を結んでいると。実際に、今年ありました台風とかですね、昨年の台風、もしくは豪雨による災害が発生した場合などもですね、その建友会に道路のパトロールとかですね、災害箇所の点検、そのようなものをお願いして、その結果をいただいて、私どもは実際その現場に行って、再度確認して、これがどういった形で復旧するのか、また、災害復旧ということで県の査定、国・県の査定を受けて、災害復旧事業で実施するかという判断をさせていただく形にしております。その中で、応急復旧でありますとか、その辺が出てきますので、応急復旧の場合はですね、こちらのほうで費用を負担して実施していただくと。ただし軽い倒木とかですね、その辺は実際には簡単な倒木とかでしたら、車両が通行できるようにその倒木の処理をしていただくような形で協定を結んでおります。

○５番（重信安男君）

それを聞いて安心しました。本当にやっぱり頼りになるのは、そういう近場にいる建設会社、設備がそろっておりますのでね、やっぱり本当ありがたいと思っています。

それとですね、その建設会社も、やっぱり何ですかね、道路沿いとか、津波がいつ来ても災害に遭うようなところに、多分重機とかも保管していると思うんですよね。だから、今度またそういうお話をするときには、その建設会社にですね、ちょっと高台のほうに津波の被害に遭わないところに保管をされるようなことも考えていただけますかということも、私は言っておいたほうがいいかなと思うんですけど、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

建設会社が保有されている重機等につきましては、やはり建設会社の所有地に保管されているというふうに私どもは認識しております。それが山間部であるのか、高台にあるのかというのは、ちょっとそこまでは把握はしていないんですけれども、海岸地区にあるというのは、まだちょっと把握してないもんですから、その辺の確認もですね、今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○５番（重信安男君）

そのうち何か機会のあるときに建設会社ともそういう話をして、機械が飲みこまれれば意味がないんですよね。いつ来るか分からない津波のことを考えれば、高台に置かれてはなどとお願いした方がいいと思います。

それから、２点目の防災訓練の在り方について、先月行われました防災訓練ですが、先ほど言って・・・ように、全然村民の避難に対する意識がうすれて、思った以上に村民のね、避難に対する・・・・危機感が全くないようなイメージを受けて、ガックリきたんですよね。ただ集まって・・・・それをちょっとまた今回陸海空の自衛隊の参加もなく、そういうのもあるんじゃないかなと、だから参加人数も少ないのかなと。

今回は連携が取れなかったというのは、連絡が取れなかったということですか。それとも何か理由があって自衛隊は参加されなかったのか。私も昨日聞くのを忘れとったのですよ。何かありますか。

○総務課長（政村勇二君）

こちらこの訓練計画を計画として策定した際にですね、自衛隊さんだけではなく奄美警察署のほうにも文書として依頼をかけておりまして、どうしてもその日の日程が自衛隊さんのほうが合わなかったというふうな連絡を受けております。当日奄美警察署さんにおきましては、日程調整ができたというところで、パトロールとか、そういった奄美警察署長浜からどれだけの時間で来れるとか、２班体制での協力が得られたところでございます。

○５番（重信安男君）

やはり戦争だけの自衛隊ではないと思うんですね、今は平和な時代でね。それもちょっと分からないですが、自衛隊は今日本では災害には欠かせない機関なんですよ。こんなことがあるのは、とにかく年に１回しかないわけですから、今年は陸上、来年は航空とか。来年は連絡を早めにとって、自衛隊をどんどん活用してください。

ちょっと今から座談みたいな感じで、ちょっと変なものをお配りしますけど。

誰か知っていらっしゃる方はいます。誰も知らないですか。おかしくなったんじゃないですよ。そういうSNSとかにも載っていますし、こういう本が売れています。なぜかというと、災害が多いからです。マコトという女性の方。私は信じたくないんですけど、この方が夢を見るそうです。夢を見たのが阪神淡路大震災とか、東日本大震災を的中して当てている。それがですね、恐ろしく来年７月５日に南海トラフの予言をしているんですよ、信じたくないですけどね。日本とフィリピンの間の海底火山が噴火して津波がくると、東日本大震災の３倍くらいの津波がくると・・・・

こういったことが絶対ないのを祈るばかりですけども、災害とかもいつ来るか分からない。津波が一番怖いです。津波に対する対策を早めに行政としても村民を守るためにやっていただきたい。変なものを配りましたけど、これで終わります。

○議長（藏　正君）

これで、５番、重信安男君の一般質問を終わります。

次に、９番、奥田忠廣君に発言を許可いたします。

○９番（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。通告をしてあります５項目について質問をいたします。

１項目めの令和７年度予算編成について。12月に入り、来年度予算編成及び予算査定の期間になりましたが、７年度を村長はどのような年度ととらえた予算編成を考えているのか、答弁を求めます。

昨日、同僚議員の一般質問の中で、来年の村長選挙への進退意向について、５期目への意欲を示されましたが、７年度の本村村政に対し目玉的政策があるのか。あるとすれば、どのような政策なのか。村民に対し公約できる目玉的制作があるのではないか、答弁を求めます。

２項目めについて質問をいたします。旅費規程宿泊費の見直しについて質問をいたします。

国家公務員の宿泊費見直しについて、10月31日の新聞にありましたが、財務省は７年度４月１日から、現行の東京宿泊費１万3,100円を１万9,000円に改定するとしております。本村の旅費規程では東京は県外の甲地方となり、宿泊費は１泊１万2,500円であります。宿泊費は国家公務員であれ地方公務員であれ同額と理解するが、本村の県外甲地方宿泊費を含めた旅費規程について７年度から見直すべきでないか、答弁を求めます。

３項目めの村単事業農業事業助成について、質問をいたします。

村単独農業事業助成８項目がありますが、この村単事業は農業関係であり、70歳以上の農家が対象で限度額３万円以内であります。しかし、本村には75歳以上の後期高齢者で農業生産の対象外の方々、庭の草刈り、庭の生垣の手入れのできない方、特に高齢で一人住まいの方など、自分では庭や生垣の手入れができない方は、人手を頼むほかにありません。農業だけではなく、集落環境整備の面からも７年度予算の中で対応すべきでないか、答弁を求めます。

４項目めの農業機械、トラクター、ユンボなど、使用について質問をいたします。

作業機械貸出料金表がありますが、機械の使用については助成はなく、使用料がありますが、農業生産振興助成同様、助成すべきではないか。70歳以上で農業機械の使用許可または労働安全衛生法にもとづく特殊教育修了証、小型車両系建設機械の運転を取得している方の使用については、認定農業者並か、免除はできないか、答弁を求めます。

5項目めの歯科診療所の改善について。歯科診療は現在、宇検村の歯科医師が週３日、火曜、木曜、土曜（午前中）また、大和の園の訪問診療など、歯科医療に従事していることはありがいことであります。５年度実績で年間患者数384名、診療回数述べ803回であり、本村の歯科診療はなくてはならない診療となっていることは周知のとおりであります。高齢者をはじめ、多くの村民が診療を受けておりますが、診療所が２階にあることで、高齢者、足の悪い患者など、２階への階段の上り下りが大変であると声があります。歯科診療所の改善のため、また、高齢者の負担軽減のため、イス式階段昇降機を設置をもとめ、７年度予算の中で対処できないか、答弁を求めます。

以上、壇上より質問し、答弁後に自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院　幼君）

それでは、奥田議員の御質問にお答えをいたします。

１点目の令和７年度予算編成についての御質問の中で、令和７年度をどのような年度と捉えた予算編成を考えているのかとの御質問でございますが、近年の大型事業の実施による地方債残高の増加が続いていることや、大型事業の元金償還開始に伴う公債費の増加が見込まれるなど、厳しい財政運営が想定されますが、国・県の指針を基に不安定な海外情勢等による物価の高騰やデジタル化の進展、カーボンニュートラルの実現など、社会経済情勢の変化に対応しつつ、限られた財源の中で各種計画の基本方針を主軸にしながらも、経常経費の歳出削減を図りながら、子育て、高齢者福祉などの行政サービスの維持と向上に向けた予算編成にしたいと考えております。

次に、令和７年度の本村の目玉政策と、村長選挙の年であることによって、村民に対し公約できる政策についての御質問でございますが、令和７年度予算におきましては、先日の予算編成説明会にて次の七つの基本方針を定め、各課協議の上、査定を行い、政策に取り組もうと思うところでございます。基本方針の１点目におきましては、７年度末に期限を迎える自治体標準化システム構築を踏まえ、各業務分担と健全財政の確立に努めるための行財政改革の推進。２点目に関東飲食店と連携した特産品活用事業における農林水産業と企業と連携したブランディングの推進による特産品の促進。そのほか３点目に高等教育機関との連携による関係人口の創出と定住促進対策。４点目に官民連携による観光振興と自然保護の推進。５点目に福祉政策と教育環境の充実した村づくりの推進。６点目に道路交通網生活環境の整備促進。７点目に防災力の向上による安全安心な村づくりの推進。以上、７点を基本方針に定め、中でも新たな取組といたしましては、クルグルオープンに合わせ、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートとの奄美大島の西側観光ルート構築による外貨獲得と、特産品の付加価値化向上のためのブランディング事業及び再生可能エネルギーへの取組並びに定住促進のための住居確保などを主に、公約として推進してまいりたいと考えております。

次に、２点目の旅費規程宿泊費の見直しについての御質問でございますが、国家公務員の旅費制度見直しの理由といたしまして、国家公務員等旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずることとして、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が成立をし、施行日が令和７年４月１日となっております。その内容といたしましては、国家公務員の役職、階級により、国内旅費の宿泊費が６段階に分かれ、甲地方8,700円から１万9,100円となっており、乙地方が7,800円から１万7,200円と役職階級によって金額が定められています。村の現状といたしましては、県外甲地方が１万2,500円、乙地方が１万500円となっており、平成28年３月に直近の条例改正が行われております。今後は村といたしましても、近隣自治体の状況を考慮しながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、３点目の村単独農業事業助成についての御質問でございますが、70歳以上の農家を対象に受託作業に係る経費の半額の助成を行っており、今年度は適正な生産管理を推進するため、上限額を２万円から３万円へ引き上げて実施をしております。事業の実績としましては、令和５年度49名、今年度10月末現在で30名の農家が助成を活用しながら農業生産に取り組んでおられます。農業関係の助成に関する受付窓口は、合同会社ひらとみ及び産業振興課としておりますが、御質問にありますように庭の草刈りや剪定には作業を依頼する方もおり、助成に関する問い合わせも寄せられているところでございます。議員のおっしゃるとおり、高齢者で単身助成に限らず、高齢者においては庭の手入れは体に負担を与える作業となることから、管理ができずに荒れた状態になると、害虫の発生等による環境面の悪化も懸念されるほか、足元が悪くなり、転倒のリスクも高くなると思われます。現在、居宅周りの管理に関する係る助成事業は設けておりませんが、現状において様々な要望が出て来ておりますので、どのような支援ができるか検討をしてまいりたいと考えております。

次に、４点目の農作業機械、トラクター、ユンボ等使用についての御質問でございますが、村が保有する農業機械使用に対する支援につきましては、経営規模拡大志向の認定農業者のみ半額免除を行っているところであります。村の農業機械の使用に際しましては、他の地域や企業等のレンタルと比較しても、安価での設定や半日単位での利用設定を行っているため、認定農業者以外の農業者に対しましては、免除は行っていないところであります。御質問にありますように、農作業受託作業に係る助成を活用せずに、村の農業機械を活用して生産を維持されている高齢の農家もおられ、令和５年度の機械利用実績といたしましては、６名の70歳以上の農家が機械を利用し従事されています。議員の御質問にありましたように、自ら農作業を行い、生産活動をされている70歳以上の農家へ、支援の一環として機械使用料の免除を検討していきたいと考えております。また、村としましても、農業機械を利用した労力軽減の推進を図っておりますが、慣れた機械や圃場においては、気のゆるみから農業機械による農作業事故が発生する場合があり、事故の多くが農業機械によるものであります。今後も免許、資格の確認徹底や、栽培研修会等におきまして農作業安全講習の実施に取り組みたいと考えています。

次に、５点目の大和診療所の椅子式階段昇降機の設置に関する御質問でございますが、現在、週に３回行っております歯科診療の患者数は、訪問診療の患者数を含めて、１日最大でも約５名であり、その中には階段の昇降が大変な高齢者がいらっしゃることも把握をしております。しかし、昇降機を設置するためには、設備の整備費用や維持費が必要になります。１日当たりの利用者数や将来的な利用者数の増加を考慮し、費用対効果の観点から現時点では設置は難しいと判断をしております。なお、歯科診療につきましては、在宅訪問診療も行っており、階段の昇降が困難な方には可能な限り訪問診療を優先するなど、歯科医師と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席

のほうから答弁をさせていただきます。

○９番（奥田忠廣君）

新年度予算の編成についてお伺いしましたけども、まず聞きたいのは、大方、いろんな方が財政が厳しい、財政が厳しいと言うけども、その財政が厳しいという状況は、何を根拠にしていますか。５年度決算、黒字ですよ。何が根拠になるんですか。

○総務課長（政村勇二君）

その決算でもございますけれども、今現在ですね、５年度末決算におきましては、地方債残高、こちらが36億3,410万余りございまして、基金が14億余りございますけれども、実際、５年度末決算におきましては基金の積戻しが若干できなかったというところでの黒字決算となっております。また、６年度におきましても、また大型償還等もございまして、見込みではございますけれども、一旦、基金を積み戻した、基金を取り崩したものに対しての積戻し、これはまた交付税の最終的な決定、そしてまた各事業の災害等におけるそういった実績報告、実績がなされたのちの納入金額において積戻しがなされるわけでございますけれども、そちらの見込みも大変厳しいものと思える見込みとなっている状況でございます。

○９番（奥田忠廣君）

何年も同じことを言っている。何か事業ということになると、大変厳しい財政状況というのが口癖のようになっているけども、その根拠として何を言っているのだと思うんですよ。決算を見たら黒字になっている。そういうことを考えたら、言っていることは何だろうと思うんですけども、もう少し柔軟な財政運営というのはできないんですか。当初予算からすれば、最初は10億近く予算が上がっていた。そういうことを考えると、どこが厳しいんだというような思いがあるんですよ。まあね、これを今言っても、答弁が返ってきても、まとまらんと、理解はできないと思う。もうそれはいいですけれども、やはり、来年度は村長、一つあなたの公約として、村民に対して大和村はこうだよと、一つでもいいですから、目玉的なことというのは何だと思いますか。

○村長（伊集院　幼君）

これはもう政策としてはまだまだやらなければならないことはたくさんございます。議員のおっしゃるように目玉とは何なのかというのは、我々がこれまで進めてきたやっぱり政策も、もう少し方向転換をして考えるとか、そういうやり方が我々には必要ではないか。今までのやり方というのが悪くはなかったんですが、あまりにも同じようなことをやってきて、成果がどう出てきたのかということは、我々もしっかり検証する中で進めていかなきゃならないというふうに思っています。これまでもその人口減少対策における住宅の確保とか、空き家改修の対策とか、いろんなことがございました。それもただ我々が自分たちのできる範囲の中でやってきましたけれども、やっぱりもう少し踏み込んだことをやらないと我々としては進んで行かないんじゃないかなということも考えておりまして、それが目玉になるかどうかは分かりませんけれども、我々としては、これまで以上に充実した中身に踏み込んだ政策を打ちだしていかないといけないというふうには考えておりま

す。

○９番（奥田忠廣君）

一つずつ片づけていきますので、旅費の見直しについて、村長の答弁は各市町村の動向などを見ながらと言いますけども、実際、東京あたりに出張行きますと、曜日によってホテルの代金が違う。日程がきちっと決まっておれば、町村会館とか、そういうところは安く行けるんですけれども、普通のホテルは土曜日日曜、月火水、違うんです。そういうことを考えると、各市町村の動向見ながらというじゃなくて、大和村は大和村独自で旅費規程を設けたらどうですか、村長。

○村長（伊集院　幼君）

国が定めている中でいけば、改訂してもいいだろうと思いますけれども、実際、私が上京する際の中で、やっぱりしてみますと、安いホテルも中にはあるもんですから、それが一概にその何と言うか、今航空運賃は使った分の領収書を付けてやっていますけども、それに沿ったやり方がいいのかどうかということも、ちょっと考えないとですね、現実的に今東京では１万5,000円以下では泊れないホテルがもうほとんどありません。しかしながら、ホテルを探していけば安いホテルもあるもんですから、我々もそこには泊りませんけれども、ちょっと会合の会場まで遠いところもございまして、なかなか宿泊場所を選定するのに本当に苦慮しています。ですので、そういうのは我々としては横並びに何かできるものがあればいいのかなというふうに思っていまして、そこら辺は我々も首長同士でちょっとお話をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○９番（奥田忠廣君）

是非ね、話をして、これは、この旅費の早見表というのが大和村の、ありますけれども、これを見たら甲地区でも東京では今、泊れるようなホテルというのはなかなか探しにくい。探して、村長が言うようにあったとしても、会場まで遠距離で、時間的な制約とか、いろんなのがあるわけですよ。私が東京で一番安く泊ったのは、全国町村会館、ここ１万300円。そして一番高く泊ったのは２万7,000円。ですから、先ほど村長がおっしゃったように、12市町村の市町村長と話して、これね、改定しないと困るのはあなた方ですよ。是非話し合って善処していただきたいと思います。

この３項目めにいきますけども、この高齢者の庭の手入れというのは本当に大変なことになっています。脚立なんか乗って落ちたりしたら、もう骨折、寝たきりということになるんです。そしてね、またね、大和村は第３日曜日ですか、第３日曜日は集落の美化清掃をマイクで呼びかけています。家の周りを清掃してください。高齢者は清掃どころじゃない。庭に出ることさえもやっとという方がいらっしゃるんですよ。そういう方に対する農業助成と同額なね、助成をお願いしたいと言っているんです。どうですか、産業課長。

○産業振興課長（福本新平君）

今現在、農作業の受託に係る半額軽減は行っていますが、居宅周りの助成というのは実施しておりません。自宅周りの管理になると、幅がいろんな面で広げられるため、本当にどこまでしていいものなのか、どこまでするべきなのか、事業の内容についても慎重にならなければならないと思っ

ております。また、地域によっては集落の支え合いで行っているところもありますので、本当にできない方であって、ちょっと管理が難しい方等をお調べしながら、問い合わせもありますので、どういう内容で事業が実施していけるのか、検討していければというふうに思っております。

○９番（奥田忠廣君）

私が言っているのはね、細かいことまでやれとは言ってないんですよ。生垣が大きくなって大変な状況になっているところもあるんです、触れない、自分では。現にそういうのがあるんです。やらない後には、自分でできないから人を頼まんといかんというところがあるんですよ。そういうところを私、言っているんです。詳細に細かいところまでやれとは言ってない。せめてその生垣を切ってほしいという、そういうのは対象にしていただけませんかと申し上げている。

○産業振興課長（福本新平君）

議員がおっしゃるように、生垣のみの大きくなった部分の剪定作業から、まずはスタートするとか、そういう面でちょっと内容を変えて支援ができればいいかなというふうに思っていますので、その辺についても予算の助成額とか、その辺も検討していきたいと思います。

○９番（奥田忠廣君）

村長ね、これね、予算で何十万もかかるものじゃないですよ。これ、こう見たら分かる。各集落にこれ大変だなと、恐らく高齢者がいて、その言ってみればカン木です。それを切ることもできないし、そういうことを、方々を私は申し上げているのであって、細かく庭の手入れとか、そんなのは言っていない。高齢者ができないという中で言っているわけですから、これはね、来年度の予算で農業助成と同じような対応を取っていただきたいと、こう言っているんです。村長、どうですか。

○村長（伊集院　幼君）

確かに議員のおっしゃるとおり、私の近所にも高齢者が一人住まいで、近所同士で協力しながら垣根を切ったりしております。盆と正月ぐらいしかできませんが、実態としてそのような方がいらっしゃるのは確かでございますので、今議員のおっしゃるような支援策については、我々もできる限り皆さんの了解がいただけるのであれば、来年度からも取り組まさせていただければというふうに思うところでございます。

○９番（奥田忠廣君）

是非取り組んでいただきたい。次に、４項目めの農業作業機械、これね、私が申し上げているのは、認定農業者はね、半額なんですよ、使用料。これいろいろありますけれども、認定農業者については半額になっています。私が申し上げているのは、自分でできる人もいるんです。それはなぜかというと、できるというのは、誰でもあんたユンボの運転ができるから、トラクターの運転ができるから、はいどうぞというわけにいかない。これは労働安全衛生法というのがあって、その中で特殊教育修了と小型車両軽建設機械の運転はしてもいいですよという、これは大型もある、小型もある。土木業者がユンボに乗って、機械を乗っているんです、乗ってやってますよ。その方々もこ

の許可がなければ現場でできないです。こういうものを持っている方、そして自分で作業をできる方、これについてはせめて認定農業者並の料金で、来年度からやっていただけませんかと申し上げています。・・・産業課長・・・村長どうですか。

○村長（伊集院　幼君）

先ほど答弁で申し上げましたように、支援策は考えていきたいというふうに思っていますので、それは多分認定農業者並にやっていくのかどうかというのは、これからの協議ですけれども、我々も支援策がしっかりできるように、来年度予算に反映をしていきたいというふうに思います。

○９番（奥田忠廣君）

次に、５項目め、これはね、私はね、最初、一般質問でエレベーターと出したんですけど、現場を見て、現場を見てきたんですよ、診療所の現場。そしたらエレベーターを造るのにはちょっと厳しいなと思って、このイス式階段昇降機、ある程度、あそこの階段は広いんですよ。これだったら十分できるなと思ったんですけど、診療の人数が少ないから、費用対効果でこれを造ることはできないと。歯科診療で在宅診療を頼んだときには、診療代は一緒ですか。在宅費用というのはかからないんですか、在宅の。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

確かな数字は分からないんですけれど、若干加算されるかと思います。

○９番（奥田忠廣君）

ですからね、在宅診療をお願いすると、恐らく診療費は加算される。このイス式階段昇降機はそう金がかかるものなんですか。1人座ったら動く。検討していただけませんか、村長。あなたできないと言ったんですけど。

○村長（伊集院　幼君）

費用対効果ということで私は申し上げましたけれども、実は昨日、診療所にほかの要件で行きましたら、歯科のお医者さんとお会いしまして、たまたまこの質問の内容について、ちょっと確認をしました。先生いわく、昇降機はちょっと故障が多くて、なかなか使い勝手が悪い。今、訪問診療をしているけどどうなんですかと言ったら、そのほうがいいだろうという返事を、一応いただきました。しかしながら、訪問に行くと時間がかかるもんですから、訪問に行く時間の設定を先生のほうで患者に合わせた中で行ければ、できないこともないということで、その足の上り下りの大変な高齢者には、訪問診療を考えていきたいというお医者さんの話もございました。そういうことをしながらですね、我々としては対応をまたお医者さんと話しながらしていければというふうに思っています。

○９番（奥田忠廣君）

そう予算がかかるものじゃないと思うんです。ですから、在宅診療も、このイス式階段昇降機も考えながらやっていただけませんか、村長。

○村長（伊集院　幼君）

それは、医師との協議の中で、やっぱりどういう形がいいのかというのは、また今後、我々もこの議員からの質問にあって、ただ直感では費用対効果が利用者数からどうなのかという答弁をさせていただきましたが、やっぱり現状がどういうことなのかということを、もう少し医師とも話をさせていただいて、まず、在宅訪問診療していただきながら、それでもやっぱり利用者が多くなって、やっぱりあそこでしかできない治療もあると思うんですよね。そういうときはやっぱりどうしても昇降機が必要になってくるのかなということも考えられますので、そこは今後利用者の状況を見ながら、我々もまた検討させていただきたいというふうに思います。

○９番（奥田忠廣君）

令和７年度予算編成の12月、もう査定始まっているんですか。

○総務課長（政村勇二君）

令和７年度の予算査定はですね、今月の23日からスタートする予定でございます。

○９番（奥田忠廣君）

財政状況というのは、何を根拠と言ったのは、私は来年はね、ちょっと厳しくなるのかなと思っているんです。これ、103万円の壁というこれ175万にするといっている。所得税が減るんです各市町村、各県。宮城県で90何億。その補填を国がやってくれたらいい。どういう方法でやるのか。増税でやるのか、何でやるのか、分からない、今。ですから、令和７年度予算、皆様の知恵の中で来年度、村民に不便を与えるような予算でなく、令和７年度６年度よりよかったと思えるような予算査定をして予算編成をやっていただきたい。恐らく３月は予算委員会もありますけど、是非、そのような予算であってほしいと思っております。終わります。

○議長（藏　正君）

これで９番、奥田忠廣君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。15分から再開いたします。

休憩　午後　３時００分）

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

再開　午後　３時１５分

○議長（藏　正君）

それでは、会議を再開いたします。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第２　承認第11号　鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての専決処分の承認について

○議長（藏　正君）

日程第２、承認第11号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由と内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部が変更されたことに伴い、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約変更が生じました。変更部分につきましては、被保険者証及び資格証明書の文言を資格確認書等に改めるものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第３　議案第65号　アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕ設置条例の制定について

○議長（藏　正君）

日程第３、議案第65号、アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕ設置条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由と内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕ設置及び管理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギ飼育展示施設であるアマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕ整備に伴い、アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕ設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの設置及び管理に関する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

奄美群島成長戦略推進交付金事業を活用し整備を行っておりますアマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。条例の内容につきましては、施設の設置及び管理について必要な事項を定めております。このアマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕが自然環境保全啓発及び交流人口の増加に資することを望むものであります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第４　議案第66号　アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕ獣医師の給与等に関する条例の制定について

○議長（藏　正君）

日程第４、議案第66号、アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕ獣医師の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に、提案の理由と内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの獣医師の給与等に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの設置に伴いアマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの獣医師の給与等に関する条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの獣医師の給与等に関する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

奄美群島成長戦略推進交付金事業を活用し整備を行っておりますアマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの獣医師の給与等に関する条例を制定しようとするものであります。

条例の内容につきましては、給与及び旅費並びに勤務時間、そのほかの勤務条件に関する事項を定めております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第５　議案第67号　大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏　正君）

日程第５、議案第67号、大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由と内容の説明を求めます。

○村長（伊集院　幼君）

大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの設置及びアマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの獣医師の給与等に関する条例の制定に伴い、大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

職員の特殊勤務手当の支給について、アマミノクロウサギミュージアムＱｕｒｕＧｕｒｕの獣医師の給与等に関する条例第２条の２特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当及び期末手当を支給するとなっておりますことから、大和村職員の特殊勤務手当に関する条例第

２条に獣医師手当及び第10条にその月額を加える内容となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏　正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第６　請願第１号　外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について

○議長（藏　正君）

日程第６、去る12月９日の定例会本会議において総務建設委員会に付託をいたしました請願第１号、外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について、総務建設委員長に委員会の報告を求めます。

○総務建設委員長（市田実孝君）

請願第１号に対する委員長報告をいたします。

総務委建設委員長　市田実孝。

12月９日の定例会本会議において、本委員会に付託を受けました請願第１号　外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について、その経過と結果を報告いたします。

本委員会は、全委員出席のもと、12月９日に委員会を開き、審査を行いました。

請願第１号　外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願については、１、血液供給に対して責務を持つ日本赤十字社が主体となり、かつてあった奄美大島への血液備蓄再設置を進める

こと。２、血液の備蓄ができていた旧備蓄医療機関制度に類する仕組みの離島における復活と、日本赤十字社を主体として離島の地域中核病院に対する血液供給体制向上の仕組みを造ること。３、血液供給に本土の何十倍も時間を要する離島地域においては、緊急時のみではなく、平時の血液融通を実情に合わせて任用すること。2020年に12月18日の閣議決定や2020年４月10日に日本医師会長が日本赤十字社社長に備蓄所要望書を提出したにも関わらず、現実的な改善が認められていません。大和村民の命、ひいては奄美群島民の命を守るために血液備蓄所の再設置は必要であることから、厚生労働大臣におかれましては、地域の実情を十分に加味し、先に述べました項目の実現を図るため、法の解釈及び日本赤十字社の指導をしていただきたいという請願について、本委員会はこの請願に賛同し、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

この請願第１号につきましては、外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する意見書として発議することを全会一致で決定し、議長に提出いたしております。

以上で、総務委員会に付託を受けました請願第１号の委員長報告を終わります。

○議長（藏　正君）

これから、請願第１号　外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願についてを採決いたします。

この請願に対する委員長報告は、採択です。

お諮りいたします。

この請願は、先ほどの報告のとおり採択することに御異議はありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第１号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第７　発議第３号　外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する意見書採択について

○議長（藏　正君）

日程第７、発議第３号、外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する意見書採択についてを議題といたします。

なお、本件に対する趣旨説明については、先ほど総務建設委員長が請願審査報告の中で述べておりますので、会議規則第39条第２項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

討論なしと認めます。

これから、発議第３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第８　議員派遣の件について

○議長（藏　正君）

日程第８、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

－－－－－－－－－○－－－－－－－－－

日程第９　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藏　正君）

日程第９、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藏　正君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして令和６年第４回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後　３時３１分

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長　　藏　　正

大和村議会議員　　奥　田　忠　廣

大和村議会議員　　奥　田　浩　一